

～守ろう 豊かな自然 創ろう 次世代へつなぐまち 御前崎～

# 第2次 御前崎市環境基本計画

御前崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)



令和2年3月

御前崎市



# はじめに

## 守ろう 豊かな自然 創ろう 次世代へつなぐまち 御前崎



御前崎市では、平成 28 年 3 月に策定した第 2 次御前崎市総合計画に基づき、「子どもたちの 夢と希望があふれるまち 御前崎」の将来都市像を目指し、市民が地元で愛着と誇りを持ち、将来の御前崎市を担う子どもたちが夢や希望を抱くことができるまちづくりを推進しています。

また、御前崎市環境基本計画は、「御前崎市環境基本条例」に基づき、総合計画の環境分野を補完するものとして平成 22 年 3 月に策定されました。「育てよう 自然の恵みと若い夢 未来へ灯す 御前崎」を望ましい環境像として掲げ、環境施策を計画的かつ総合的に推進するとともに、平成 27 年 3 月には社会情勢の変化などを踏まえた中間見直しを行いました。

しかしながら、近年では社会経済活動の拡大、生活様式の変化などに伴う公害や身近な自然の減少などに加え、猛暑や集中豪雨など、地球温暖化が原因と考えられる自然災害が増えており、社会や経済にも大きな影響を与えています。

このような状況のなか、「御前崎市環境基本計画」の策定から 10 年を経過し、新たな中長期的な視点から環境の保全と創造に関する施策の総合的な計画として、「第 2 次御前崎市環境基本計画」を策定しました。また、地球温暖化対策をより一層図るため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく実行計画として、「御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を本計画の一部に含めて策定しました。

今後は、市民・事業者・滞在者の皆様との連携・協働により、目指すべき望ましい環境像「守ろう 豊かな自然 創ろう 次世代へつなぐまち 御前崎」の実現に向けた取り組みの推進に努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました御前崎市環境保全対策審議会委員並びにアンケート等で貴重なご意見をいただいた市民や事業者の皆様から感謝を申し上げます。

令和 2 年 3 月

御前崎市長 柳澤 重夫



# 目次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
第1節 御前崎市の動向 .....	1
第2節 第1次計画（中間見直し）の評価 .....	3
第3節 第2次計画の策定の背景 .....	10
第4節 計画の基本的事項 .....	12
<b>第2章 環境の現状と課題</b> .....	<b>14</b>
第1節 御前崎市の概況 .....	14
第2節 自然環境 .....	17
第3節 快適環境 .....	25
第4節 生活環境 .....	28
第5節 資源循環 .....	33
第6節 地球環境 .....	36
第7節 環境教育・環境保全活動 .....	41
第8節 市民・事業者の取り組み .....	44
<b>第3章 計画の目標</b> .....	<b>46</b>
第1節 基本理念 .....	46
第2節 総合計画の将来都市像と望ましい環境像 .....	46
第3節 環境目標 .....	47
第4節 計画の体系 .....	48
<b>第4章 主体別の取り組み</b> .....	<b>49</b>
1 きれいな海と川をまもる .....	50
2 緑豊かな森林と農地をまもる .....	52
3 多様な生きものと共生する .....	54
4 自然・景観・歴史に親しむ .....	56
5 公園・緑地をまもる .....	58
6 公害を防ぐ .....	60
7 空気や水をきれいにする .....	62
8 ごみの減量とリサイクルを進める .....	64
9 地球温暖化を止める .....	68
10 環境を知る・学ぶ・活動する .....	72

<b>第 5 章 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）</b>	<b>75</b>
第 1 節 本市の地球温暖化対策	75
第 2 節 地球温暖化とは	76
第 3 節 地球温暖化の予測・影響	78
第 4 節 地球温暖化対策の動向	79
第 5 節 区域施策編の概要	80
第 6 節 温室効果ガス排出量の現状	81
第 7 節 温室効果ガス排出量の削減目標	82
第 8 節 地球温暖化に関する取り組み	85
<b>第 6 章 計画の進行管理と推進体制</b>	<b>92</b>
第 1 節 計画の進行管理	92
第 2 節 計画の推進体制	94
第 3 節 計画の推進方策	96
<b>資料編</b>	<b>97</b>

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 御前崎市の動向

### 1-1 深刻化する環境問題の解決に向けて

御前崎市（以下、本市という。）は、北部は牧之原台地から続く丘陵地帯、南部は御前崎灯台の建つ岬や遠州灘海岸の砂丘地帯など豊かな自然環境に恵まれ、その恵みを受けながら地域固有の文化を大切に守り育ててきました。

しかしながら、近年では社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化などに伴い、生活雑排水による水質汚濁や自動車からの排気ガスなどの公害や身近な自然の減少などの問題が顕著になってきており、生活の利便性が高まる一方で環境への負荷が増大し、生物の生存基盤である地球環境にまで影響を及ぼしています。特に最近では猛暑や集中豪雨など、地球温暖化が原因と考えられる自然災害が増えており、社会や経済にも影響を与えています。

私たちは、この自然環境に恵まれた中で住みよい生活を確保するため、自然と共生し、自らの生活様式や社会活動のあり方を見つめ直し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築しなければなりません。

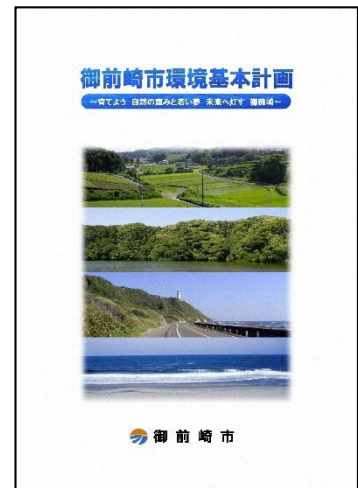
### 1-2 本市の環境行政の動向

#### ●御前崎市環境基本条例の制定

本市では、環境の保全と創造を推進し、健康で安全かつ快適な生活の確保のため、2006（平成18）年12月に「御前崎市環境基本条例」を制定し、2007（平成19）年4月1日に施行しました。本条例では基本理念のほか、市・市民・事業者・滞在者等の責務、施策の基本方針、基本的な施策、環境保全対策審議会などについて規定しています。

#### ●御前崎市環境基本計画の策定

御前崎市環境基本条例第9条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2010（平成22）年3月に「御前崎市環境基本計画」（以下、第1次計画という。）を策定しました。この計画では、「育てよう 自然の恵みと若い夢 未来へ灯す 御前崎」を望ましい環境像として設定し、6つの環境目標、19の取り組みの方向、4つの重点プロジェクトのもと、市民・事業者・市・滞在者等の取り組みを推進してきました。



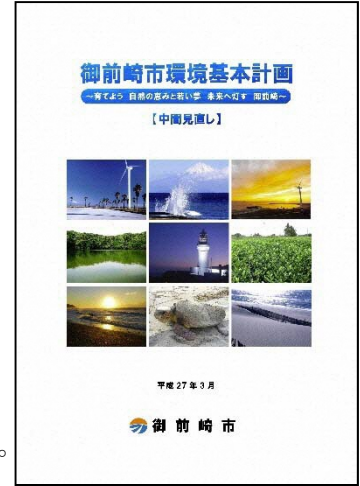
御前崎市環境基本計画  
（第1次計画）

#### ●御前崎市役所におけるエコアクション21の認証取得

本市の事務事業における環境への取り組みと環境保全推進に関する施策を効果的に行うため、2012（平成24）年2月からエコアクション21認証取得に向けた取り組みに着手し、2013（平成25）年3月4日付けで認証・登録を受けました。職員一人ひとりの環境に対する意識も高まり、環境を大切にするという組織風土も醸成されています。

### ●御前崎市環境基本計画の中間見直し

第1次計画の計画期間の中間に当たる2014（平成26）年度には、社会情勢の変化や取り組みの進捗状況などを踏まえて計画の見直しを行い、「御前崎市環境基本計画（中間見直し）」（以下、第1次計画（中間見直し）という。）を策定しました。



御前崎市環境基本計画  
（中間見直し）

### ●第2次御前崎市総合計画の策定

2016（平成28）年3月には、2016（平成28）年度から2025（令和7）年度までを計画期間とする「第2次御前崎市総合計画」を策定しました。将来都市像として「子どもたちの夢と希望があふれるまち 御前崎」を掲げ、急速な人口減少対策や地方分権の推進と地方創生という社会情勢を踏まえ、まちづくりへの積極的な市民参加を促していくとしています。環境に関する「暮らし環境分野」の基本目標として「美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち」を掲げています。

### ●御前崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、地球温暖化対策推進法という。）に基づき、本市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出削減を図るための計画として、2017（平成29）年3月に「御前崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。この計画では、パリ協定を踏まえ、2030（令和12）年までに40%の温室効果ガスの削減を目標としています。また、2007（平成19）年に策定した旧計画と異なる点は、温室効果ガス排出量の見える化が行われており、排出量の多い施設を重点施設として定めています。

### ●御前崎市エネルギービジョンの策定

これまで本市では、浜岡原子力発電所が立地していることを踏まえ、電源地域の優位性を生かした企業誘致や、自然特性を活かしたエネルギー利用の推進などの取り組みを進めてきました。しかし、本市がエネルギーのまちとして、さらなる発展をするためには、土地利用との調和のとれた太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入や、浜岡原子力発電所などの既存のエネルギーインフラの活用を図りながら市民、事業者及び市が一体となってエネルギーの総合的なまちづくりを進めていく必要があります。そのため、新たなエネルギーのまちとしての将来像「未来へつなぐ エネルギーのまち 御前崎」を掲げた「御前崎市エネルギービジョン」を2018（平成30）年3月に策定しました。

### ●第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画の策定

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、ごみ処理に係る「ごみ処理基本計画」と、排水処理に係る「生活排水処理基本計画」を盛り込んだ「第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画」を2019（平成31）年3月に策定しました。この計画では、2028（令和10）年度までの一人一日当たりのごみ排出量の削減、生活雑排水処理率の向上を目指し、ごみ排出適正化の強化、リデュース・リユース・リサイクル（3R）の徹底、事業系ごみの排出抑制、合併処理浄化槽の設置促進などの施策を推進していくこととしています。

### ●第2次御前崎市環境基本計画の策定

2014（平成26）年度に策定した第1次計画（中間見直し）が2019（令和元）年度に計画期間が満了することから、2019（令和元）年度末に新たな「第2次御前崎市環境基本計画」（以下、第2次計画、または本計画という。）を策定することとしました。



## 第2節 第1次計画（中間見直し）の評価

### 2-1 数値目標による評価

第1次計画（中間見直し）では、取り組みの方向ごとに複数の数値目標を設定し、目標の進捗管理を図ってきました。ここでは、6つの環境目標ごとに数値目標の現状（2014（平成26）年度～2018（平成30）年度の実績の平均値、もしくは2018（平成30）年度実績）についてまとめるとともに、2019（令和元）年度の目標値に対する達成状況を評価しました。なお、評価は目標達成率により4段階に区分し、「評価」欄に示しました。

【評価（4段階）】

★	: 達成率 0～49%
★★	: 達成率 50～79%
★★★	: 達成率 80～99%
目標達成	: 達成率 100%以上

#### ●環境目標1：自然環境の保全と生物多様性の確保

【取り組みの方向 1-1】 ウミガメ指定地域・海岸清掃ボランティア数は参加学校数が増えたため、目標を達成しています。海岸清掃・緑の少年団参加者数及び海岸林整備・ボランティア参加者数は、参加学年数や参加者数減少のため、目標の達成は難しい状況です。海岸部への不法投棄箇所数は、パトロールの効果により件数は減少しましたが、目標の達成は難しい状況です。

【取り組みの方向 1-2】 雨水透水性舗装延長は、道路改良工事の減少により、目標値の達成は難しい状況です。

【取り組みの方向 1-3】 松くい虫被害海岸林・除伐面積は、薬剤の空中散布などの対策により、被害は減少していますが、目標値の達成は難しい状況です。

【取り組みの方向 1-4】 農地面積（土地利用）、エコファーマー認定者数は、農業の担い手不足や高齢化により減少しており、目標値の達成は難しい状況です。

【取り組みの方向 1-5】 アカウミガメの上陸頭数減少に伴い、保護卵数は減少し、天候不順によるアカウミガメ産卵観察会日数、参加者数も減少した結果、目標値の達成は難しい状況です。アカウミガメ放流観察会参加者数も、アカウミガメの保護卵数減少に伴い、目標値の達成は難しい状況です。

取り組みの方向	環境指標	単位	基準値	現状値	目標値	評価
			(H25)	(H26～30)	(R1)	
1-1	◇ ウミガメ指定地域・海岸清掃ボランティア数	人/年	490	862	700	目標達成
	◇ 海岸清掃・緑の少年団参加者数	人/年	900	426	600	★★
	◇ 海岸林整備・ボランティア参加者数	人/年	200	196	300	★★
	◇ 海岸部への不法投棄箇所数	箇所/年	17	17	0	★
1-2	◇ 雨水透水性舗装延長(歩道部)	m	1,406	2,211*	2,452	★★★
1-3	◇ 松食い虫被害海岸林・除伐面積	ha/年	3.45	1.28	0	★★
	◇ 海岸林整備・ボランティア参加者数	人/年	200	196	300	★★
1-4	◇ 農地面積(土地利用)※	ha/年	1,695	1,466*	1,720	★★★
	◇ エコファーマー認定者数	人/年	41	37	43	★★★
	◇ 遊休農地面積	ha/年	434	607*	380	★★
1-5	◇ アカウミガメ保護卵数	個/年	24,335	9,376	25,000	★
	◇ アカウミガメ産卵観察会日数	日/年	9	6	14	★
	◇ アカウミガメ産卵観察会参加者数	人/年	1,078	734	900	★★★
	◇ アカウミガメ放流観察会日数	日/年	5	5	3	目標達成
	◇ アカウミガメ放流観察会参加者数	人/年	944	665	900	★★

\*2018（平成30）年度実績を示す。

※農地面積（土地利用）とは、農地の耕作面積のことである。

●環境目標2：快適環境の保全と創造

【取り組みの方向 2-1】観光客数は、市内の観光資源をより一層魅力的なものにしたり、新たな観光商品の開発を行っていますが、目標値の達成が難しい状況です。

【取り組みの方向 2-2】1人当たりの都市公園等面積は、目標を達成しています。グリーンバンク申請団体数は、活動を続ける団体が減少し、目標値の達成が難しい状況です。

【取り組みの方向 2-3】「景色が美しい」に対する満足度は、2008（平成20）年度に行ったアンケートより上がったものの、目標値の達成は出来ませんでした。

【取り組みの方向 2-4】文化財案内板設置数は、大河ドラマ「おんな城主直虎」応援プロジェクトによる新野地区の城跡や左馬武神社への案内看板の設置が増加し、目標を達成しています。

取り組みの方向	環境指標	単位	基準値	現状値	目標値	評価
			(H25)	(H26~30)	(R1)	
2-1	◇ 観光客数	人/年	220万	236万	260万	★★★
2-2	◇ 1人当たりの都市公園等面積	m <sup>2</sup> /人	5.39	5.66*	5.50	目標達成
	◇ グリーンバンク申請団体数	団体/年	65	57	80	★★
2-3	◇ 「景色が美しい」に対する満足度	—	0.35(H20)	0.46*(R1)	1.00	★
2-4	◇ 指定文化財数	件/年	29	32*	33	★★★
	◇ 文化財案内板設置数	基	70	89*	75	目標達成

\*2018（平成30）年度実績を示す。

●環境目標3：安全・安心な生活環境の保全

【取り組みの方向 3-1】公害苦情件数（大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁）は、苦情0件という目標値の達成は難しい状況です。公害防止協定（環境保全協定）締結者数は、企業と調整を行っていますが、目標値の達成は難しい状況です。

【取り組みの方向 3-2】取組の方向 3-2 の大気汚染、悪臭、騒音・振動の苦情件数については、取組の方向 3-1 と同様です。臭気指数による基準値超過地点数は、養豚及び堆肥化施設の臭気対策が改善されないため、目標値の達成は難しい状況です。

【取り組みの方向 3-3】生活雑排水処理率は、合併浄化槽・公共下水・農業集落排水への転換が進んだため、目標値を達成しています。市内河川 BOD の B 類型基準達成率は、市内河川は流域排水の滞留する影響を大きく受けやすいため、目標値の達成は難しい状況です。

取り組みの方向	環境指標	単位	基準値	現状値	目標値	評価
			(H25)	(H26~30)	(R1)	
3-1	◇ 公害苦情件数	件/年	15	11	0	★
	◇ 公害防止協定(環境保全協定)締結社数	件	40	40	50	★★★
3-2	◇ 大気汚染の公害苦情件数	件/年	4	1	0	★★★
	◇ 悪臭の公害苦情件数	件/年	7	4	0	★
	◇ 臭気指数による基準値超過地点数	地点/年	2	3	0	★
	◇ 騒音・振動の公害苦情件数	件/年	2	2	0	★
3-3	◇ 水質汚濁の公害苦情件数	件/年	2	4	0	★
	◇ 市内河川 BOD の B 類型基準達成率	%/年	72.4	74.5	80	★★★
	◇ 生活雑排水処理率	%/年	75.9	83.2*	78.3	目標達成

\*2018（平成30）年度実績を示す。

●環境目標4：資源エネルギーの循環的利用

【取り組みの方向 4-1】1人1日当たりごみ排出量は、市民意識の高まりにより、ごみの排出量は年々減少していますが、目標値の達成は難しい状況です。マイバック持参率、リサイクル率は、市民に分別やごみの減量の意識が根付いてきており、目標値の達成が見込まれます。最終処分率は

市民のリサイクルへの意識の高まりにより、目標値の達成が見込まれます。

**【取り組みの方向 4-2】 不法投棄監視パトロール実施回数**は目標値を達成、**環境美化活動への参加者数**は目標値の達成が見込まれます。**ごみゼロ運動の参加者数**は、町内会の協力により、参加人数が増えたものの、目標値の達成は難しい状況です。

**【取り組みの方向 4-3】 新エネルギー・省エネルギー機器導入補助件数**は、地球温暖化防止への関心の高まりや省エネ機器の普及により、目標を達成しています。**廃食用油回収量**もリサイクルの意識の高まりにより、目標を達成しています。

取り組みの方向	環境指標	単位	基準値	現状値	目標値	評価
			(H25)	(H26~30)	(R1)	
4-1	◇ 1人1日当たりごみ排出量	g/日人	961	957	863(H30)	★★★★
	◇ マイバッグ持参率	%	86.0	87.6	90	★★★★
	◇ リサイクル率	%	31.3	31.8	34.0	★★★★
	◇ 最終処分率	%	16.0	7.5	7.1	★★★★
	◇ 生ごみ処理機器購入助成数	件/年	25	17	60	★
4-2	◇ 不法投棄箇所数	箇所/年	89	87	0	★
	◇ 不法投棄監視パトロール実施回数	回/年	75	87	80	目標達成
	◇ 環境美化活動への参加者数	人/年	121	157	180	★★★★
	◇ ごみゼロ運動の参加者数	人/年	5,736	5,686	7,000	★★★★
4-3	◇ 新エネ・省エネ機器導入補助件数	件/年	233	185	150	目標達成
	◇ 廃食用油回収量	kl/年	378	438	400	目標達成

### ● 環境目標 5 : 地球環境の保全

**【取り組みの方向 5-1】 アースキッズ事業参加人数**は、2014（平成 26）年度より参加校数が増えており、目標値の達成が見込まれます。**市有施設からの温室効果ガス排出量**について、利用者の増加、施設の増加などで温室効果ガスは基準値よりも大幅に増加しており、目標値の達成は難しい状況です。

取り組みの方向	環境指標	単位	基準値	現状値	目標値	評価
			(H25)	(H26~30)	(R1)	
5-1	◇ 市有施設からの温室効果ガス排出量	t-CO <sub>2</sub>	6,114	8,807*	5,808 (H30)	★★
	◇ アースキッズ事業参加人数	人/年	50	97	110	★★★★

\*2018（平成 30）年度実績を示す。

### ● 環境目標 6 : 環境教育・環境保全活動の推進

**【取り組みの方向 6-1】 アカウミガメの指標の達成状況**については、取り組みの方向 1-1 と同様です。**磯の生物観察会・参加者数**は、開催日の天候に左右されるため、目標値の達成は難しい状況です。**出前講座回数**は、各所と調整、目標値の達成は難しい状況です。

取り組みの方向	環境指標	単位	基準値	現状値	目標値	評価
			(H25)	(H26~30)	(R1)	
6-1	◇ アカウミガメ保護卵数	個/年	24,335	9,376	25,000	★
	◇ アカウミガメ産卵観察会日数	日/年	9	6	14	★
	◇ アカウミガメ産卵観察会参加者数	人/年	1,078	734	900	★★★★
	◇ アカウミガメ放流観察会日数	日/年	5	5	3	目標達成
	◇ アカウミガメ放流観察会参加者数	人/年	944	665	900	★★
	◇ 磯の生物観察会・参加者数	人/年	28	32	50	★
	◇ 出前講座回数	回/年	0	0	3	★
6-2	◇ CATV による情報発信回数	件/年	5	0	20	★

\*2018（平成 30）年度実績を示す。

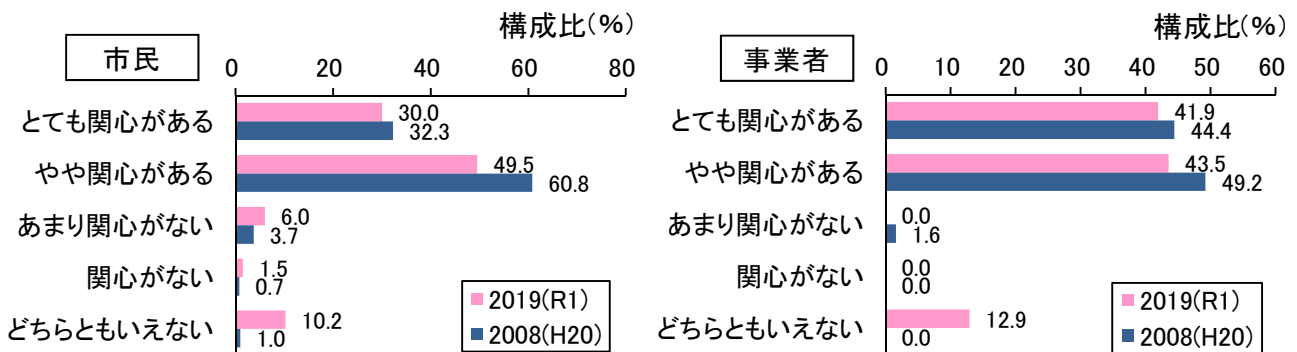
## 2-2 市民・事業者による評価

2019（令和元）年度及び2008（平成20）年度に実施した市民・事業者アンケート結果から、市民・事業者による評価を示します。

### ●環境に対する関心度の変化（市民・事業者）

環境に対する関心度について、2019（令和元）年度の結果は市民・事業者ともに「とても関心がある」及び「やや関心がある」という回答が多く、全体に占める割合は、市民が79.5%、事業者が85.4%となっており、環境への関心度の高さが伺えます。

しかし、2008（平成20）年度の結果と比較すると、「とても関心がある」及び「やや関心がある」という回答が減少し、「どちらともいえない」という回答が増加しています。本市が2012（平成24）年度及び2016（平成28）年度に実施した「市民満足度調査」によると、近年は環境だけではなく、生涯学習、図書館サービス、スポーツ活動、体育施設、国際交流、観光など環境以外のテーマを重要視する意見が増えていることから、相対的に環境への関心度の低下につながっている一つの要因と考えられます。



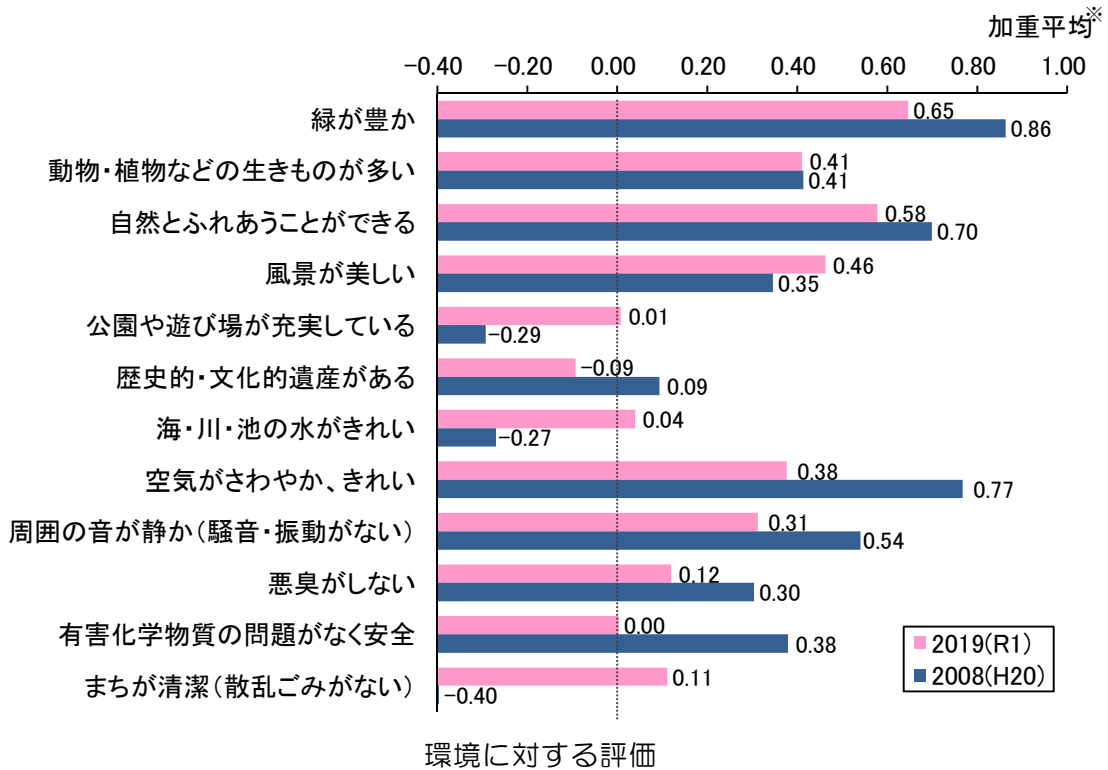
御前崎市マスコットキャラクター  
なみまる・ふうちゃん

●環境に対する評価の変化（市民）

環境に対する評価について、2019（令和元）年度の結果は「緑が豊か」（0.65）、「自然とふれあうことができる」（0.58）、「風景が美しい」（0.46）など豊かな自然環境に対する評価が高くなっています。

2008（平成20）年度の結果と比較すると、「まちが清潔（散乱ごみがない）」（+0.51）、「海・川・池の水がきれい」（+0.31）、「公園や遊び場が充実している」（+0.30）などが向上しました。「まちが清潔（散乱ごみがない）」の評価が高くなった要因としては、不法投棄防止ネットの設置、不法投棄監視パトロールの実施などを行うことにより不法投棄箇所数が、2008年と比べると近年、減少傾向にあるとともに、ごみゼロ運動参加者数の増加などによる効果が出てきているものと考えられます。「海・川・池の水がきれい」の評価が高くなった要因については、生活雑排水処理率の増加、市内河川BODのB類型環境基準達成率が上昇していることによるものと考えられます。さらに「公園や遊び場が充実している」については、公園管理の徹底や指定管理者制度の導入などが、評価の上昇につながったと考えられます。

一方、「空気がさわやか、きれい」（-0.39）、「有害化学物質の問題がなく安全」（-0.38）などは評価が低下しましたが、その要因としては近年、全国的に問題となっている微小粒子状物質（PM2.5）や放射性物質に対する関心度の高まりのほか、悪臭や野焼きの問題の発生が考えられます。



※注）加重平均とは、「そう思う」（1点）、「ややそう思う」（0.5点）、「あまりそう思わない」（-0.5点）、「そう思わない」（-1点）の配点により合計した数値を回答者数で割ったものである。

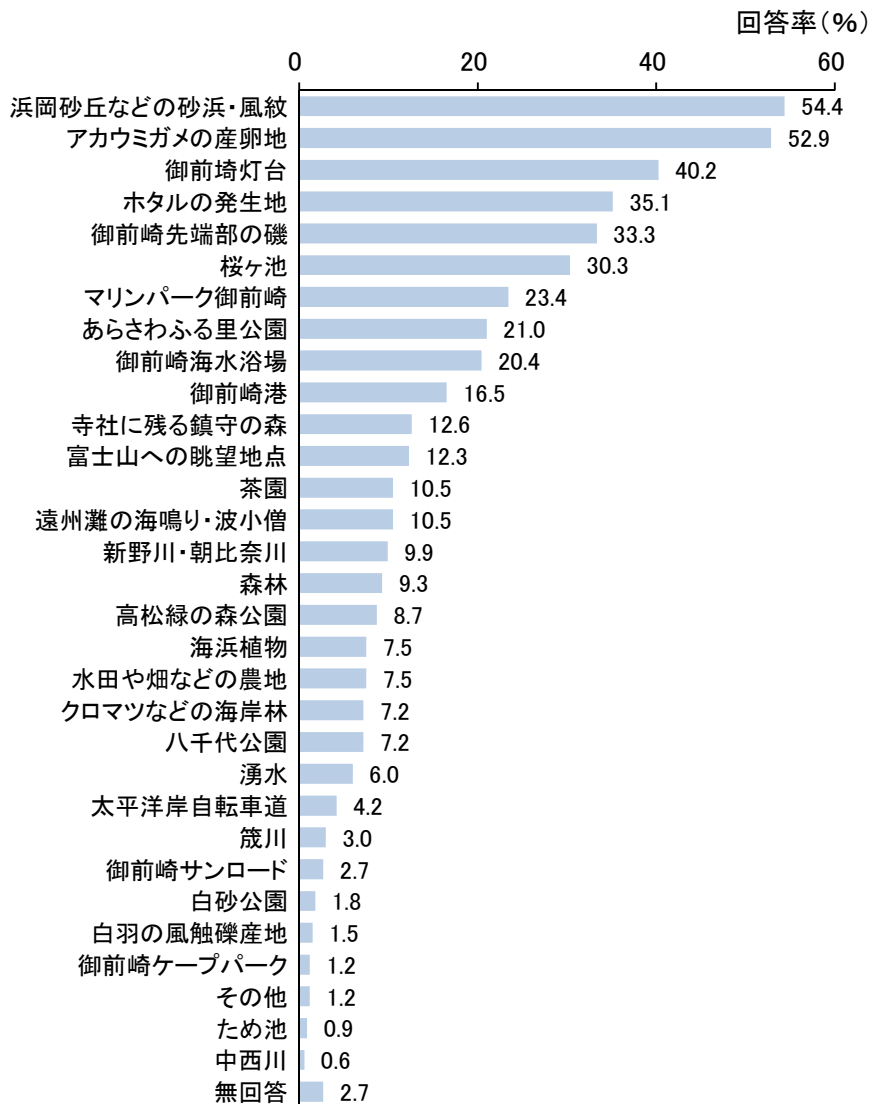
## ●行政に期待する環境施策（市民）

市民が行政に期待する環境施策について、2019（令和元）年度の結果は「海・海岸の保全・管理」「放射性物質・放射線対策」「悪臭対策」「バス等の公共交通機関や自転車利用の促進」などが多くなっており、これらの項目への対応が特に期待されています。

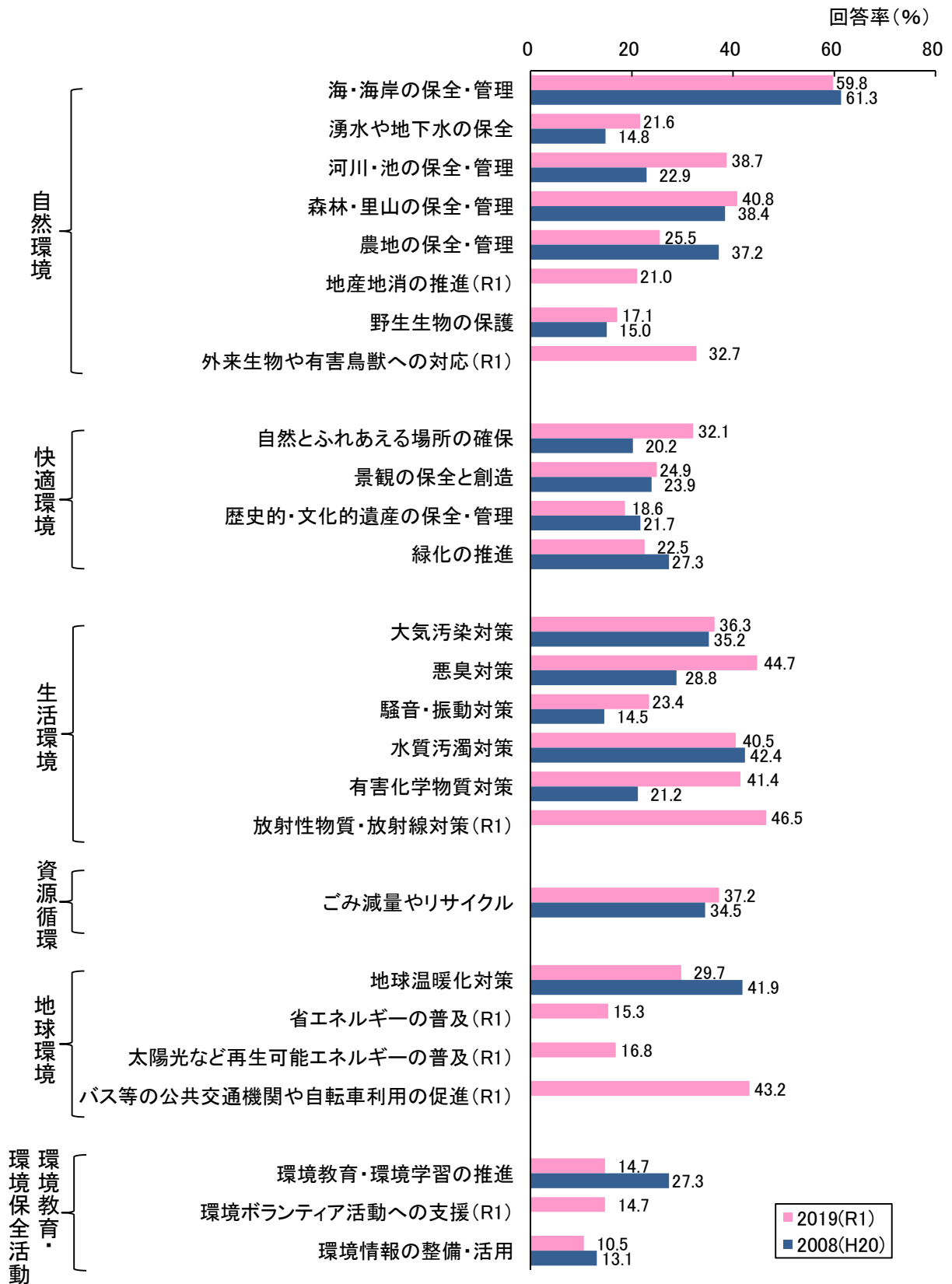
2008（平成20）年度の結果と比較すると、「有害化学物質対策」「悪臭対策」「河川・池の保全・管理」で回答率（回答数を回答者数で除した割合）が特に増加しています。その要因として、「有害化学物質対策」は放射性物質に対する関心度の高まりや廃棄物の処理に対する懸念、「悪臭対策」は悪臭苦情の発生、「河川・池の保全・管理」は河川水質の変動が大きい箇所が見られることに対する環境施策への期待などが考えられます。

### 大切にしたい環境・場所

2019（令和元）年度に実施した市民アンケート調査の結果によると、市民が大切にしたい環境・場所は「浜岡砂丘などの砂浜・風紋」（54.4%）が最も多く、次いで「アカウミガメの産卵地」（52.9%）、「御前埼灯台」（40.2%）、「ホタルの発生地」（35.1%）、「御前崎先端部の磯」（33.3%）など、自然環境や海に関する環境や場所が多くあげられました。これらの環境や場所を含めた本市の貴重な自然資源は、将来の世代へ継承していく必要があります。



大切にしたい環境・場所



行政に期待する環境施策

注) (R1) と記載のあるものは、2019 (令和元) 年度のアンケートで新たに設定した選択肢

## 第3節 第2次計画の策定の背景

第2次計画の策定にあたっては、以下に示す社会情勢や環境行政の方向性に対応したものとする必要があります。

### ●東日本大震災以降の社会情勢の変化

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災は、再生可能エネルギーや地域分散型エネルギーの重要性とともに、ライフスタイル・ビジネススタイルを見直し、省エネルギーを進めることの大切さを再認識させる教訓となりました。

その後、2012（平成24）年4月に閣議決定された「第四次環境基本計画」では、「安全が確保される社会」を大前提とした上で、「自然共生社会」「循環型社会」「低炭素社会」の3つの社会を掲げ、持続可能な社会を目指すことが明記されました。

また、2018（平成30）年7月には、脱炭素化を目指し、再生可能エネルギーを2050（令和32）年に「日本の主力電源」とすることが明記された「第5次エネルギー基本計画」が閣議決定されました。

### ●持続可能な開発目標（SDGs）の世界的な広がり

人間が天然資源やエネルギー、水などを利用・廃棄したり、社会や経済に関わる活動を行うことによって引き起こされる様々な問題を認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくため、2015（平成27）年9月の国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この2030アジェンダは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の目標として採択され、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17の目標と169のターゲットが設定されています。この17の目標には、水、エネルギー、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった環境と密接に関わる課題が数多く含まれています。

ここ数年、国や地方自治体、事業者、市民団体などの間でこのSDGsを目指した取り組みが広がりを見せています。

### 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、すべての人々にとってより良い、より持続可能な未来を築くための青写真です。貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決を目指します。

SDGsの目標は相互に関連しています。誰一人置き去りにしないために、2030（令和12）年までに各目標・ターゲットを達成することが重要です。



持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール（目標）

【資料：国際連合広報センター】



## ●パリ協定の採択・発効

2015（平成27）年12月、地球温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。日本を含めて195か国が参加している歴史的な枠組みとなっています。

パリ協定を踏まえて政府は、「地球温暖化対策計画」を2016（平成28）年5月に閣議決定しました。この計画は、これまで気候変動枠組条約締約国会議（COP）などで公表してきた日本の削減目標である短期目標「2020（令和2）年までに2005（平成17）年度比3.8%以上削減」、中期目標「（2030（令和12）年までに2013（平成25）年度比26%削減）を盛り込んだものとなっています。

### パリ協定の概要

パリ協定の目的は、世界共通の長期目標として産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持し、さらには1.5℃に抑える努力をすることです。また、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成できるよう、温室効果ガスを急激に削減させる目標となっています。各国は削減目標を作成・提出・維持するとともに、削減目標を5年毎に提出・更新すること、長期の削減計画を策定・提出することとされています。【資料：環境省】

## ●第五次環境基本計画の閣議決定

SDGs やパリ協定を受けて、2018（平成30）年4月に「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。この計画では、SDGs の考え方も活用しながら、イノベーション<sup>\*</sup>の創出や経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

## ●パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の閣議決定

国は温室効果ガス削減の長期戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を2019（令和元）年6月に閣議決定しました。同戦略では、最終到達点として「脱炭素社会<sup>\*</sup>」を掲げ、それを今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050（令和32）年までに80%の削減に大胆に取り組むこと、イノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現、取り組みを今から迅速に実施して世界へ貢献することなどを示しています。

## ●プラスチック資源循環戦略の策定

国は、近年のマイクロプラスチックをはじめとする海洋ごみの問題をはじめ、アジア各国による廃棄物の輸入規制などの幅広い課題に対応するため、「プラスチック資源循環戦略」を2019（令和元）年5月に策定しました。同戦略では、2030（令和12）年までに、使い捨てのプラスチック（容器包装等）をこれまでの努力も含め累積で25%排出抑制するという目標を掲げています。

## ●食品ロスの削減の推進に関する法律の公布

まだ食べることができるのに捨てられてしまう食品ロスを削減する「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019（令和元）年5月に公布されました。同法律には、政府が食品ロス削減の基本方針を策定するとともに、地方自治体は基本方針を踏まえて削減推進計画を策定し、実施することを責務としています。また、企業の責務のほか、消費者の役割を定め、国民運動として推進していくこととしています。

### ●用語解説●

※イノベーション：社会経済システムやライフスタイル、技術のすべてにわたる変革のこと。

※脱炭素社会：温室効果ガスの排出がゼロの社会

## 第4節 計画の基本的事項

### 4-1 計画の目的

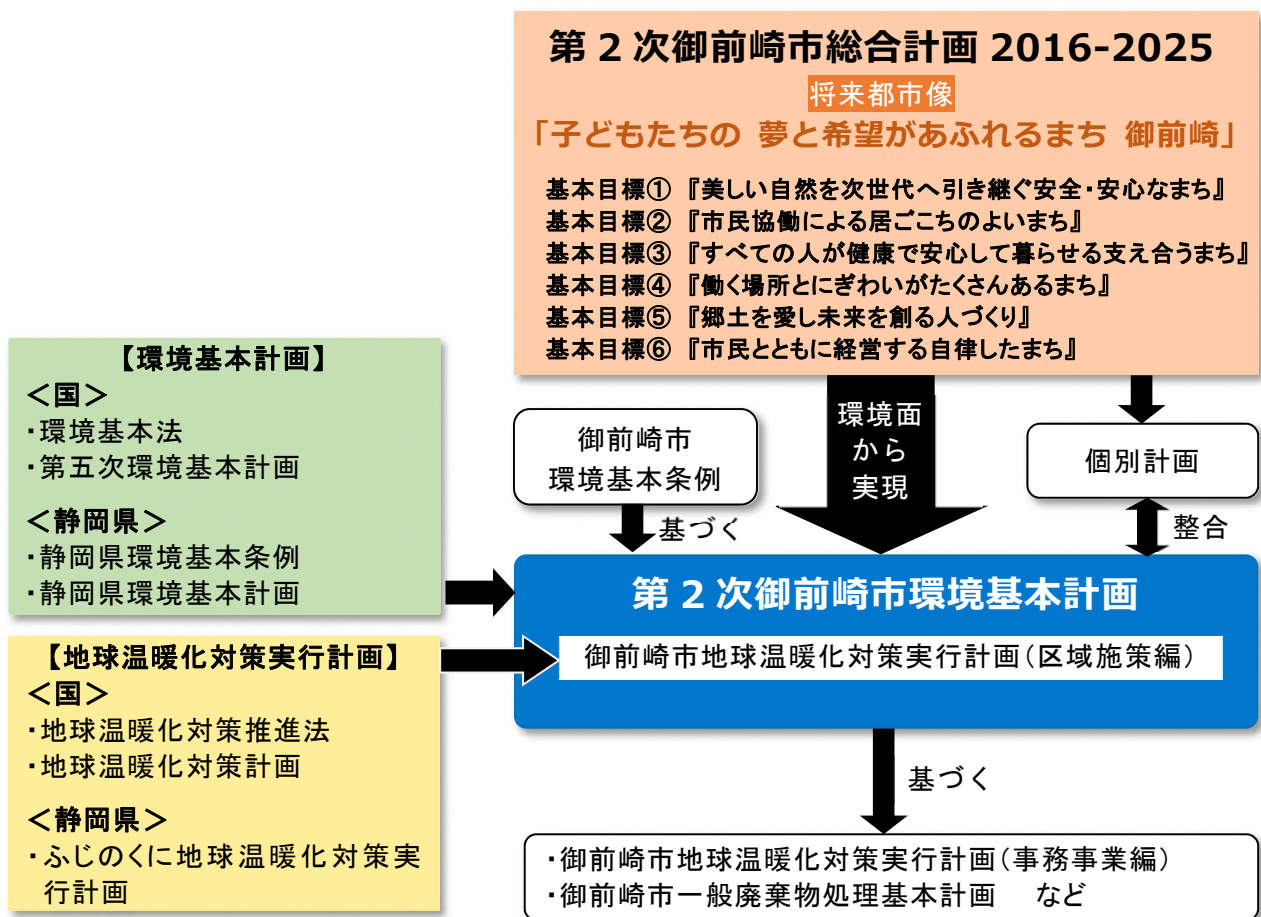
本計画は、2007（平成19）年4月1日に施行した「御前崎市環境基本条例」第9条に基づいて策定するものです。本計画の目的は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、望ましい環境のあり方や環境施策の基本的方向などを示し、市・市民・事業者・滞在者の取り組みを明らかにすることです。

### 4-2 計画の位置付け

本計画は上位計画である「第2次御前崎市総合計画」を環境面から推進するものとして位置付け、その他の個別計画とは内容の調整を図ります。

「御前崎市環境基本条例」の第9条に基づく計画とし、「御前崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」「御前崎市一般廃棄物処理基本計画」などの上位計画として位置づけます。

さらに、本計画の第5章を「地球温暖化対策推進法」の第19条第2項に基づく実行計画として位置づけます。



計画の位置付け

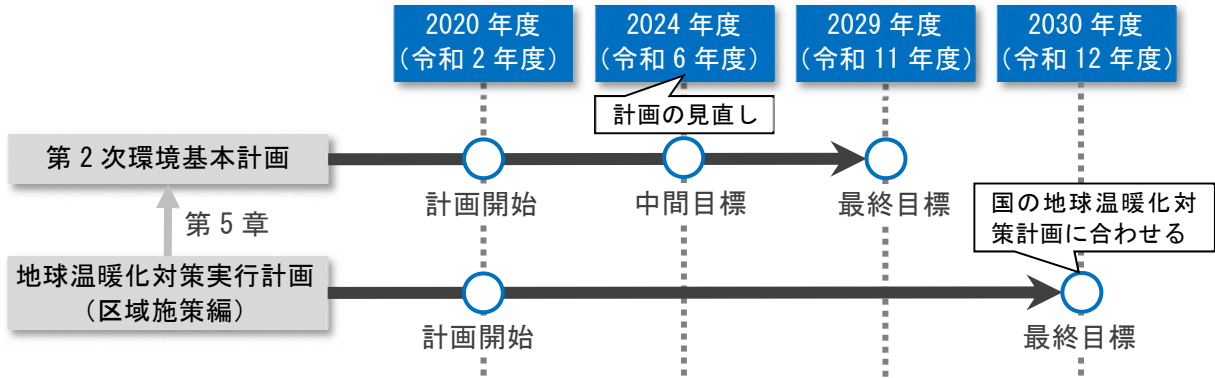
### 4-3 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、御前崎市全域とします。

## 4-4 計画の期間

計画の期間は、2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までの10年間とし、2024（令和6）年度に見直しを行います。

また、第5章の「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以後、実行計画と呼ぶ。）の目標年度は、国の「地球温暖化対策計画」の目標年度と合わせて2030（令和12）年度とするため、実行計画の計画期間は2020（令和2）年度から2030（令和12）年度までの11年間としますが、計画の見直しなどは環境基本計画に合わせて行います。



## 4-5 計画の対象とする環境の範囲

計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

自然環境	海岸、河川・池沼、水資源、森林、農地、生物 など
快適環境	自然とのふれあい、景観、歴史・文化、公園・緑地 など
生活環境	公害(有害化学物質、大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁) など
資源循環	廃棄物、不法投棄・ごみのポイ捨て など
地球環境	地球温暖化、エネルギー など
環境教育・環境保全活動	環境教育・環境学習、環境保全活動、環境情報 など

## 4-6 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、市・市民・事業者・滞在者とします。各主体は、「御前崎市環境基本条例」第4条～第7条に規定されているそれぞれの責務を果たすとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力していく必要があります。

推進主体	責務の内容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境の保全及び創造に関する基本的・総合的な施策を策定し、実施する</li> <li>● 市民及び事業者の環境保全活動へ支援・協力する</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常生活上の環境負荷を低減する</li> <li>● 環境保全及び創造に自ら努める</li> <li>● 市が実施する環境に関する施策へ協力する</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業活動が与える環境への影響を認識する</li> <li>● 公害を防止し、自然環境を保全する</li> <li>● 廃棄物を適正処理する</li> <li>● 環境負担の低減が可能な原材料、役務等を利用する</li> <li>● 市が実施する環境に関する施策へ協力する</li> <li>● 環境保全及び創造に自ら努める</li> </ul>
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市が実施する環境に関する施策へ協力する</li> <li>● 滞在中の環境負荷の低減に努める</li> </ul>

## 第2章 環境の現状と課題

### 第1節 御前崎市の概況

#### 1-1 位置及び概要

##### ●海や山などの豊かな自然環境に恵まれたまち

本市は太平洋に面し御前崎灯台と一体となった美しい海岸と、北部に広がる牧之原台地の茶園など、海や山などの豊かな自然環境に恵まれたまちです。

1971（昭和46）年に県下3番目となる関税法による開港指定された御前崎港は、金谷御前崎連絡道路などを軸に、東名及び新東名高速道路や富士山静岡空港へ接続され、県中西部の物流を担う多目的流通港湾として大きな期待が寄せられています。



#### 1-2 人口

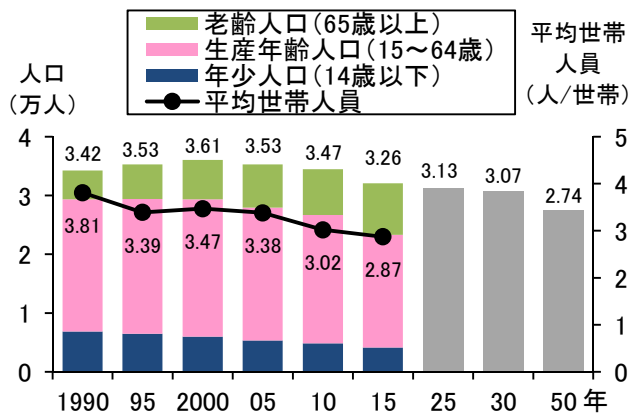
##### ●人口の減少、進む少子高齢化

2015（平成27）年の国勢調査の結果、本市の人口は32,578人、世帯数は11,345世帯（平均世帯人員は2.87人/世帯）でした。人口は2000（平成12）年まで増加傾向が続いていましたが、2005（平成17）年に減少に転じ、平均世帯人員も減少傾向が続いており、人口減少と核家族化が進行しています。

また、2015（平成27）年の年齢階級別人口は、年少人口が4,171人（13.0%\*）、生産年齢人口が19,139人（59.7%\*）、高齢人口が8,767人（27.3%\*）であり、年少人口の減少による少子化に加えて生産年齢人口の減少と高齢人口の増加による高齢化が進行しています。

こうした状況を踏まえ、人口減少に対する基本目標や施策を定めた「御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略\*」を策定し、人口の将来展望（御前崎市人口ビジョン）として、2030年に30,661人、2050年に27,394人を目標に掲げています。

\*：年齢不詳人口（501人）を除いた割合



年齢階級別人口・平均世帯人員

注) 年齢階級別人口は左軸、平均世帯人員は右軸の目盛りを参照

【資料:国勢調査、御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

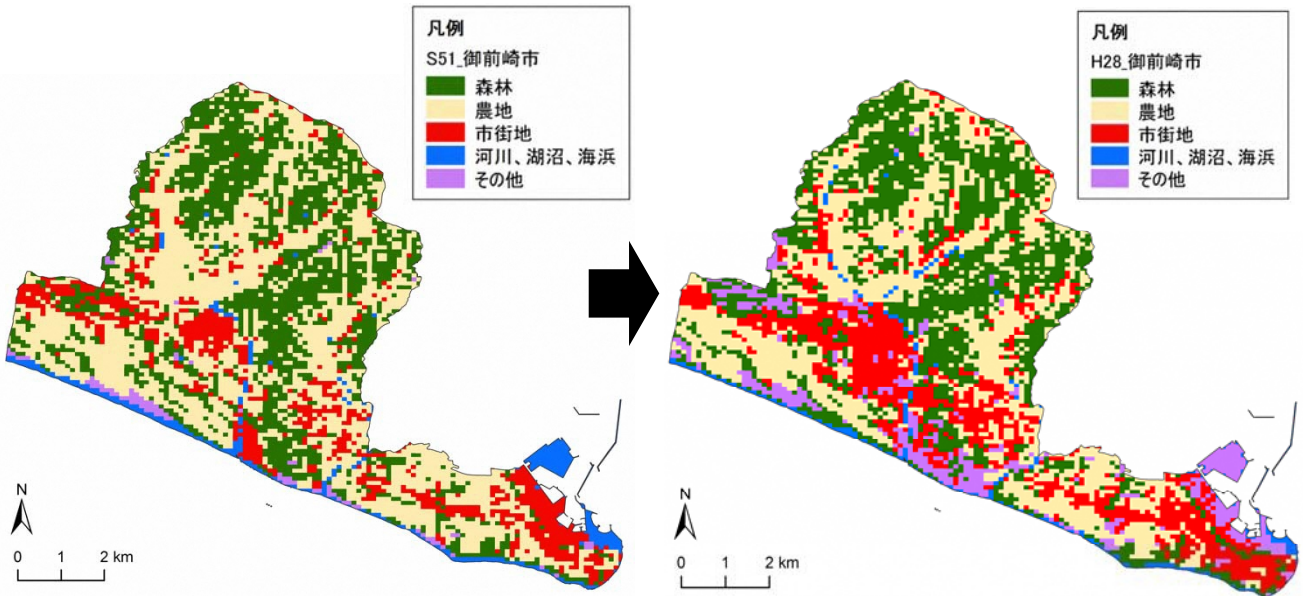
##### ●用語解説●

※御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略:2014（平成26）年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」第10条第1項に基づき、将来の人口ビジョンを基礎資料として、本市が抱える地域課題を解決し、人口減少と地域経済縮小の克服、さらには、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立に向けて、短中期的な目標や方向性、具体的な施策をまとめたもの。

## 1-3 土地利用

### ●農地の減少と市街地の拡大

1976（昭和51）年と2016（平成28）年の土地利用を比較すると、平野部を中心に農地の減少が著しく、市街地やその他の土地利用に転用されています。



土地利用の変化

【資料:国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ】

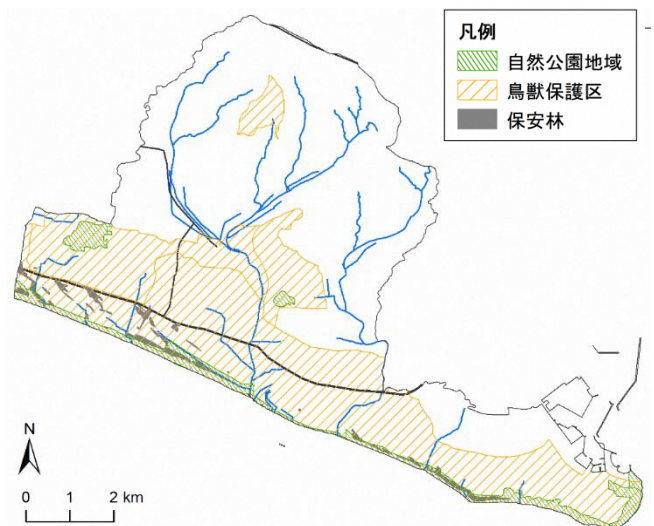
## 1-4 環境関連法指定地域

### ●海岸域に広がる自然公園

本市の海岸域と桜ヶ池及び高松山地区は、御前崎遠州灘県立自然公園に指定されています。

また、海岸から国道150号線までの砂丘にある海岸林は、飛砂防備などを目的とした保安林※に指定されています。

海岸から平野部にかけては鳥獣保護区※に指定されています。



環境関連地域指定図 【資料:国土数値情報】

### ●用語解説●

※**保安林**:水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。

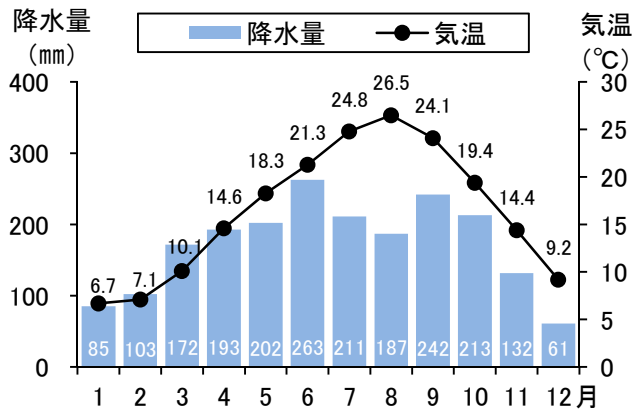
※**鳥獣保護区**:「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止されています。

## 1-5 気象

### ●年間を通じて温暖な気候

本市は、典型的な太平洋岸式気候に属しており、遠州灘から駿河湾に沿って流れる黒潮の影響により、年間を通じて温暖な気候となっています。

1981（昭和56）年～2010（平成22）年までの平年値は平均気温が16.4℃で夏冬の気温の差が小さく、一年を通じて比較的過ごしやすい地域となっています。年間降水量は、約2,063mmで、梅雨（6月）と台風（9月）の時期が多くなっています。平均風速は、4.9m/sですが、冬期には特に西の季節風が強く、乾燥した晴天の日が続きます。全国トップクラスの日照時間の長さも特徴です。



月別の降水量と気温の平年値（1981～2010年）

注1) 測定地は御前崎特別地域気象観測所

注2) 降水量は左軸、気温は右軸の目盛りを参照

【資料：気象庁ホームページ】

## 1-6 地形

### ●砂丘や海食崖などの地形の分布

本市の地形は、北部に牧之原台地の標高約150mの丘陵から続く斜面が南部に向かって複雑に入り込み、それに続いて市の面積の約半分を占める平坦部が広がります。また、海岸部は白砂の海岸が長さ約16kmに及び広がっています。中央の平坦部には新野川、箆川が各支流を集めて、北から南へほぼ並行して流れ、遠州灘に注いでいます。市街地周辺には農地が広がり、田園地域を形成しています。

御前崎地区は、遠州灘と駿河湾に挟まれた地形であり、標高60m前後の台地の縁で切り立った崖により形成されています。また、白羽地区は、海岸から切り立った崖により台地が形成され、台地上は大きな起伏もなく、標高20～40mのほぼ平坦地となっています。

【資料：国土利用計画（第2次御前崎市計画）、御前崎市都市計画マスタープラン】



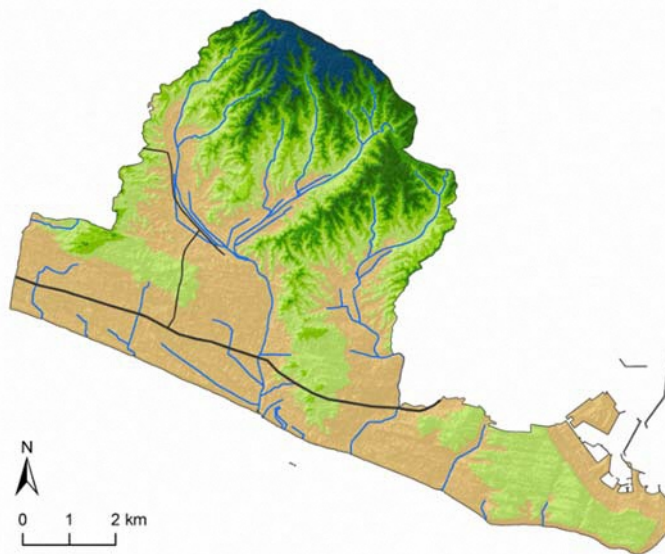
丘陵地



新野川



浜岡砂丘



地形の状況 【資料:国土数値情報】



切り立った崖



岬先端の磯

## 第2節 自然環境

### 2-1 海岸・河川・水資源

#### 【課題】

- 遠州灘海岸の砂浜が浸食される問題が生じています。
- 海岸部のクロマツ林には不法投棄が見られるほか、マツノザイセンチュウの寄生による松枯れが生じ、枯死による防潮・防砂・防風機能の低下や景観悪化が生じています。
- 台風が去った後の海岸には、たくさんの漂着ごみが打ち上げられます。
- 良好な景観や自然環境の保全のため、今後も海岸清掃を続けていく必要があります。
- 磯焼けによる藻場の消失や水産資源の枯渇などが懸念されています。
- 昔より水量が減少・枯渇している湧水が多く、人と湧水とのつながりは希薄になりつつあります。

#### ●御前崎遠州灘県立自然公園に指定されている海岸部

本市は、岬を中心とした段丘崖と磯・砂浜の海岸線、その西側遠州灘の海岸線に白砂青松の砂丘地帯が続き、青い海と一体となった景観を呈するとともにアカウミガメの主要な産卵地となっています。これらの海岸部一体は美しい景観や生物多様性の保全を図ることを目的に、御前崎遠州灘県立自然公園に指定されています。

#### ●砂丘や岩礁で形成され海岸地形と遠州灘海岸の浸食

浜岡砂丘は、太平洋側最大級の砂丘地帯です。天竜川から流出する土砂が沿岸潮流にのり、「遠州の空っ風」と呼ばれる強い西風によって内陸に運ばれて形成されたものです。一方、御前崎地域は海岸段丘の地形をなし、波の浸食によって削られた波食棚の岩礁が広がっています。

浜岡砂丘を含む遠州灘海岸は、ダム建設により天竜川からの流出土砂が減少したり、海岸突堤などの構造物によって沿岸を移動する砂の流れが阻害されて生じる海岸浸食が問題となっています。本市の海岸線でも、砂浜や土堤の浸食がみられます。海岸浸食は遠州灘海岸全体の問題であり、広域的な視点での対策が必要です。

#### ●砂丘植生及びクロマツ植林と松枯れ

沿岸部の砂丘地帯には、砂丘植生とクロマツ植林が帯状に分布し、湿性草地在わずかに分布しています。砂丘植生は、砂の移動や強い日射など、海岸砂丘の厳しい環境に適応した植物からなる植生です。砂丘植生の背後にはクロマツが植えられ、防砂・防風の役割を果たしているほか、砂浜と一帯となった白砂青松の美しい景観を形成しています。

海岸沿いの後背湿地や河口付近には、わずかに湿性草地在分布しています。かつては海岸沿いのクロマツ植林の間に湿地が広がり、湿生植物の宝庫でしたが、今ではそのほとんどが造成により消失してしまいました。また、クロマツ植林もマツノザイセンチュウの寄生などによって松枯れが生じている場所もみられます。

#### ●台風後に多い漂着ごみ

市内の海岸部では、海岸利用者が出すごみや不法投棄されたごみのほか、台風後などには多量の流木や河川からのごみが漂着し、海岸環境を悪化させています。

静岡県では、「静岡県海岸漂着物対策地域計画」において、本市の位置する駿河湾沿岸及び遠州灘

沿岸を海岸漂着物処理推進法第14条第2号に基づく重点区域に設定し、関係者の役割分担及び相互協力に関する事項、海岸漂着物対策を実施するに当たって配慮すべき事項等を定めています。

また、近年、海洋プラスチックごみや微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが生態系に与える影響等についての国際的な関心が高まっています。これらの問題に対応するため、国は2018（平成30）年6月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」を改正し、2019（令和元）年5月に、同法の改正を踏まえた「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を変更しています。

【資料：静岡県海岸漂着物対策地域計画（静岡県）、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（国）】

静岡県による海岸漂着ごみ漂着状況調査（2014（平成26）年度）

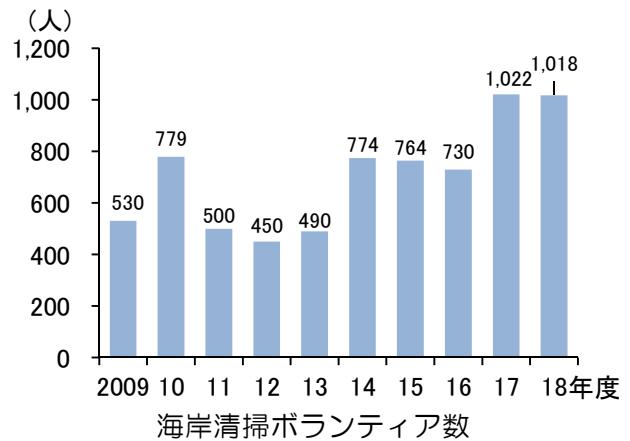
海岸・港湾・漁港名	平成26年7月(台風8号)		平成26年10月(台風18号)	
	堆積面積(m <sup>2</sup> )	堆積容量(m <sup>3</sup> )	堆積面積(m <sup>2</sup> )	堆積容量(m <sup>3</sup> )
御前崎白羽海岸	100.0	25.0	160.0	36.0
御前崎港	10,000.0	50.0	—	—

【資料：静岡県海岸漂着物対策地域計画（静岡県）】

### ● 海岸清掃の実施

沿岸部の砂丘地帯では、良好な景観やアカウミガメの産卵地などの自然環境を保全するため、市民参加による海岸清掃活動を定期的に行っています。

ウミガメ指定地域における海岸清掃ボランティア数は年々増加傾向にあります。



【資料:社会教育課】

### ● 沿岸漁業などの水産資源

本市は、砂丘地帯が広がる遠州灘海岸だけでなく、遠州灘と駿河湾との境に突出した御前崎灯台付近では波食台や岩礁が露出した磯など、多様な沿岸環境が分布しています。そのため、遠州灘沖のシラス漁や、磯のイセエビ漁などの沿岸漁業が行われています。また、御前崎港では近海のカツオや、駿河湾のキンメダイなどが水揚げされていますが、磯焼けによる藻場の消失や水産資源の枯渇などが課題となっています。

【資料：農林水産課 ほか】

### ● 新野川や箴川などの主要河川

市内には二級河川の新野川、箴川、中西川があり、それぞれ遠州灘に注いでいます。新野川は浜岡地区の中央部、箴川は佐倉地区と白羽地区の境、中西川は白羽地区を縦断するように流れています。また、準用河川として福田沢川、高松川、大原川があります。これらの河川は動植物の生息・生育場所、市民の憩いの場所やレクリエーションの場となっています。

### ● 減少・枯渇する湧水

静岡県の調査（2002（平成14）年度）によると、市内の湧水地点として17地点が抽出されています。このうち、14地点では以前より減少、または枯渇したとされています。白羽にある「庚申堂」は古くから生活用水として使用されてきたほか、信仰の対象でもありました。今でも地元住民により、大切に管理・利用がされています。

【資料：静岡県の湧き水マップ（湧水版レッドデータ）】



## 2-2 森林・農地

### 【課題】

- 御前崎遠州灘県立自然公園や保安林などに指定されている海岸林、県指定名勝の桜ヶ池周辺や比木賀茂神社などの自然林など、注目すべき貴重な植生や植物群落、巨樹・巨木、古木などを含めた森林の保全が課題となっています。
- 森林面積の約 24%を占める人工林は市内各地区に分散しており、施業の集約化が行いにくい状況にあります。しかし、森林の持つ水源涵養機能<sup>※</sup>などの公益的機能の重要性が高まっていることから、人工林の間伐推進や荒廃した森林の再生が必要です。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足、宅地化の進行などにより、農家数や経営耕地面積は年々減少しています。また、遊休農地が見られるなど、荒廃した農地の増加も問題となっています。
- 消費者の食に対する安全・安心志向の高まりや、運搬にかかるエネルギー消費を低減するため、地産地消や環境保全型農業の推進が必要です

### ● 貴重な植生や植物群落・巨樹などの分布

御前崎遠州灘県立自然公園や保安林などに指定されている海岸林などがあり、県指定名勝の桜ヶ池周辺や比木賀茂神社などには自然林が残っていることから、このような注目すべき貴重な植生や植物群落、巨樹・巨木、古木などを含めた森林の保全が課題となっています。

### ● 市域の 25%を占める森林面積

「御前崎市森林整備計画」によると、市域面積に占める森林面積の割合（森林率）は約 25%で、静岡県平均（64%：2016（平成 28）年度）と比較しても低いことがわかります。森林は全て民有林で国有林はありません。人工林率は約 24%で、静岡県平均（56%：2016（平成 28）年度）よりも比率が低くなっています。人工林は市内各地区に分散しており、施業の集約化が行いにくい状況にあります。しかし、森林の持つ水源涵養機能などの公益的機能の重要性が高まっていることから、人工林の間伐推進や荒廃した森林の再生が必要です。

【資料：御前崎市森林整備計画書、都道府県別森林率・人工林率（2017（平成 29）年 3 月 31 日現在）（林野庁）】

### ● 荒廃が進む丘陵地の二次林

北部（比木地域、朝比奈地域、新野地域）の丘陵地では、スギ・ヒノキなどの植林、シイ・カシなどの二次林、茶畑などが広い面積を占めています。シイ・カシなどの二次林は、時代の変化とともに薪や炭が利用されなくなったため管理されなくなり、里山として利用価値が薄れ、また、竹林の増加等により荒廃が進んでいます。

【資料：御前崎市農村環境計画（暫定ダイジェスト版）】

### ● 台地に広がる茶畑や畑地

南東部（御前崎地域、白羽地域）では、市街地や造成地、茶畑、畑地が広い面積を占めており、海岸に近い方では畑地、海岸から離れた場所では茶畑が主に分布しています。また、御前崎先端部には、断崖地特有のハチジョウススキの草地やマサキ・トベラなどの常緑広葉樹低木林が帯状に分布しています。

### ● 用語解説 ●

※**水源涵養機能**：大雨が降った時の急激な増水を抑え、しばらく雨が降らなくても水の流出が途絶えないようにするなどの機能。

## ●有数の田園地帯となっている北部の谷津田

丘陵地に挟まれた河川沿いに広がる北部の谷津田<sup>※</sup>では、水田が大部分を占めており、東遠地域でも有数の田園風景を形成しています。しかし、谷津田の上流で耕作がされず、二次草地や二次林（低木林）になっている所がみられます。

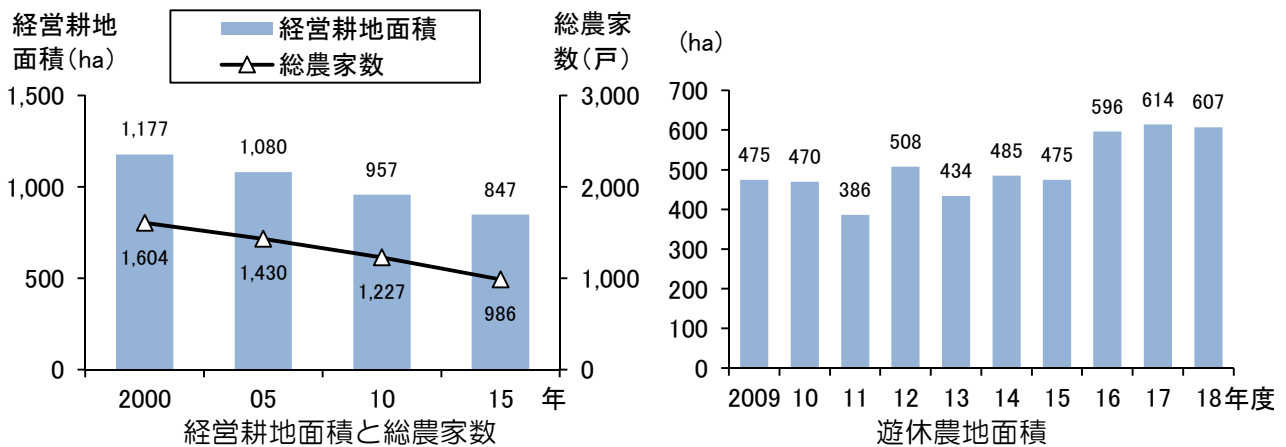
一方、南部（池新田地域、高松地域、佐倉地域）では、市街地や造成地、畑地、クロマツ植林が大部分を占めています。クロマツ植林は、海岸線に約30°の角度で3～4列平行してみられる小規模な砂丘上に分布し、砂丘間の平地は畑地として利用されています。

【資料：御前崎市農村環境計画（暫定ダイジェスト版）】

## ●減少する農地の面積

農業従事者の高齢化や後継者不足、宅地化の進行などにより、農家数や経営耕地面積は年々減少しています。2015（平成27）年における総農家数は986戸、経営耕地面積は847haであり、ともに年々減少傾向にあります。このような背景から、遊休農地が増加しており、課題となっています。

【資料：世界農林業センサス・静岡県統計書】



注）経営耕地面積は左軸、総農家数は右軸の目盛りを参照  
【資料：世界農林業センサス・静岡県統計書】

【資料：農林水産課】

## ●地産地消や環境保全型農業の取り組み

消費者の食に対する安全・安心志向の高まりや、運搬にかかるエネルギー消費などによる地球温暖化などの問題と絡み、「地元で生産されたものを地元で消費する」という「地産地消<sup>※</sup>」が注目されています。本市では、学校給食における地元産品食材の利用を促進するため、市内産の米を自炊して各園・学校に提供しています。献立についても6月、11月、1月の「ふるさと給食週間等」に加え、毎月1日を「ふるさと給食の日」として設定し、旬の地元産の食材を意識した献立づくりを行っています。

また、環境に配慮しつつ農地の生産力を維持・増進する環境保全型農業<sup>※</sup>の推進が求められています。

### ●用語解説●

※**谷津田**：谷地形のところにある水田。

※**地産地消**：地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。食や環境に対する安全・安心志向の高まりを受けて、消費者と生産者との「顔が見える」関係の構築に資する動きとして注目されている。また、輸送エネルギーの省エネ化や地元農林水産業の振興にも効果が期待できる。

※**環境保全型農業**：農薬、化学肥料などの使用量の削減や、有機物を積極的に利用した土づくりなどの実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業をいう。

## 2-3 動植物

### 【課題】

- 二次林の荒廃、水田など荒廃農地の増加による生態系への影響が懸念されています。
- 市内では、静岡県版レッドリストに掲載されている絶滅の可能性のある動植物が確認されており、これらの動植物の保護・保全が必要です。
- 市内では、特定外来生物や生態系被害防止外来種などが確認されていることから、これらの外来種の防除のための啓発などが必要です。
- 海岸への車両などの乗入れなどにより、アカウミガメの産卵環境が悪化したり、貴重な海浜植物が踏み荒らされるなど、自然環境への影響が生じています。
- イノシシやハクビシン、カラスなどの野生鳥獣による農業被害が問題となっています。

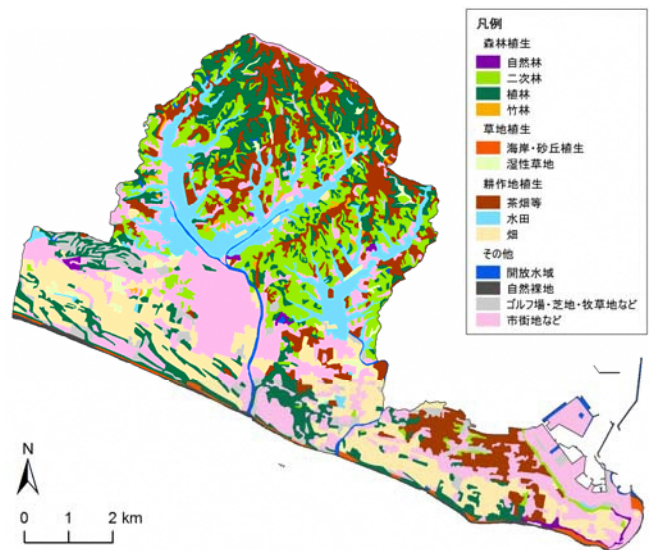
### ●変遷する植生

有史以前には、本市周辺の台地・丘陵地はシイ・カシなどからなる照葉樹林が、平地には湿性林や湿地、海岸付近にはマサキ・トベラなどの低木林と砂丘植生が分布していたと考えられます。

しかし、私たち人間の活動によってそのほとんどが植林や二次林、耕作地、市街地になり、昔の面影が残る自然林は、桜ヶ池周辺など社寺林・急傾斜地に分布する照葉樹林と、御前崎先端部の断崖地に残る低木林だけになりました。

なお、沿岸部の砂浜地帯には、自然草地の砂丘植生が残っています。

【資料：静岡県の潜在自然植生】



現存植生図

【資料：第6-7回自然環境保全基礎調査】

### ●植物の概要

本市の植物は暖帯に分布する種が多くみられます。また、多様な植生が分布しているため、それぞれの環境に適応した植物が生育し、種類も豊富です。ただし、近年は二次林の荒廃や水田など荒廃農地の増加、海岸沿いの湿地の埋め立てなどにより、植物の生育できる環境が減少しています。なお、絶滅の可能性のある種として、ヒメビシやアカウキクサなど75種が確認されています。

【資料：御前崎市動植物目録（2010年）、静岡県版レッドリスト（2019）】



ハマヒルガオ（市の花）

### ●動物の概要

御前崎海岸やその周辺ではシギ・チドリ類やカモメ類など多くの鳥類が確認されています。特に桜ヶ池はオシドリの飛来が多く、貴重な越冬地にもなっています。また、砂浜の海岸はアカウミガメの重要な産卵地となっており、国の天然記念物にも指定されています。御前崎先端には岩礁があり、磯の生物の宝庫としても知られています。なお、絶滅の可能性のある種として、コアジサシやアカウミガメ、カワバタモロコなど69種が確認されています。

【資料：御前崎市動植物目録（2010年）、静岡県版レッドリスト（2019年）】



オシドリ

●海の生物の概要

御前崎の先端にある岩礁（磯）では、イソスジエビやイソガニなどの甲殻類、タマキビガイやイボニシ、キクノハナガイなどの貝類をはじめ数多くの生物が確認されています。このほかにホンダワラやワカメといった海藻類も分布し、魚類などの産卵・生息に役立っています。

●絶滅の可能性のある動植物

本市では、絶滅の可能性のある動植物として、静岡県版レッドリストに掲載されている144種が確認されています。ただし、植物のニッケイ、ホソバタブ、ハクチョウゲは静岡県版レッドリストに掲載されていますが、栽培・逸出したものであるため除外しました。

また、2014（平成26）年4月から、県指定希少野生動植物にアカウミガメが指定されました。



アカウミガメ

カテゴリー区分	絶滅の可能性のある動植物	
絶滅危惧ⅠA類 (CR)	植物 鳥類 爬虫類 魚類	スジヒツツバ、デンジソウ、シバナ ヘラシギ アカウミガメ カワバタモロコ
絶滅危惧ⅠB類 (EN)	植物 鳥類	ヒツジグサ、イヌハギ、ヨコグラノキ、ヒメビシ、オオツルコウジ、ヒメシロアサザ、ミズネコノオ、キセワタ、ゴマクサ、ヒメヒゴタイ、マヤラン、ダイサギソウ ミゾゴイ、コアジサシ、コミミズク、サンショウクイ
絶滅危惧Ⅱ類(VU)	植物 鳥類 両生類 魚類	マツバラシ、ミズニラ、シロヤマゼンマイ、タカノハウラボシ、サンショウモ、アカウキクサ、オオアカウキクサ、オニバス、イシモチソウ、ミシマサイコ、オオヤマツツジ、ヒメナエ、ガガブタ、アサザ、ハマネナシカズラ、スナビキソウ、ヤマジソ、イズコゴメグサ、スズメハコベ、トラノオスズカケ、ハマウツボ、ノタヌキモ、タヌキモ、イヌタヌキモ、ムラサキミミカキグサ、ツルギキョウ、キキョウ、ユキヨモギ、ウラギク、スプタ、イトモ、カワツルモ、イトトリゲモ、ウンヌケ、カタスゲ、ナギラン、クマガイソウ、フウラン、ウチョウラン ハチクマ、ハイタカ、サシバ、ハヤブサ、ウズラ、タマシギ、シロチドリ、ヒバリシギ、オジロトウネン、ウズラシギ、ハマシギ、キリアイ、アカアシシギ、コアオアシシギ、タカブシギ、オグロシギ、オオソリハシシギ、ダイシャクシギ、ホウロクシギ、アオバズク、ヨタカ、コシアカツバメ ニホンアカガエル ミナミメダカ、アユカケ(カマキリ)
準絶滅危惧(NT)	植物 鳥類 昆虫類 貝類	ミズマツバ、クサナギオゴケ、スズサイコ、イヌノフグリ、イズハハコ、エビアマモ、コアマモ、シラン、エビネ、クロヤツシロラン、ウスギムヨウラン シノリガモ、オオタカ、ヤマドリ、タゲリ、ミュビシギ、セイタカシギ、フクロウ、アリスイ、サンコウチョウ ホソミオツネトンボ、オツネトンボ、アオハダトンボ、カトリヤンマ、ヨツボシトンボ、マイコアカネ、オオヒョウタンゴミムシ、ヒゲコガネ モノアラガイ、マシジミ
情報不足(DD)	鳥類 昆虫類	ヤマシギ、オオコノハズク オオオカメコオロギ、ヒゲコガネ
現状不明(N-I)	植物	イソホウキギ、ハマベノギク
分布上注目種 (N-II)	植物 哺乳類 鳥類 爬虫類	オキナフハイネズ ニホンリス ノビタキ ヒガシニホントカゲ
部会注目種(N-III)	植物 鳥類 両生類 魚類 昆虫類	ハマハナヤスリ、エダウチホングウシダ、フサモ、オナモミ、ミズオオバコ、クジュウクリテンツキ、エゾウキヤガラ ゴイサギ、ミサゴ アズマヒキガエル イセゴイ、ユゴイ、カワアナゴ、チチブモドキ、オカメハゼ、ヒナハゼ サトキマダラヒカゲ、ヘイケボタル

注1)カテゴリー区分は、静岡県版レッドリストの区分に従った。

注2)ニッケイ、ホソバタブ、ハクチョウゲは栽培・逸出したものであるため除外した。

注3)魚類は静岡県の西部地域(旧浜岡町)及び中部地域(旧御前崎町)の基準をベースとした。

【資料：御前崎市動植物目録（2010年）、静岡県版レッドリスト（2019年）】

## ●特定外来生物と生態系被害防止外来種

外来生物とは、もともとその地域にいなかったものが人間活動によって海外から入ってきた生物のことをいい、2,000種以上の外来生物が日本に生育・生息しています。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では、生態系や人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・輸入などを規制しています。また、特定外来生物には指定されていないものの、生態系への被害のおそれがある外来種等については「生態系被害防止外来種」※として、状況に合わせた対応方針が整理されています。



オオフサモ



オオキンケイギク



オオクチバス



ブルーギル

【以上4点、環境省提供】

本市では、特定外来生物として植物のオオフサモ、オオキンケイギク、魚類のオオクチバス、ブルーギルの4種が確認されています。また、生態系被害防止外来種として、植物のセイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、オオカナダモなど60種、動物及び海の生物はハツカネズミ、イセゴイ（ハクレン）、タイリクバラタナゴ、スクミリンゴガイ、カサネカンザシゴカイの5種、合計65種が確認されています。

【資料:環境省】

## ●飼養動物の管理

静岡県では、「静岡県動物の愛護及び管理に関する条例」（静岡県条例第70号）において動物の終生飼養等について定めていますが、アライグマなど飼い主等が飼えなくなった動物を野外に遺棄したり、逃げ出したりして、野生化した個体が県内でも確認されています。

本市では、「御前崎市飼い犬条例」や飼い猫の適正飼養の補助によりペットの適正な飼育を定めるとともに、法律及び県条例の趣旨に基づき、地域猫（飼い主のいない猫）の不妊去勢手術等事業を実施しています。

【資料:ふじのくに生物多様性地域戦略（静岡県）など】

## ●用語解説●

※生態系被害防止外来種: 外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とした、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に掲載されている外来種。リストには、計429種類（動物229種類、植物200種類）が掲載されている。特定外来生物とは異なり、国内由来の外来種も対象に含む。

## ●法令による重要生息・生育地の保護

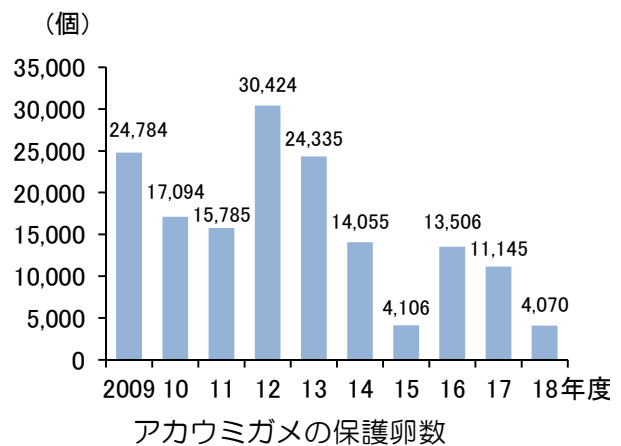
豊かな自然環境と美しい景観が残る遠州灘の沿岸部は「御前崎遠州灘県立自然公園」に指定されています。同公園の特別地域内では、合計169種の指定動植物の捕獲採取等が禁止されています。指定動植物の内訳は、植物がオニバス、スカシユリなど166種、動物がアカウミガメ、カジカガエル、ニホンアカガエルの3種です。このうち、アカウミガメは集団繁殖地として北限にあたり、「御前崎のウミガメ及びその産卵地」として国指定の天然記念物となっています。しかし、車両などの乗入れなどによりアカウミガメの産卵環境が悪化したり、貴重な海浜植物が踏み荒らされるなど、自然環境への影響が生じています。なお、本市では、アカウミガメの卵の保護を行っています。保護卵数はここ数年、減少しています。

また、鳥獣の捕獲が禁止されている鳥獣保護区は4箇所あり、佐倉・遠州灘・池新田は「集団渡来地」、荒沢は「森林鳥獣生息地」の設定区分となっています。

【資料:静岡県ホームページ(自然保護課)】



アカウミガメ



【資料:社会教育課】

## ●市内で2か所が選定されている「日本の重要湿地500」

2001(平成13)年12月に環境省が専門家の意見に基づき、生物多様性の保全上重要な国内の湿地を「日本の重要湿地500\*」として選定しました。選ばれた湿地のタイプは、湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁など多岐に渡っています。

本市では、御前崎周辺沿岸のコンブ目やホンダワラ科主体の海藻群落と、アカウミガメの主要な産卵地である遠州灘海岸が選定されました。

【資料:環境省ホームページ】

## ●野生鳥獣による農業への被害

本市では、イノシシやハクビシン、カラスなどによる露地野菜への被害が発生しており、特にイノシシなどによるイモ類及び野菜への被害が増加しています。

【資料:御前崎市鳥獣被害防止計画】

### ●用語解説●

※日本の重要湿地500:環境省では2001(平成13)年度に、わが国の湿地保全施策の基礎資料を得るため、多数の専門家の意見を得て湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁等、生物多様性保全の観点から重要な湿地を「日本の重要湿地500」として選定した。その後、環境の変化が生じている湿地が存在していることや新たな知見の得られた湿地が存在することから見直しが行われ、2016(平成28)年4月には重要湿地として633箇所が選定された。静岡県内では、13箇所が選定されており、そのうち本市内では御前崎周辺沿岸のコンブ目やホンダワラ科主体の海藻群落、アカウミガメの主要な産卵地である遠州灘海岸が選定されている。

## 第3節 快適環境

### 3-1 人と自然とのふれあい・景観・歴史文化

#### 【課題】

- 市内の観光施設と共に自然とふれあうことのできる場所が数多く存在しているため、これらの活用により、観光客を増やしていく必要があります。
- 放置された山林や荒廃農地、松食い虫被害の見られる防風林など、景観を阻害している要素への対策が必要です。
- 文化財を将来の世代への引き継いでいくため、文化財についての普及啓発や管理・保護への支援を行う必要があります。

#### ●マリンスポーツを中心とした自然とのふれあい

市内には、マリンスポーツやサイクリング、水とのふれあい、自然観察、植物の観賞など、自然とふれあうことのできる場所が数多く存在します。特に御前崎ロングビーチは、サーフィン・ウインドサーフィンなどのメッカとして有名で、年間を通して国内プロツアーなどの会場としても利用されています。また、御前崎海岸や桜ヶ池が「静岡県のみずべ 100 選」、御前崎海水浴場が「快水浴場百選（環境省）」などに選ばれており、磯遊びや海水浴などを楽しむことができます。

あらさわふる里公園、高松緑の森公園、白砂公園、大原公園などでは自然観察を楽しむことができ、特に大原公園では毎年、ホタル観察会が開かれています。

そのほか、桜ヶ池や白砂公園ではサクラなどの花の鑑賞ができるほか、遠州灘の海鳴・波小僧が「残したい日本の音風景 100（環境省）」、牧之原・川根路のお茶が「かおり風景 100 選（環境省）」などに選ばれており、音や香りを楽しむことができます。

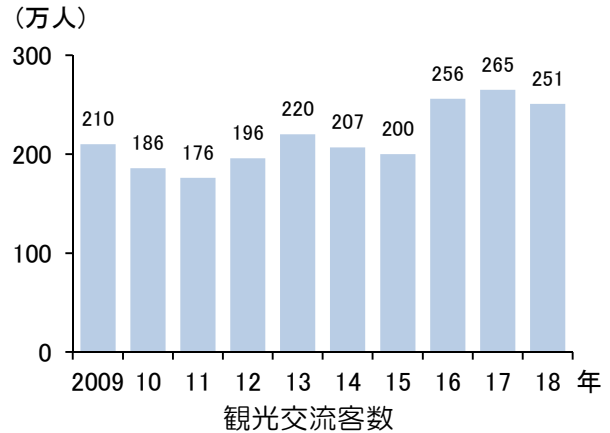
人と自然とのふれあいの活動の場

活動種	項目	地点名称
マリンスポーツ	釣り	御前崎港、御前崎海岸
	サーフィン等	御前崎ロングビーチ
サイクリング	サイクリングコース	浜松御前崎自転車道(太平洋岸自転車道)
水とのふれあい	静岡県のみずべ 100 選	御前崎海岸、桜ヶ池
	静岡県の湧き水 100	庚申堂、桜ヶ池
	快水浴場百選	御前崎海水浴場
	その他	御前崎海岸(磯遊び)
自然観察	海岸・河川・池沼	御前崎海岸、浜岡砂丘、桜ヶ池、荒沢池(ため池)
	山地・台地	牧之原台地
	公園・神社等境内	池宮神社、あらさわふる里公園、白砂公園、高松神社・高松緑の森公園、御前崎ケーブパーク、左馬武神社
植物・香り・音の鑑賞	花の名所	桜ヶ池(サクラ)、白砂公園(カワヅザクラ、花菖蒲)
	かおり風景 100 選	牧之原・川根路のお茶
	残したい日本の音風景 100	遠州灘の海鳴・波小僧

【資料：ウォッチングしずおかの自然、かおり風景百選（環境省）、静岡県花の名所 180 選、静岡県観光協会ホームページ、静岡県の海、静岡県のみずべ 100 選、静岡県の湧き水 100、静岡ため池マップ、静岡の自然 100 選、自然観察コース 100 選ガイド、残したい日本の音風景百選（環境省）、ふるさとの自然 中部編、快水浴場百選、静岡県自然観察ガイドブック 12 [御前崎海岸]、御前崎市観光パンフレット、御前崎市ホームページ】

●増加している観光交流客数

市内の観光交流客数（宿泊客数と観光レクリエーション客数の合計）は、増加傾向にあり、2018（平成30）年度は251万人でした。



【資料：商工観光課】

●眺望点や景観資源に恵まれた風光明媚な景観

本市の代表的な景観特性は、日本一の大茶園を有する牧之原台地、白砂青松の浜岡砂丘を有する海岸部、台地と海岸部を結ぶ平野部（田園地帯）の3つに大きく区分できますが、この3つの景観特性が調和して美しい景観を形成しています。

また、海岸部の起伏と市街地各所に存在する微高地がランドマークとなり、眺望点として市民の憩いの場に利用されています。御前崎港周辺及び牧之原台地から富士山や南アルプス等が望める場所もあり、美しい景観を形成しています。特に岬の高台にある御前崎灯台は眺望点として、また御前崎地区のランドマークとして多くの観光客が訪れています。

優れた自然景観資源及び眺望点

項目		地点名称	
自然景観資源	日本の自然景観・東海版	御前崎(砂丘)、浜岡砂丘(砂丘)、干浜砂丘(砂丘)、御前崎(波食台)、御前崎(台地)、桜ヶ池(湖沼)	
	静岡県の自然景観	牧之原台地(静岡県の代表的河岸・海岸段丘と地形の逆転) 御前崎(静岡県の最南端の雄大な景観と地震性隆起地域) 海綿化石サガリテス(静岡県の代表的化石) 桜ヶ池(砂丘による閉塞湖の典型的景観) 白羽の風蝕礫産地(風食礫「三稜石」の産地) 浜岡砂丘(遠州灘海岸砂丘の代表的景観)	
	名勝・天然記念物	国指定	白羽の風蝕礫産地(国・天然記念物) 御前崎のウミガメ及びその産卵地(国・天然記念物)
		県指定	桜ヶ池(県・名勝)、比木賀茂神社社叢(県・天然記念物)
		市指定	いちょうの木(市・天然記念物)、イスノキ群生林(市・天然記念物)、マキの木(市・天然記念物)
良好な農地景観・防風林	良好な農地景観(茶畑、畑、田)、防風林		
眺望点	静岡県の富士見二百景	御前崎海水浴場、御前崎港(東埠頭)、港坂、浜岡原子力館、大山不動尊境内、篠ヶ谷展望台	
	その他展望地点	御前崎灯台、御前崎ケーブルパーク(夕日と風が見えるん台)、高松神社	

【資料：日本の自然景観、静岡県の自然景観-その地形と地質-静岡県の自然環境シリーズ、静岡県の富士見二百景写真集、御前崎市観光パンフレット、御前崎市都市計画マスタープラン】

●景観を阻害する荒廃した森林や農地

市内には間伐や枝打ちなどの適正管理が行われず放置された山林や荒廃農地、松食い虫の被害を受けた防風林も見られるなど、景観阻害要素になっているものもあります。



### ●指定文化財と埋蔵文化財

本市の文化財は、国指定2件、県指定4件、市指定26件の合計32件がありますが、このうち環境に関連する史跡・名勝・天然記念物は9件です。

国指定天然記念物では「白羽の風蝕礫産地」と「御前崎のウミガメ及びその産卵地」があります。「白羽の風蝕礫産地」は、海洋の孤島を除いては我が国唯一の産地であり、「御前崎のウミガメ及びその産卵地」は、全国的にも知られています。また、県指定の名勝「桜ヶ池」は、古くから伝説信仰奇祭を通じて、広く知られる特筆すべき文化財です。このほかにも本市の歴史性を物語る史跡、彫刻、絵画等が数多く残されています。

また、内陸部の丘陵地斜面などを中心に埋蔵文化財が多数分布しています。



マキの木

#### 環境に関連する史跡・名勝・天然記念物一覧

指定主体	指定区分	名称	指定年月日	所在地
国	天然記念物	白羽の風蝕礫産地	昭和18年8月24日	白羽
	天然記念物	御前崎のウミガメ及びその産卵地	昭和55年3月6日	御前崎
県	天然記念物	比木賀茂神社社叢	平成9年3月17日	比木
	名勝	桜ヶ池	昭和29年1月30日	佐倉
市	天然記念物	いちょうの木	昭和48年10月18日	御前崎
	天然記念物	イスノキ群生林	平成3年11月20日	白羽
	天然記念物	マキの木	平成6年1月31日	白羽
	史跡	薩田ヶ谷横穴群	昭和53年9月4日	佐倉
	史跡	星の糞遺跡	昭和44年6月25日	白羽

【資料：おまえざきの文化財、目で見える浜岡の文化財、御前崎市内の指定文化財一覧 ほか】

## 3-2 公園・緑地

#### 【課題】

- 公園の継続的な維持管理が必要です。
- 市全体に緑を増やしていくために、市民や事業者による民有地の緑化が必要です。

### ●地域に潤いと安らぎを創り出す存在の公園

本市には、八千代公園、あらさわふる里公園などの公園が整備されており、散策や憩いの場などとして、地域に潤いと安らぎを与えています。

#### 御前崎市内の公園一覧

種類	内容
都市公園	八千代公園、長者公園、御前崎中央公園、浜岡総合公園
農村公園	新野水のめぐみ公園、けやき広場、あらさわふる里公園、丸塚公園、きぶね公園、せせらぎ広場、比木こども公園、石原池公園
その他公園	白砂公園、神子公園、大山自然公園、高松緑の森公園、比木自然公園、里山自然公園散歩道福田沢、おさ川ふれあい公園、桜ヶ池公園、下岬公園、おまえざき公園、潮騒公園、公儀山公園、大原公園、ドンブチ公園

【資料：管理課・社会教育課・都市政策課】

## 第4節 生活環境

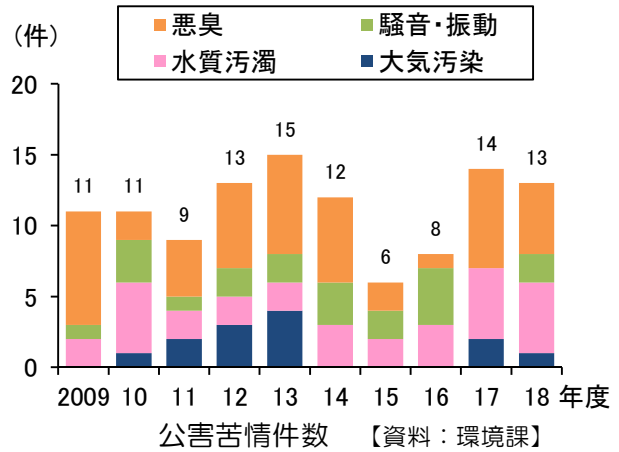
### 4-1 公害苦情

【課題】

○ 本市では悪臭や水質汚濁に対する公害苦情が多く寄せられています。

#### ● 多い悪臭や水質汚濁への苦情

本市の10年間の公害苦情件数を見ると、年度によって増減があり、2015（平成27）年度が最も少なく6件、2013（平成25）年度が最も多く15件でした。10年間の公害種類別の類型件数では、悪臭（42.9%）が約4割を占め、次いで水質汚濁（27.2%）、騒音・振動（17.9%）の順に多くなっています。



### 4-2 有害化学物質

【課題】

○ 硝酸性窒素・亜硝酸性窒素濃度が環境基準を超えている地点があります。

#### ● 環境基準を超過する地点がある硝酸性窒素・亜硝酸性窒素

トリクロロエチレンなどの有機塩素系化合物は、おもに機械部品やドライクリーニングなどの洗浄剤として使用され、その地下水汚染が全国的に問題となっています。市内における2018（平成30）年度の調査では、池新田地区（2地点）で測定を行いました。環境基準を達成しています。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、肥料や家畜のふん尿、生活排水に含まれるアンモニウムが酸化したもので、富栄養化の原因となります。市内の白羽地区（3地点）、朝比奈地区（7地点）、新野地区（2地点）の計12地点において、静岡県が地下水中の硝酸性窒素・亜硝酸性窒素の測定をしています。2018（平成30）年度の調査では、硝酸性窒素の環境基準（10mg/l）を超えた井戸は朝比奈地区（3地点）、新野地区（1地点）でした。 【資料：大気汚染及び水質汚濁等の状況（静岡県）、環境課】

#### ● 地下水と土壌中のダイオキシン類濃度は環境基準を達成

ダイオキシン類の調査は静岡県が実施しており、近年では地下水のダイオキシン類について佐倉、合戸の2地点で、土壌中のダイオキシン類に市内の4地点で測定を行っています。測定結果は地下水、土壌とも全ての地点で低い数値を示し、環境基準を達成しています。

ダイオキシン類の状況

地下水のダイオキシン類 (pg-TEQ/l)			土壌のダイオキシン類 (pg-TEQ/l)		
年度	地点名	測定値	年度	地点名	測定値
2011(H23)	佐倉地内	0.025	2008(H20)	比木地内	1.5
2016(H28)	高松地内	0.10	2011(H23)	御前崎地内	5.5
			2012(H24)	高松地内	0.19
			2018(H30)	朝比奈地内	0.75
環境基準	1pg-TEQ/l(年間平均値)		1,000pg-TEQ/g		

注)静岡県による調査は1回/年実施。

【資料：大気汚染及び水質汚濁等の状況（静岡県）、環境課】

### 4-3 大気汚染・悪臭・騒音・振動

#### 【課題】

- 健康への影響が心配されている微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントについては、県と連携した注意喚起が必要です。
- 臭気指数による規制が行われていますが、悪臭に関する苦情は毎年寄せられていることから、悪臭発生源への指導徹底を図る必要があります。

#### ●大気汚染の原因物質と光化学オキシダント情報の提供

大気を汚染する物質は、工場から排出される硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)や自動車などから排出される窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)や炭化水素類(HC)、浮遊粒子状物質(SPM)、二次的に生成される光化学オキシダント(O<sub>x</sub>)などがあります。これらのうち、二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM2.5)、光化学オキシダント(O<sub>x</sub>)などには環境基準が定められています。

光化学オキシダントは静岡県内でも環境基準を達成できておらず、高濃度になると目やのどに痛みを感じる症状が出ます。また、最近では、中国におけるPM2.5などによる深刻な大気汚染の発生を受け、大陸の大気汚染が影響して日本のPM2.5濃度が上昇し、健康に影響を及ぼすのではないかと心配されています。粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられます。

なお、本市では、県が実施している光化学オキシダント情報（牧之原市役所が常時監視測定局）やPM2.5（掛川市大東支所が常時監視測定局）の情報提供を受けており、高濃度になると予測される場合は光化学オキシダント警報・注意報、PM2.5注意喚起情報が発令されます。

【資料：大気汚染及び水質汚濁等の状況（静岡県）】

#### ●臭気指数による規制

悪臭は、人に不快感を与えるに由来の原因となる物質が大気中に放出されるために発生するものです。しかし、においは個人差や慣れが大きく作用しており、「感覚公害」と呼ばれています。また、「におい」の原因物質を90%以上取り除いても、感覚的には半分しか減少していないように感じるという特徴があり、悪臭対策を困難なものにしています。

2007（平成19）年4月1日から悪臭の規制方法が、特定物質濃度規制から臭気指数規制へ変更されました。御前崎地域では臭気指数規制（臭気指数18）を導入していましたが、浜岡地域の臭気指数規制導入時に現在の状況に合わせ変更され、市全域で臭気指数15に指定されています。2018（平成30）年度は市内7箇所臭気測定を行っており、4箇所臭気指数の規制基準を超過しました。

【資料：静岡県内の悪臭の基準（2015年4月1日）、環境課】

#### ●環境基準を達成している交通騒音

工場や建設作業、自動車の走行から発生する騒音や振動は、睡眠や会話を妨げたりといった快適な生活環境を損なうため、日常生活に影響を与えるものとして規制しています。

市内では、一般国道150号と県道の2地点で自動車騒音の面的評価を行っています。2017（平成29）年度の結果は、昼夜の達成率が一般国道150号及び県道ともに100%でした。また、自動車騒音常時監視に係る騒音調査として国道150号で測定を行っており、2018（平成30）年度の結果は昼夜の環境基準を達成しています。

【資料：大気汚染及び水質汚濁等の状況（静岡県）】

## 4-4 水質汚濁

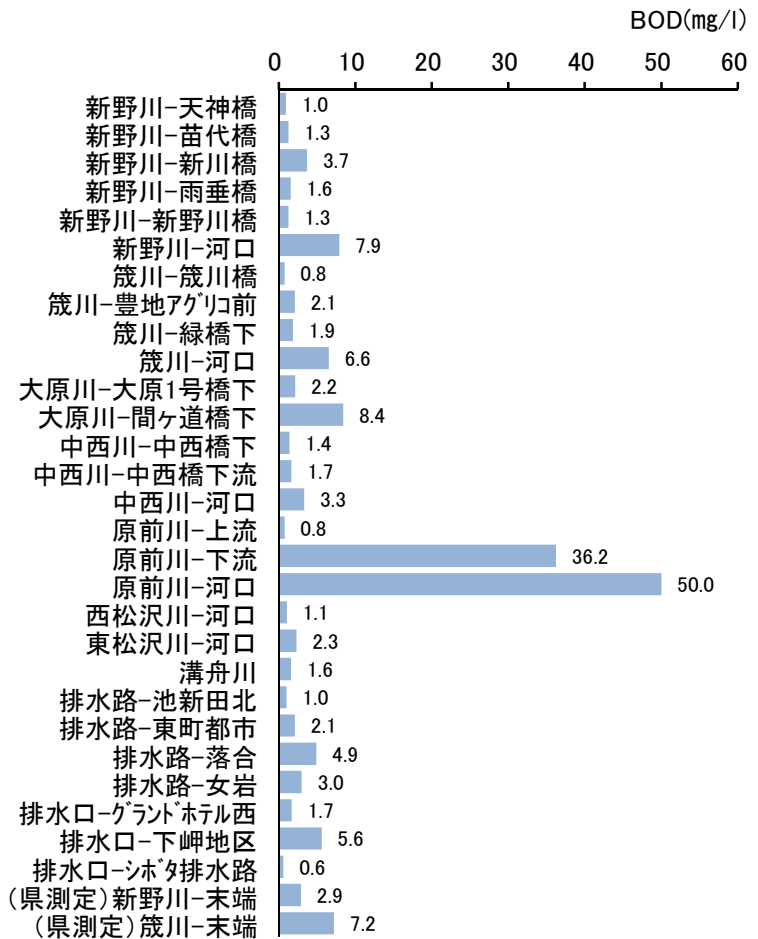
### 【課題】

- 市内の河川では概ね良好な水質となっていますが、一部にはBODが高い河川もあることから、水質の改善が必要です。
- 水質汚濁の原因となる生活排水・事業排水対策として、下水道や合併処理浄化槽、農業集落排水施設などの整備を進めており、生活雑排水処理率は83.2%と県平均を上回っています。しかし、残りの16.8%は未処理のまま河川に放流されている状況であることから、生活排水処理施設の普及促進が必要です。

### ●一部河川を除いて良好な水質環境

河川については、生活環境の保全に関する項目(以降、生活環境項目と呼ぶ)について、静岡県が2地点(年6回測定)、本市が29地点(年2回測定)で定期的に水質測定を行っています。

2018(平成30)年度のBOD\*のデータを見ると、原前川(河口)のBODが高くなっています。



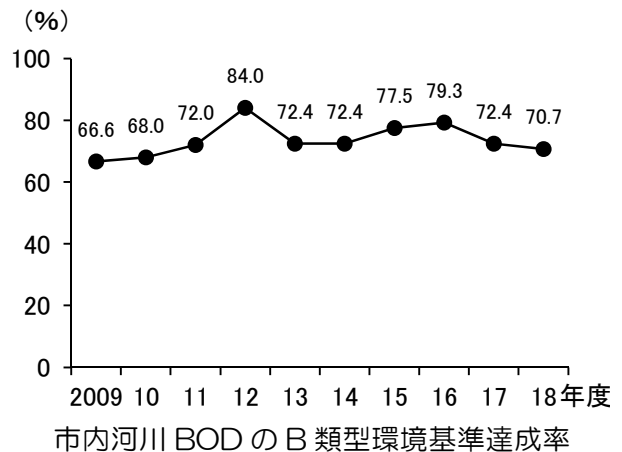
市内河川のBOD(平均値)(2018(平成30)年度)

【資料：環境課、公共用水域及び地下水の水質測定結果(静岡県)】

### ●70%前後で推移する環境基準達成率

本市には環境基準が設定されている河川はありませんが、近傍の類似河川における環境基準の設定状況から、全ての河川について河川B類型の基準を準用しています。

BODのB類型環境基準(3mg/l以下)の達成率は、2018(平成30)年度が70.7%となっており、ここ数年は70%前後で推移していますが、年ごとの変動が大きくなる傾向があります。

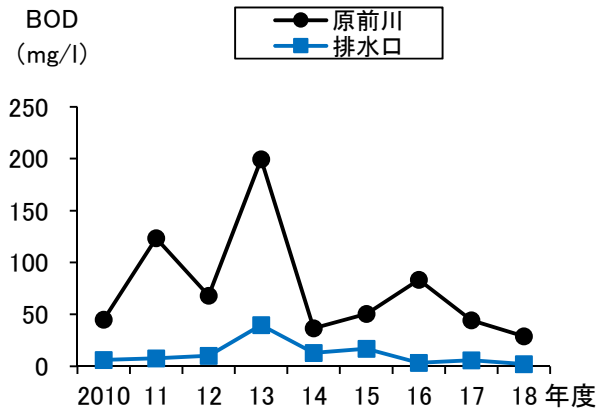
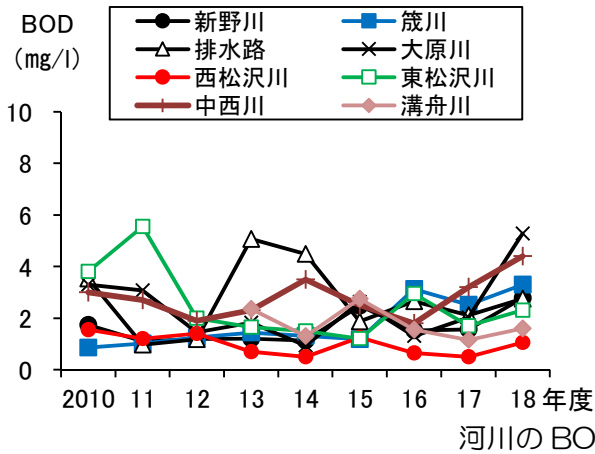


市内河川BODのB類型環境基準達成率

【資料：環境課】

### ●変動の大きい河川水質

本市の河川は、いずれも流域面積の小さい小河川もしくは直接海に排出される排水路です。そのため、流量が少なく流れも比較的緩やかで、降水量や潮の干満等により水質の変動が大きくなる傾向があります。原前川のBODは特に高い値で推移しています。

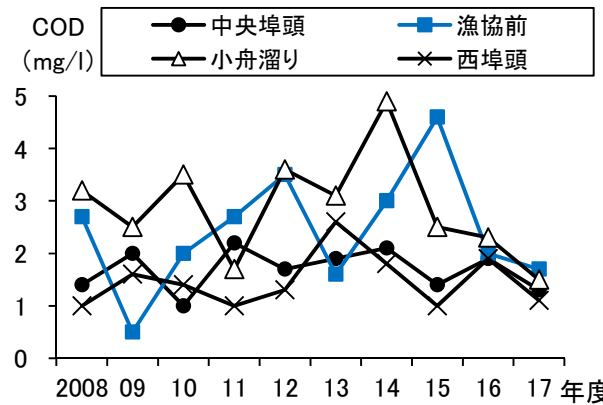
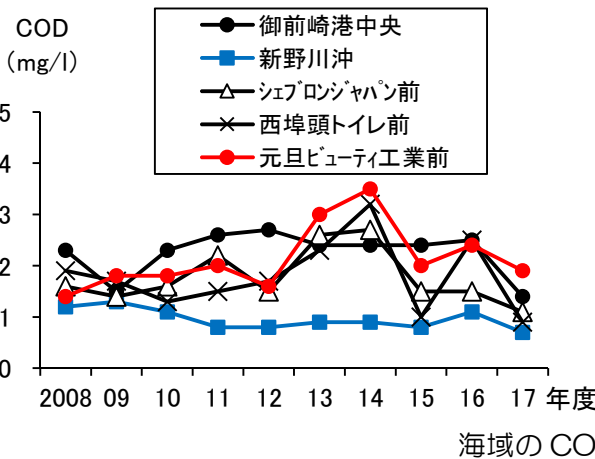


【資料：環境課、大気汚染及び水質汚濁等の状況（静岡県）】

### ●環境基準が一部超過している海域の水質

海域の水質について、静岡県による調査は環境基準が設定されている御前崎港、新野川沖の代表地点2地点（年4回測定）、本市による調査はその他の7地点の合計9地点（年1回測定）で実施しています。なお、海域の環境基準は御前崎港、新野川沖の両方でA類型が設定されています。

2018（平成30）年度のCOD\*の値は、本市による調査地点7地点のうち、3地点で環境基準（2mg以下）を超過していました。



【資料：環境課、静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果（静岡県）】

### ●用語解説●

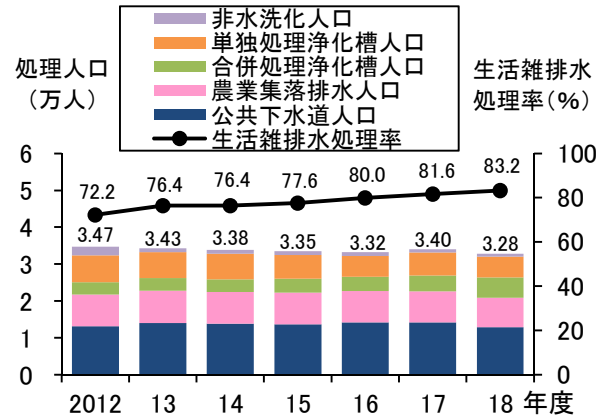
※BOD(生物学的酸素消費量):水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要なとされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

※COD(化学的酸素消費量):水中の有機物などが酸化剤によって酸化されるために必要とする酸素の量で、海域・湖沼の有機性汚濁を測る代表的な指標である。

### ● 県平均を上回る生活雑排水処理率

家庭や事業所から排出される汚水は、河川や池沼、海域の水質汚濁の主な原因となっています。そのため、下水道や合併処理浄化槽※（農業集落排水処理施設※を含む）などの整備は、水質汚濁の防止のためにとっても重要です。

生活排水処理の状況を見ると、下水道や合併処理浄化槽は年々整備が進み、環境への負荷の大きい単独処理浄化槽は減少しています。また、生活雑排水処理率は年々増加しており、2018（平成30）年度には83.2%と県平均の66.8%（2017（平成29）年度）を上回っています。そのほか、佐倉地区、上朝比奈・下朝比奈地区、比木地区、新野地区では農業集落排水処理施設を設置し、生活排水の処理を行っています。



注) 処理人口は左軸、生活雑排水処理率は右軸の目盛りを参照

【資料：第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物処理実態調査（環境省）】

#### 浄化槽設置事業費補助金

対象	補助内容(限度額)
住宅に設置する10人槽以下の合併処理浄化槽 (店舗兼住宅の場合、居住部分が延床面積の1/2以下なら対象)	浜岡地区(浄化槽整備区域のみ) 5人槽:33万2千円、7人槽:41万4千円、10人槽:54万8千円
	御前崎・白羽地区 5人槽:70万円、7人槽:90万円、10人槽:140万円

【資料：上下水道課】



#### ●用語解説●

※**合併処理浄化槽**:風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

※**農業集落排水施設**:農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設。農地や農業用排水路に汚れた水が流れ込むのを防ぎ、生活環境を向上させるとともに、公共用水域の水質保全に資することなどを目的としている。

## 第5節 資源循環

### 5-1 廃棄物

#### 【課題】

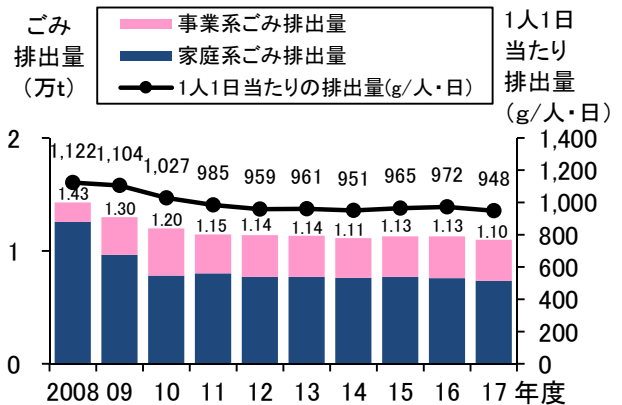
- 本市のごみ総排出量は年々減少していますが、市民1人当たりのごみ排出量は県平均と比べて多くなっており、さらなるごみの減量が必要です。
- 紙類やビニール・プラスチック類は分別されず、可燃物に出されることが多くなっているため、分別の徹底が必要です。
- 価格や機能、品質だけではなく、環境への負荷が極力少ないものを優先的に購入する「グリーン購入」の推進が求められています。

#### ● 県平均より多い1人1日当たりごみ排出量

本市のごみ総排出量は近年横ばいで推移しており、2017（平成29）年度は10,987tでした。排出形態別では全体の66.9%が家庭系ごみ、残りの33.1%が事業系ごみです。家庭系ごみは減少傾向にあるのに対し、事業系ごみは近年、増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。

また、2017（平成29）年度の1人1日当たりのごみ発生量は948g/人・日で、県平均(878g/人・日)よりも多くなっています。

【資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）】

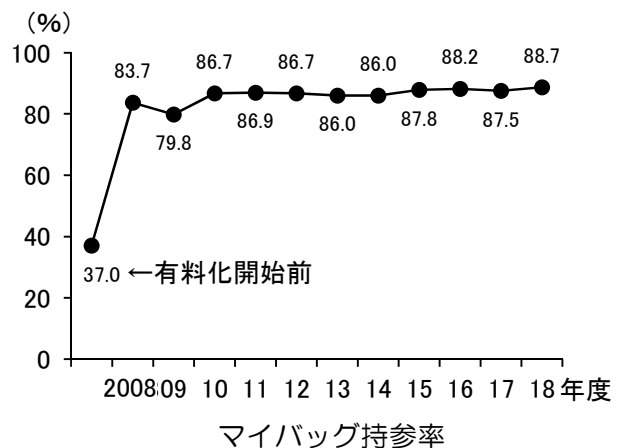


ごみ総排出量と1人1日当たりごみ発生量の状況  
注) ごみ排出量は左軸、1人1日当たりごみ排出量は右軸の目盛りを参照

【資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）】

#### ● 高いマイバッグ持参率

ごみ減量と地球温暖化防止のため、2008（平成20）年10月からマイバッグ運動\*に協賛するスーパーなどの店舗でレジ袋の有料化が始まりました。マイバッグ持参率は、有料化が始まる前の2008（平成20）年9月では37%でしたが、近年は90%前後で推移しています。



【資料：環境課】

#### ●用語解説●

※**マイバッグ運動**：レジ袋など容器包装廃棄物の発生抑制を図るため、買い物に行く際に繰り返し利用できるバッグを持参する運動。環境省などが運動を展開している。

### ● 県平均よりも高いリサイクル率

本市では、2009（平成21）年度より、ごみ減量化、市民サービス向上を考え、古紙回収ボックス（コンテナ）を浜岡地区、御前崎地区の2ヶ所に設置しています。また、PTAなどの団体による資源集団回収への補助や、雑草や伐採した庭木など草木の分別回収、直接搬入された草木のリサイクル、てんぷら油等の回収及びリサイクルを実施しています。さらに、ごみの焼却処理に環境保全センターから発生する焼却灰についても、コンクリートや舗装などの材料としてリサイクルを実施しています。

2017（平成29）年度のリサイクル率（集団回収・焼却灰リサイクルを含む）は30.1%となっています。これは県平均（18.1%）よりも高くなっています。

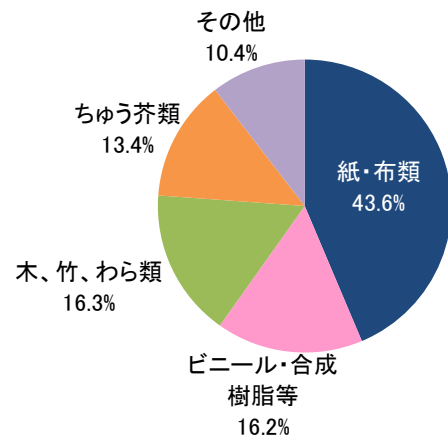
【資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）】

### ● 6種類の資源ごみの区分

本市のごみの収集区分は、可燃物、資源ごみ、その他に区分され、そのうちの資源ごみは、①ビニール・プラスチック類（プラマークあり）、②ビニール・プラスチック類（プラマークなし）、③金物、④ガラス、⑤陶磁器、⑥ペットボトル（PET1 マークのみ）の6種類となっています。

### ● 可燃物中に多く含まれる紙類やプラスチック類

本市の2018（平成30）年度におけるごみ組成比率を見ると、紙類やビニール・プラスチック類の比率が高いことがわかります。これは、可燃物に比べて資源ごみの収集回数が少ないことも原因の一つとして考えられますが、今後もさらなる分別の徹底を図っていく必要があります。



ごみ組成比率（湿重量換算）  
【資料：一般廃棄物処理実態調査から計算】

### ● 市で補助している生ごみ処理機器の設置

生ごみの減量と資源再生のために、生ごみ処理機器の補助金を交付しています。対象となる生ごみ処理機器は、「微生物分解式(家庭用電化製品)」「乾燥式(家庭用電化製品)」「コンポスト容器」「ぼかし専用容器」です。

生ごみ処理機器設備費補助制度

対象機器	内容	補助内容
微生物分解式 (家庭用電化製品)	電気を利用して生ごみを分解し、減容または消滅させる。	購入価格の2分の1で2万円を限度
乾燥式(家庭用電化製品)	生ごみを加熱・乾燥して、水分を減らして減容させる。	
コンポスト容器	土中の微生物を利用して減量化、堆肥化させる。(容量100L以上、耐用年数5年以上)	購入価格の3分の2で5千円を限度
ぼかし専用容器	有効微生物群を利用して生ごみを減量化、堆肥化させる。(容量15L以上、耐用年数5年以上)	

【資料：環境課】



## ●環境保全センターでのごみの適正処理

ごみ集積所で回収したごみは、環境保全センター（牧之原市御前崎市広域施設組合）に運び、適正に処理しています。

## ●グリーン購入の推進

リサイクル製品などの利用を促進するため、価格や機能、品質だけではなく、環境への負荷が極力少ないものを優先的に購入する「グリーン購入」の推進が求められています。

## 5-2 不法投棄・環境美化

### 【課題】

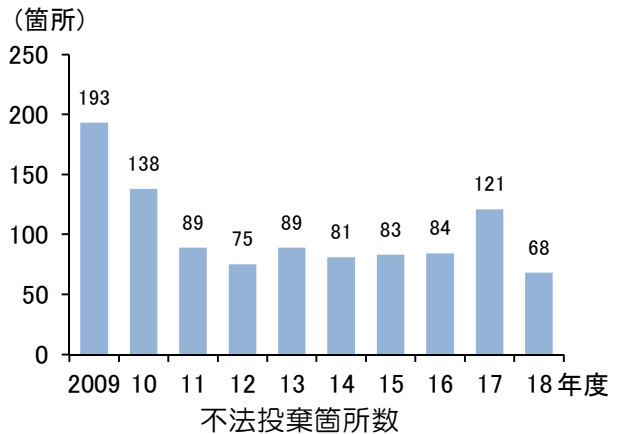
- 産業廃棄物などを人目のつきにくい山林や原野などに投棄する不法投棄は、単に景観を阻害するだけではなく、処理コストの負担増加や有害物質の漏洩による生態系への悪影響などが懸念されます。本市では山林や海岸林、ごみ集積所などに不法投棄がみられます。
- 海岸の漂着ごみや河川・道路などのポイ捨てごみは、景観を阻害したり、生物による誤飲などの影響が懸念されます。

## ●山林や海岸、ごみ集積所などにみられる不法投棄

廃棄物を法律が定める方法によって適切に処理せず、山林や原野などに投棄する「不法投棄」が問題となっています。市内における2018（平成30）年度の不法投棄発見箇所数は68箇所でした。

なお、本市の不法投棄対策として、山林や海岸に不法投棄防止ネットの設置、不法投棄監視パトロールの実施などを行っています。

【資料：エコアクション21環境活動レポート（H29.4～H30.3）】



【資料：環境課】

## ●環境美化の推進

市内の海岸には漂着ごみ、河川・道路にはポイ捨てごみなどが見られます。このようなごみは、景観を阻害したり、生物による誤飲などの影響が懸念されます。

そのため、天然記念物のアカウミガメが上陸し産卵する県立自然公園の浜岡砂丘をはじめとした地域では、自然環境の保全と環境学習を兼ねて、市民の参加による海岸清掃や環境美化活動を推進しています。2018（平成30）年度には、アカウミガメの産卵環境であるウミガメ指定地域の海岸清掃ボランティア参加者数が1,018人、海岸清掃・緑の少年団参加者数が300人、環境美化活動への参加者数が185人でした。

【資料：社会教育課】



浜岡砂丘での清掃活動

## 第6節 地球環境

### 6-1 地球温暖化

#### 【課題】

- 御前崎測候所のデータによると、年平均気温が年々上昇傾向にあります。地球温暖化は、本市の大切な自然資源である砂浜や御前崎茶の栽培などにも影響を及ぼす可能性があります。
- 市域からの温室効果ガス排出量（二酸化炭素）は近年横ばいで推移していますが、国の地球温暖化対策計画の削減目標に基づき、温室効果ガス排出量の削減を図っていく必要があります。

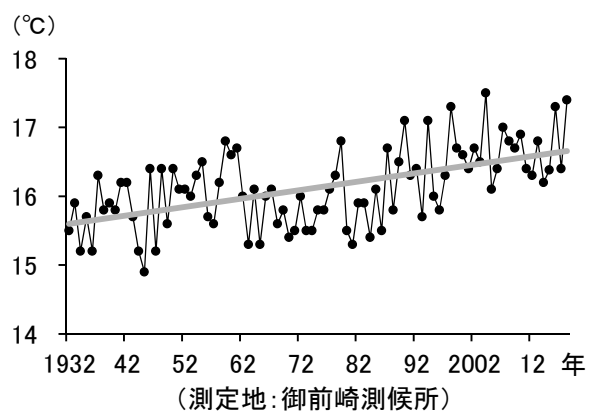
#### ●年々上昇傾向にある年平均気温

近年の人間活動の拡大に伴い、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスが大気中に排出されることによって生じる地球温暖化が問題となっています。

2017（平成29）年度のデータによると、日本が排出している温室効果ガスのうち、二酸化炭素の排出が全体の約92%を占めています。

2014（平成26）年11月に「気候変動に関する政府間パネル（IPCC\*）」が発表した第5次統合報告書によると、今世紀末には最大で気温が4.8℃、海面が82cm上昇する恐れがあると予測されており、異常気象や海面上昇、農作物や生態系への影響などが懸念されています。

御前崎測候所において、観測記録のある1932（昭和7）年以降のデータを見ると、年平均気温は年々上昇傾向にあることがわかります。このような気温の上昇は、全国的・国際的な傾向となっています。



御前崎測候所の年平均気温の変化

【資料：気象庁ホームページ】

#### ●砂浜や茶の栽培に影響を与える地球温暖化

地球温暖化は、本市の環境にも影響を与えられと考えられます。国立環境研究所の報告書によれば、海面が30cm上昇すると静岡県内の砂浜の約26%が消えてしまうと予測されており、本市の貴重な自然資源である浜岡砂丘も大きな影響を受けると考えられます。

また、基幹産業である御前崎茶の栽培に影響を与える可能性があります。お茶は亜熱帯性の作物のため、気温が少し高くなる程度であれば影響は少ないと考えられますが、少雨・高温により水が不足すると、茶の生育が抑制されます。また、冬が暖かくなると芽が不揃いになりやすく、機械で摘みにくくなるなどの問題が生じます。



御前崎のお茶栽培

【資料：環境省】

#### ●用語解説●

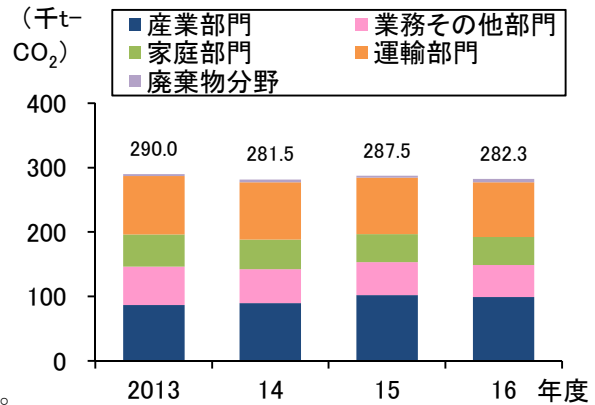
※IPCC：世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）が共同で設置した研究機関「気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）」の略称。温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の実態把握と、社会経済への影響の予測、対策の検討が行われており、2014（平成26）年には第5次評価報告書が発行された。

### ●産業部門からの排出量が多い温室効果ガス

2016（平成28）年度の本市全域から発生した温室効果ガス（二酸化炭素）は282.3千t-CO<sub>2</sub>であり、部門別では産業部門が35.1%と最も多く、ついで運輸部門が30.1%、業務その他部門が17.5%、家庭部門が15.5%、廃棄物分野が1.8%でした。

基準年度である2013（平成25）年度からの推移をみると2.7%減少していますが、この間は増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しています。部門別にみると基準年度より増加しているのは産業部門と廃棄物分野であり、その他の分野では減少傾向にあります。

国の地球温暖化対策計画で掲げられている削減目標を踏まえて、本市においても温室効果ガスの削減を図っていく必要があります。

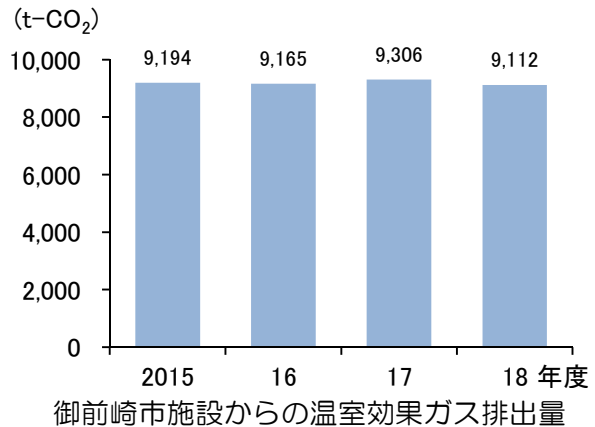


御前崎市域からの温室効果ガス排出量

【資料：環境省】

### ●市の事務事業からの温室効果ガス排出量

2018（平成30）年度に本市の事務事業から発生した温室効果ガスは9,112t-CO<sub>2</sub>でした。これは基準年度（2015（平成27）年度）比で0.9%の減少となっています（目標値は2030年度までに2015年度比で40%削減）。



御前崎市施設からの温室効果ガス排出量

【資料：環境課】

### ●エコアクション21の推進

エコアクション21は、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき、環境への取り組みを適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、環境コミュニケーションを行っている事業者を認証・登録する制度です。

本市では、市の事務事業における環境への取り組みと環境保全推進に関する施策を効果的に行うため、2012（平成24）年2月からエコアクション21認証取得に向けた取り組みに着手し、2013（平成25）年3月4日付けで認証・登録を受けました。その後、対象施設を市立図書館アスパル、学校給食センター、各公民館、各保育園・幼稚園・こども園、各小学校・中学校、消防署に拡大して認証を受けています。

市では、エコアクション21に基づく取り組みの成果を環境活動レポートとしてまとめ、ホームページに掲載して周知を行っています。



エコアクション21の外部審査

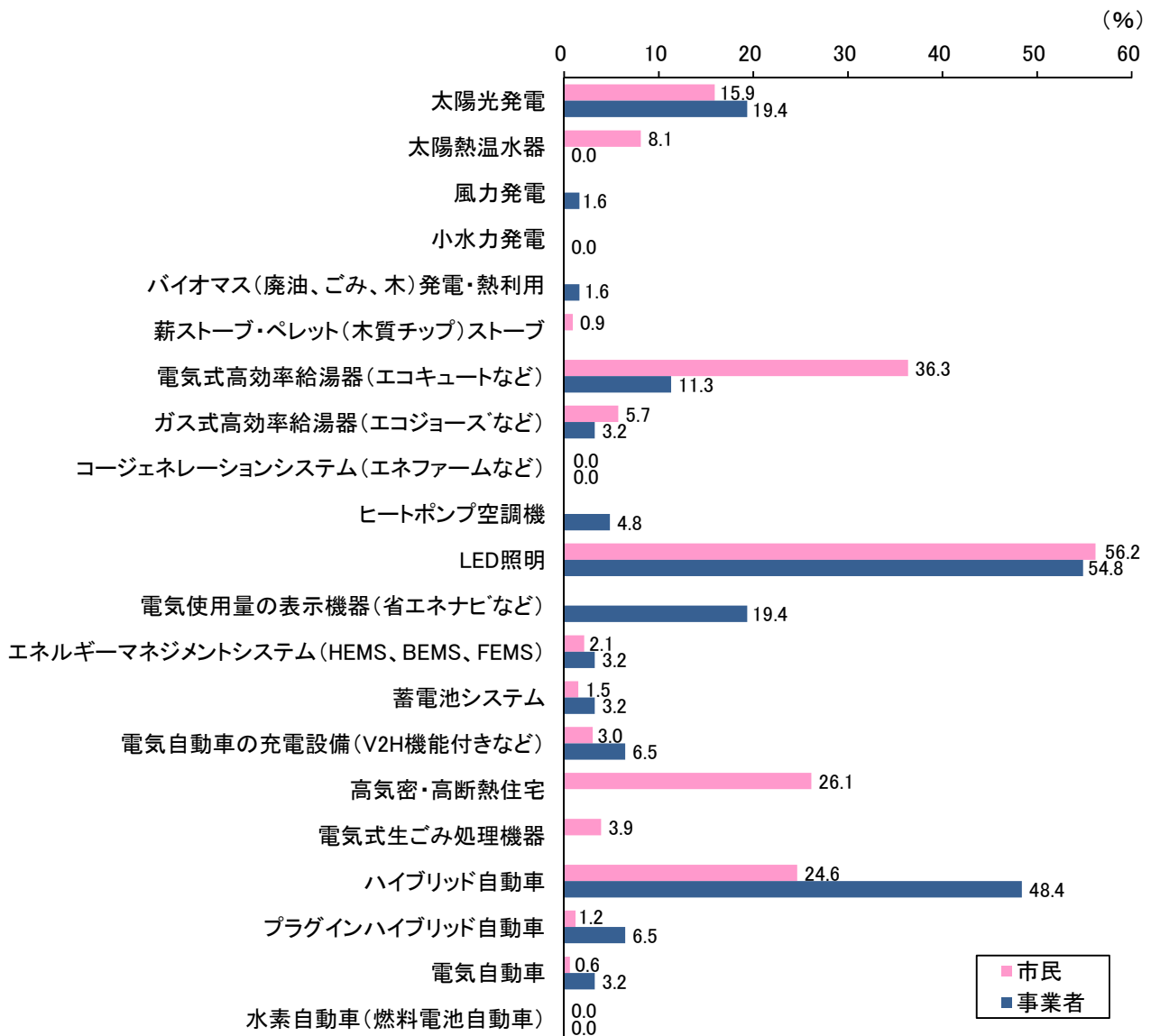
## 6-2 エネルギー

### 【課題】

- 化石燃料の消費を抑えるためには、省エネルギーの推進や、再生可能エネルギーの導入・促進を目指していくことが求められます。今後は公共施設へのさらなる導入に加え、市民や事業者を対象に再生可能エネルギーの導入・促進を図る必要があります。

### ●新エネルギー・省エネルギー機器の導入状況

2019（令和元）年度に実施した市民・事業者アンケートによると、家庭及び事業所における新エネルギー・省エネルギー機器の導入状況は以下のとおりです。特に導入率が高いのは、LED照明、ハイブリッド自動車、電気式高効率給湯器、太陽光発電などでした。



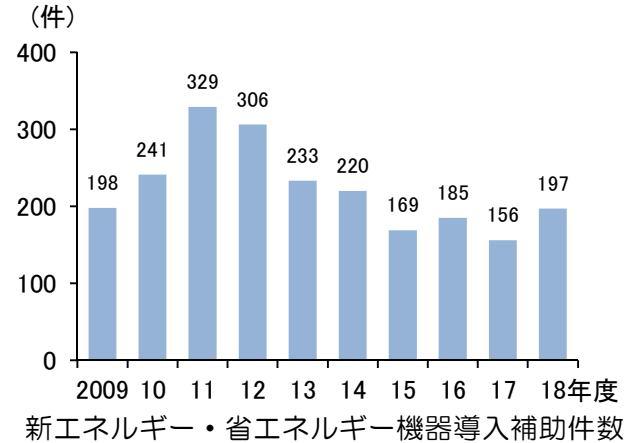
新エネルギー・省エネルギー機器の導入状況

【資料：御前崎市環境基本計画に関するアンケート調査】

●家庭における新エネルギー・省エネルギー機器への導入補助

本市では、家庭における環境への負荷の少ないエネルギー利用を促進し、地球温暖化の防止及び資源の有効利用を図ることを目的として、「新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金」を交付しています。

2018（平成30）年度の補助金交付件数は合計197件でした。



【資料：エネルギー政策課】

新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金の概要

対象機器	補助内容
太陽光発電システム(住宅用)	太陽電池モジュールの出力 1kW 当たり 3 万円とし、12 万円を限度
家庭用蓄電池	蓄電池容量 1kWh 当たり 2 万円とし、8 万円を限度
太陽熱利用システム、ヒートポンプ型給湯器	1 基当たり 2 万円
家庭用燃料電池	1 基当たり 8 万円
クリーンエネルギー自動車(自家用)(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車)	1 台当たり 10 万円

【資料：エネルギー政策課】

●太陽光や風力など再生可能エネルギー利用に適したまち

気象庁の観測による御前崎市年間日照時間の平年値（1981～2010年の30年間の平均値）は2,230.6時間、平均風速が4.9m/sで、静岡市の平年値（年間日照時間2,099.0時間、平均風速2.2m/s）と比べても太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー利用に適した地域です。この長い日照時間という特徴を生かし、市内の公共施設において率先して再生可能エネルギー設備を導入しています。また、県内でも有数の立地条件を生かし、御前崎市及び中部電力株式会社による風力発電施設が設置されているほか、家庭用や商業用の太陽光発電施設の設置も進んでいます。

本市では2018（平成30）年3月に、地域の特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入促進やエネルギー教育・学習の促進などのエネルギー政策の基本方針を定めた「御前崎市エネルギービジョン」を策定し、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進、関連産業の創出による地球産業の活性化に努め、持続可能なまちづくりを目指しています。

【資料：御前崎市エネルギービジョン、エコアクション21環境活動レポート（H29.4～H30.3）、気象庁ホームページ】

公共施設への再生可能エネルギー設備導入状況

名称	種類・規模	運転開始年度
白羽小学校	太陽光発電 10kW	2001(平成13)年度
池新田公民館	太陽光発電 10kW	2004(平成16)年度
御前崎市役所本庁舎	太陽光発電 49.5kW	2013(平成25)年度
御前崎市家庭医療センター「しろわクリニック」	太陽光発電 20kW、蓄電池 20kWh	2017(平成29)年度
市立御前崎総合病院及び御前崎市総合保健福祉センター	太陽光発電 100kW、蓄電池 133.8kWh	2018(平成30)年度
御前崎小学校	太陽光発電 11.55kW、蓄電池 22kWh	2018(平成30)年度
浜岡東小学校	太陽光発電 11.55kW、蓄電池 22kWh	2018(平成30)年度
第一小学校	太陽光発電 11.55kW、蓄電池 20kWh	2019(令和元)年度
浜岡北小学校	太陽光発電 11.55kW、蓄電池 20kWh	2019(令和元)年度

【資料：エネルギー政策課】

御前崎市の主要な風力発電施設

名称	事業主体	規模	運転開始年度
中部電力	中部電力(株)	6,000kW	2009(平成 21)年度
御前崎風力発電所	中部電力(株)	16,000kW	2010(平成 22)年度

【資料：エネルギー政策課】

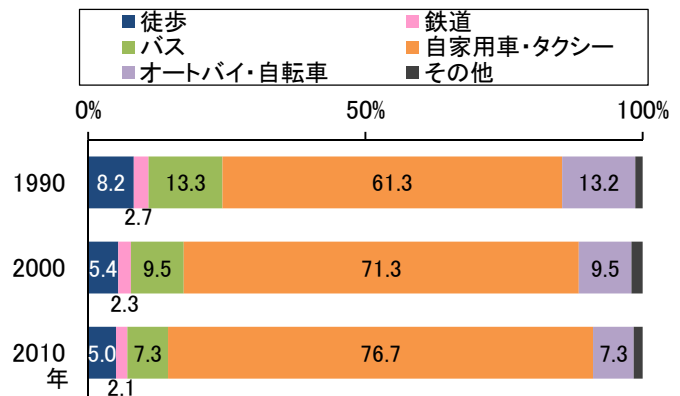
### ●エネルギー教育事業の実施

次世代を担う小・中学生へのエネルギー教育・学習の推進のため、2017（平成 29）年度には、エネルギー教育事業として、太陽光パネル付きミニカー17台及び風力発電の模型6台等を教材として購入し、市内の小学校においてエネルギー授業を実施しました。2018年には小学校4年生から中学校3年生までの6年間でエネルギーについて学ぶ、御前崎ならではの「エネルギー教育」カリキュラムを作り、実践しました。その中で扱う社会科や理科を中心とした内容とは別に、総合的な学習の時間や中学校技術科などでも実践を行う学校もありました。また、2018年には、全小学校6年生が原子力発電所の見学も行い、エネルギーについて考える授業を行いました。

【資料：学校教育課】

### ●自動車への依存度が高い交通手段

本市に居住する人が通勤・通学する際に利用する交通手段としては、自家用車・タクシー（76.7%）が最も多く、経年的にも上昇傾向にあります。

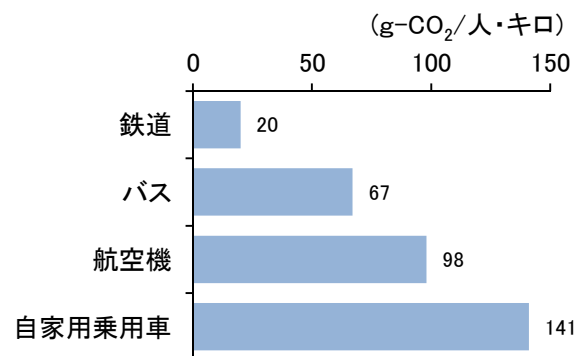


通勤等の際の利用交通手段の割合

【資料：第2次御前崎市道路整備計画 2017-2028、国勢調査】

### 輸送量あたりの二酸化炭素排出量

交通手段によって環境への負荷は大きく異なっています。単位輸送量（人キロベース）あたりの二酸化炭素排出量を見ると、鉄道と比べて、バスは約3.4倍、航空機は約4.9倍、自家用乗用車は約7.1倍の排出量となっています。したがって、人が移動する際に自家用乗用車よりも鉄道やバスなどの公共交通機関を利用するようになれば、二酸化炭素排出量の削減につながります。しかし、旅客輸送の交通機関別の分担率の推移を見ると、モータリゼーションの進展に伴い、環境負荷の高い自家用乗用車への依存が進んでいます。



輸送量あたりの二酸化炭素排出量  
(2016(平成 28))年度

【資料：国土交通省】

## 第7節 環境教育・環境保全活動

### 7-1 環境教育・環境保全活動・環境情報

#### 【課題】

- 本市では各学校での総合的な学習の時間や、アカウミガメの産卵・放流観察会を通じた環境教育・環境学習、町内会や小中学生、民間団体などによる環境保全活動が行われており、今後も継続的に実施していくことが必要です。
- 本市では、市のホームページや広報紙などで環境情報の提供を行っていますが、今後もさまざまな情報媒体により、内容の充実を図っていくことが求められます。

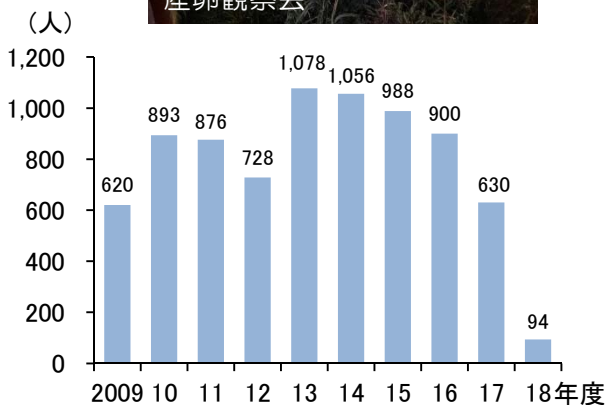
#### ●アカウミガメ保護などの環境教育・環境保全活動の実施

本市では、国の天然記念物に指定されている「御前崎のウミガメ及びその産卵地」を保護するため、ウミガメ保護監視員を委嘱し、保護活動を行っています。具体的には、アカウミガメの産卵を観察する産卵観察会、孵化した子ガメを放流する放流観察会を毎年開催しています。そのほか、御前崎小学校でも1977（昭和52）年からアカウミガメの飼育活動を行っているほか、各小中学校でも授業や総合的な学習の時間に環境教育・環境学習が行われています。

そのほか、海岸清掃・緑の少年団、海岸林整備・ボランティア、磯にくらす生きもの観察会、アースキッズ事業などで、地域資源を活用した環境教育・環境学習、環境保全活動が実施されています。

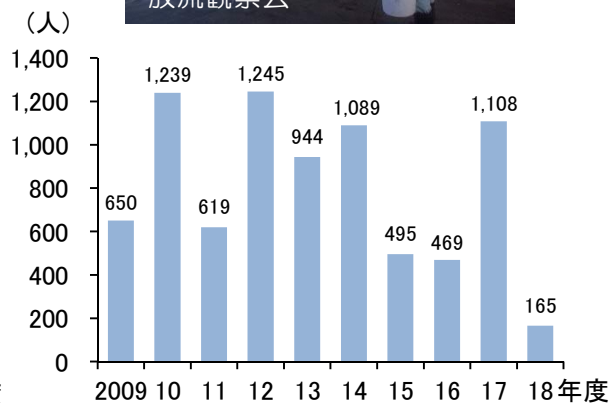
#### 【アカウミガメの産卵観察会及び放流観察会】

本市では、市教育委員会よりウミガメ保護監視員を委嘱し、「御前崎のウミガメ及びその産卵地」の保護活動を行っています。具体的には、アカウミガメの産卵を観察する産卵観察会、ふ化した子ガメを放流する放流観察会を毎年開催しています。近年、アカウミガメの産卵個体数の減少や悪天候による観察会の中止等により実施日数及び参加人数は縮小傾向にあります。また、放流観察会についても、産卵個数やふ化個数に左右され、参加人数は年変動が大きくなっています。



アカウミガメ産卵観察会参加者数

【資料：社会教育課】



アカウミガメ放流観察会参加者数

【資料：社会教育課】

**【御前崎小学校・御前崎中学校によるアカウミガメの保護活動】**

御前崎小学校では、1977（昭和 52）年度からアカウミガメの保護活動や観察、飼育を行っており、毎年7月に海岸にて子ガメを放流しています。また、御前崎中学校では毎年5月、ウミガメと産卵地の環境を守るために海岸清掃を行っています。この活動は1989（平成元）年度からスタートしました。



御前崎小学校での保護活動

**【ウミガメ指定地域・海岸清掃ボランティア】**

本市では、2007（平成 19）年度から天然記念物に指定されているウミガメ産卵地において、ボランティアによる海岸清掃を実施しています。2018（平成 30）年度のボランティア参加者数は1,018人でした。

**【海岸清掃・緑の少年団】**

第一小学校では、2008（平成 20）年度から児童による海岸清掃を実施しています。2014（平成 26）年度までは全学年を対象としていましたが、2015（平成 27）年度から、4年生～6年生のみを対象としています。2018（平成 30）年度の参加児童数は300人でした。



緑の少年団

**【海岸林整備・ボランティア】**

本市では、2008（平成 20）年度からボランティアによる海岸林の植樹事業を実施しています。2017（平成 29）年度は静岡県防災林造成事業の現場における植樹祭を併せて実施したため、参加者数は320人でした。2018（平成 30）年度の参加者数は170人であり、近年は参加者数が伸び悩んでいます。



海岸防災林盛土事業・植樹祭

**【磯の生物ウォッチング&ビーチコーミング】**

本市では、御前崎市マリンスポーツクラブの協力を得て、磯あそびから御前崎に棲む海洋生物を観察し、漂流物（石や流木、貝殻など）での工作や創作活動を楽しんでもらう「磯の生物ウォッチング&ビーチコーミング」を開催しています。2018（平成 30）年度の参加者数は32人でした。



磯の生物ウォッチング

**【春の海を楽しもう 磯の生き物観察】**

本市では、NPO法人 Earth Communication の協力を得て、青少年リーダー育成事業「御前崎クエスト」の一環として、毎年5月に渚の交番前の磯場において、磯の生き物観察を実施しています。2018（平成 30）年度の磯の生き物観察の参加者数は30人でした。

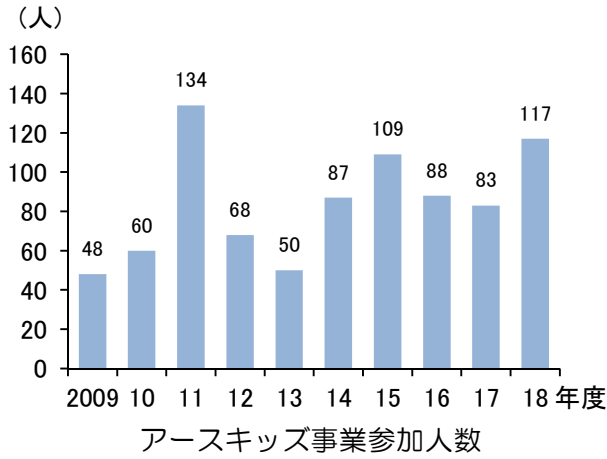
**【御前崎 里山まもり隊 竹林伐採体験】**

本市では、NPO法人 Earth Communication の協力を得て、青少年リーダー育成事業「御前崎クエスト」の一環として、森の管理を体験的に学ぶため、毎年2月に正福寺において、竹林伐採体験を実施しています。2018（平成 30）年度の竹林伐採体験の参加者数は22人でした。



**【アースキッズ事業】**

本市では、2007（平成19）年度から市内の小学4年生を対象に、地球温暖化防止活動推進センターの職員を講師に招いて、地球温暖化、省エネルギー等に関する講座を実施しています。2014（平成26）年度から参加校数の増加により参加児童数が増加し、2018（平成30）年度の参加児童数は117人でした。



【資料：環境課】



アースキッズ事業

**●ホームページや広報紙などによる環境情報の提供**

**【ホームページ・エコアクション21 環境活動レポート・広報紙】**

本市の環境の現状、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等については、市のホームページで最新の情報を公開・提供するとともに、エコアクション21 環境活動レポートを発行しています。また、随時「広報おまえざき」への掲載を行うことにより、市民・事業者への啓発を行っています。



EA21 環境活動レポート

**【環境情報拠点づくり】**

本市では、毎年6月の環境月間に合わせ、御前崎市立図書館において、環境についての本の展示や情報の提供を行っています。

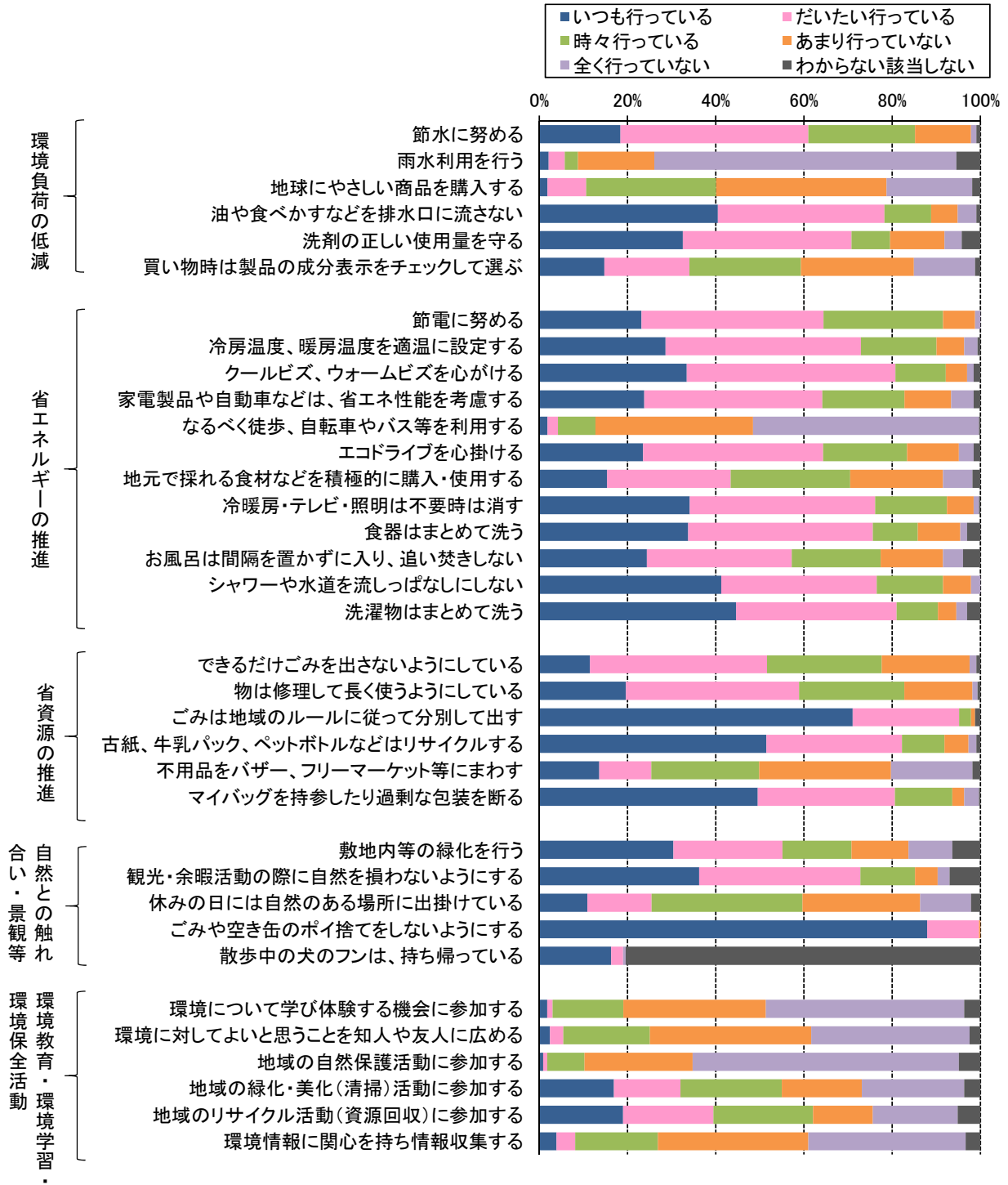


環境についての本の紹介

## 第8節 市民・事業者の取り組み

### ●市民の取り組み状況

2019（令和元）年度に実施した市民アンケート調査の結果、「ごみや空き缶のポイ捨てをしないようにする」「ごみは地域のルールに従って分別して出す」などは、多くの市民が取り組んでいます。

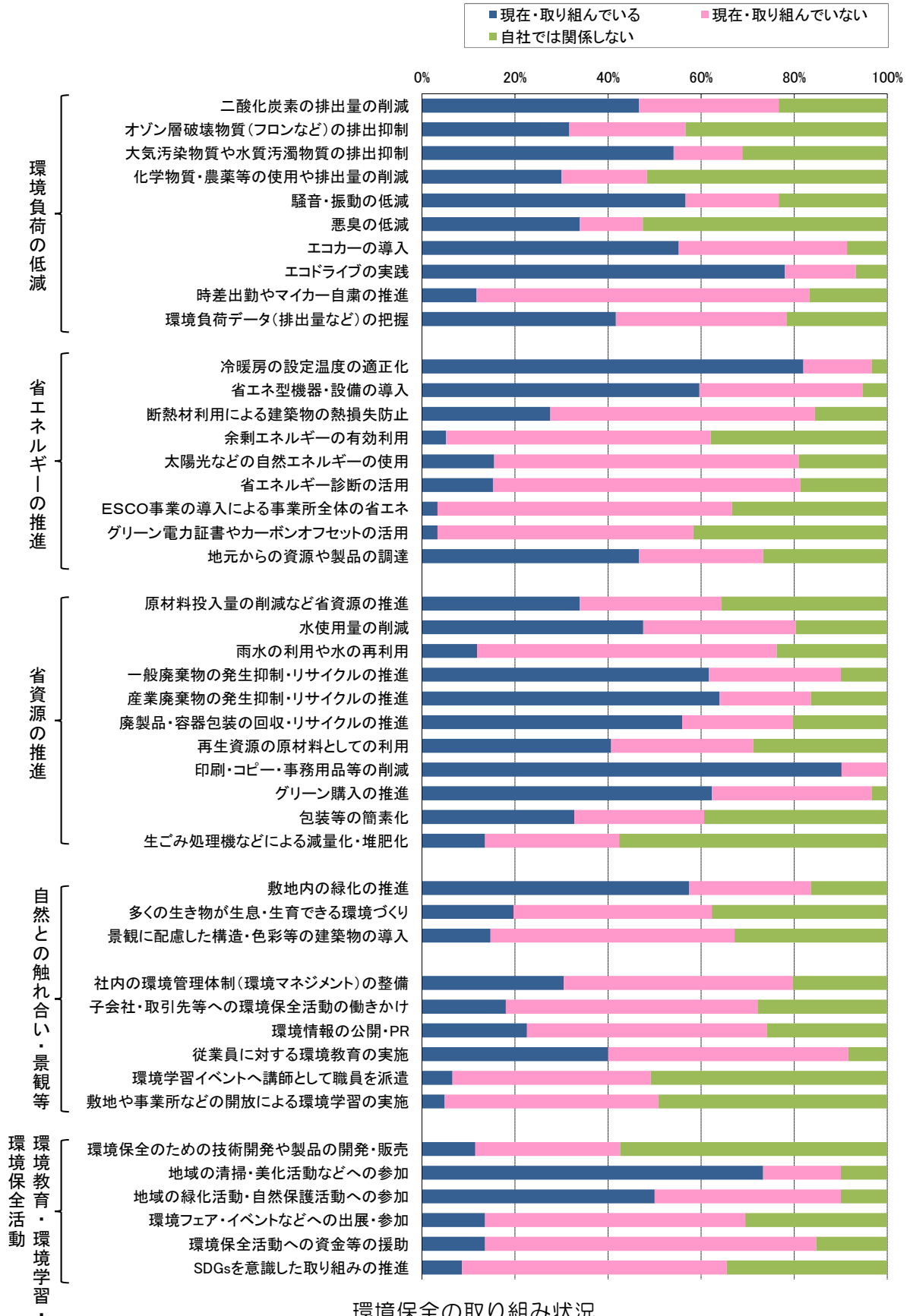


市民の取り組み状況

【資料：御前崎市環境基本計画に関するアンケート調査（2019（令和元）年度）】

●事業者の取り組み状況

「印刷・コピー・事務用品等の削減」「冷暖房の設定温度の適正化」「エコドライブの実践」などは、多くの事業者が取り組んでいます。



環境保全の取り組み状況

【資料：御前崎市環境基本計画に関するアンケート調査（2019（令和元）年度）】

## 第3章 計画の目標

### 第1節 基本理念

基本理念とは、市・市民・事業者・滞在者が環境の保全及び創造を推進するにあたって、行動や判断の共通認識とすべき事項を示したものです。

御前崎市環境基本条例第3条では、市民の生活基盤である「市域の環境」及び人類の生存基盤である「地球環境」について、現在のみならず将来の世代も環境の恵みを受けることができ、また、良好な状態で引き継いでいけるよう、4つの基本理念を定めています。本計画においても、同条例の基本理念を踏襲して掲げます。

#### 【基本理念】

- 健全で恵み豊かな環境の恩恵を受け、良好で快適な環境を将来の世代へ継承する
- 自然環境に恵まれた地域特性を生かして自然と人との共生を確保する
- 持続的発展が可能な社会を構築するために、すべての者が公平な役割分担の下で自主的積極的に取り組む
- すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全を積極的に推進する

### 第2節 総合計画の将来都市像と望ましい環境像

本計画の上位計画である「第2次御前崎市総合計画」の将来都市像は、「子どもたちの夢と希望があふれるまち御前崎」であり、この将来都市像を環境面から実現するための望ましい将来像を掲げます。

望ましい環境像とは、環境課題を踏まえたうえで、本市がこれからどのような環境を目指して計画を進めていくのかを示す長期的目標です。基本理念のもと、市・市民・事業者・滞在者の各主体が自らの役割を果たし、将来の望ましい環境像の実現を目指します。



#### 【望ましい環境像】

「守ろう 豊かな自然 創ろう 次世代へつなぐまち 御前崎」



#### 【総合計画の将来都市像】

「子どもたちの夢と希望があふれるまち 御前崎」

## 第3節 環境目標

望ましい環境像を実現するための柱として環境目標を定め、この環境目標のもとに具体的な施策を展開していきます。環境目標は、御前崎市環境基本条例の第8条に示された「施策の基本方針」を踏まえながら以下の6つの柱としました。



### ●環境目標1 自然環境の保全と生物多様性の確保

本市は、御前崎の岬や美しい砂丘を代表とする豊かな自然環境に恵まれています。これらの自然は私たちの暮らしや産業の基盤となっているだけでなく、多様な生きものを育む貴重な資源となっています。このような自然環境を将来にわたって保全し、生物多様性を確保します。

### ●環境目標2 快適環境の保全と創造

自然とふれあえる環境や公園・緑地、美しい景観、歴史・文化遺産などは、私たちの暮らしに安らぎや潤いを与えてくれます。このような環境を保全、あるいは新たに創造していくことで、快適な生活空間づくりを推進していきます。

### ●環境目標3 安全・安心な生活環境の保全

私たちが健康で文化的な生活を送るためには、空気や水がきれいで、不快な音や臭いがせず、かつ化学物質などによる影響のない安全な環境づくりが必要です。そのため、日常生活や事業活動による環境への影響を低減し、安全・安心な生活環境の保全に努めていきます。

### ●環境目標4 資源の循環利用

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、私たちに便利で快適な生活を与えてくれましたが、その結果として資源の枯渇や環境への負荷の増大、ごみの増大を引き起こしました。これからは資源の循環利用を図り、循環型社会の実現を目指します。

### ●環境目標5 地球環境の保全

地球温暖化をはじめとする地球環境問題が深刻化しています。私たちの暮らしや事業活動が地球環境に影響を与えていることを市民一人ひとりが自覚し、地球温暖化防止につながる取り組みを積極的に実践していきます。

### ●環境目標6 環境教育・環境保全活動の推進

環境問題の解決には、社会経済活動のあり方やライフスタイルを見直すのと同時に、環境保全に向けて積極的に取り組む人づくりが必要です。そのため、市・市民・事業者・滞在者を対象とした環境教育・環境保全活動の推進を図り、人材の育成を図っていきます。

## 第4節 計画の体系

### ●計画の体系

望ましい環境像を実現するため、以下の環境目標、取り組みの方向、取り組み項目を掲げます。

望ましい環境像	環境目標	取り組みの方向	取り組み項目
守ろう 豊かな自然 創ろう 次世代へつなぐまち 御前崎	【環境目標1】 自然環境の保全と 生物多様性の確保	1 きれいな海と川をまもる	①海岸の総合的な環境保全 ②海岸林・海岸植生の保全 ③海岸・河川の美化 ④水産資源の保全・活用 ⑤水資源の保全
		2 緑豊かな森林と農地を まもる	①森林・樹林の保護 ②森林の適正管理と木材の利用促進 ③計画的な農地の保全と基盤の整備 ④遊休農地の活用 ⑤地産地消及び環境保全型農業の推進
		3 多様な生きものと 共生する	①野生動植物の保護・管理 ②外来種等の防除及び飼養動物の適正 管理
	【環境目標2】 快適環境の保全と創造	4 自然・景観・歴史に親しむ	①自然とのふれあいの促進 ②良好な景観形成の推進 ③歴史・文化的遺産の保護及び継承
		5 公園・緑地をまもる	①公園・緑地の整備と適正管理及び促進 ②緑化の推進
	【環境目標3】 安全・安心な 生活環境の保全	6 公害を防ぐ	①公害の防止 ②有害化学物質対策の推進
		7 空気や水をきれいにする	①大気汚染対策の推進 ②悪臭・騒音・振動対策の推進 ③水質汚濁対策の推進
	【環境目標4】 資源の循環利用	8 ごみの減量とリサイクル をすすめる	①計画的な廃棄物対策と適正処理 ②リデュース・リユースの推進 ③リサイクルの推進 ④グリーン購入の推進 ⑤不法投棄対策の推進 ⑥環境美化の推進
	【環境目標5】 地球環境の保全	9 地球温暖化を止める	①総合的な地球温暖化対策・エネルギー 対策の推進 ②省エネルギーの推進と再生可能エネ ルギーの導入・促進 ③環境負荷の少ない交通の普及
	【環境目標6】 環境教育・ 環境保全活動の推進	10 環境を知る・学ぶ・ 活動する	①環境教育・環境学習 ②環境保全活動の推進 ③環境情報の積極的な提供と環境情報 拠点づくり

# 第4章 主体別の取り組み

## ●主体別の取り組みとは

取り組みの方向ごとに、環境目標、関連するSDGsの17の目標のロゴマーク、数値目標、市の取り組み、担当する主な課、市民・事業者の取り組みを示しています。

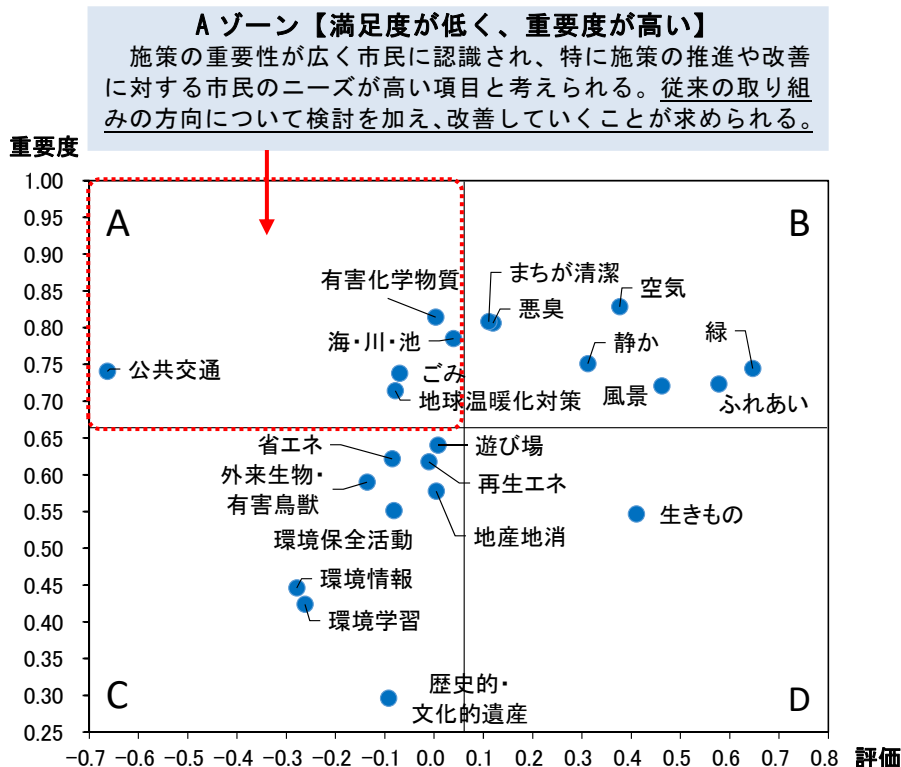
このうち、数値目標については、市・市民・事業者・滞在者等の各主体がお互いに協力・連携しながら達成する共通目標を示しています。

また、市が市民・事業者の皆さんとともに推進する取り組みの内容を示すとともに、市民・事業者の皆さんの取り組みの事例を示しています。

### 市民意見の反映について

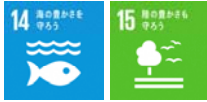
2019（令和元）年度に実施した市民アンケート調査では、市民の皆さんの環境の評価及び重要度についての意向を把握しました。このうち、特に環境の評価が低く、重要度が高いもの（下図のAゾーン）に含まれる「公共交通」「海・川・池」「ごみ」「地球温暖化対策」については、本計画の中で取り組み内容の充実を図ります。

- 公共交通：「第2次御前崎市道路整備計画2017-2028」に基づく関連施策を盛り込みます。
- 海・川・池：マイクロプラスチックなどの海洋ごみ対策を追加します。
- ごみ：「御前崎市一般廃棄物処理基本計画」に基づく関連施策を盛り込むとともに、マイクロプラスチックなどの海洋ごみ対策、食品ロス対策についての取り組みを追加します。
- 地球温暖化対策：「御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を本計画の第5章に盛り込むとともに、「御前崎市エネルギービジョン」「御前崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく関連施策を盛り込みます。



関連する SDGs

【環境目標1】自然環境の保全と生物多様性の確保



# 1 きれいな海と川をまもる

浜岡砂丘や御前崎海岸、3本の二級河川などは、本市の重要な自然資源となっていますが、海岸侵食や松枯れ、海洋ごみの課題があります。そのため、本市では、海岸の総合的な環境保全、海岸林や海岸植生の保全、海岸や河川の美化を推進するとともに、豊かな水産資源や湧水などの水資源の保全・活用を図り、きれいな海と川をまもります。

## ● 数値目標

環境指標	現状 (2018:H30)	中間目標 (2024:R6)	最終目標 (2029:R11)	関係部署
ウミガメ指定地域・海岸清掃ボランティア数	152(H31)人/年	400人/年	600人/年	社会教育課
海岸清掃・緑の少年団参加者数	300人/年	300人/年	300人/年	農林水産課
海岸林整備・ボランティア参加者数	170人/年	200人/年	200人/年	農林水産課
海岸部への不法投棄箇所数	3箇所/年	0箇所/年	0箇所/年	環境課
河川愛護参加人数	3,449人/年	3,500人/年	3,500人/年	建設課

## ● 市の取り組み

### ① 海岸の総合的な環境保全

- ◇ 静岡県の海岸保全基本計画と連携し、遠州灘及び駿河湾沿岸の総合的な保全を図ります。
- ◇ 浜岡砂丘を含む遠州灘沿岸の海岸侵食に対し、沿岸自治体が連携して復旧及び保全対策に取り組めるよう国や県に働きかけます。
- ◇ 県と連携し、御前崎遠州灘県立自然公園の保護に努めます。

担当課

建設課  
農林水産課

管理課

### ② 海岸林・海岸植生の保全

- ◇ 市民組織と協働で飛砂防備保安林等の保全に取り組みます。
- ◇ 海岸防風林の松枯れ対策を進めると共に、竹林の不要な拡大防止を図り、海岸環境の保全に努めます。
- ◇ 海岸部には、ハマボウフウやハマヒルガオなど海岸部固有の植生の形成もあり、市民と協働で保全活動に努めます。

担当課

農林水産課

### ③ 海岸・河川の美化

- ◇ 河川堤防の草木管理の推進、市民協働による雨水排水の定期的清掃や緑化などに取り組み、良好な河川空間の形成に努めます。
- ◇ 二級河川の河床の浚渫並びに河川堤防の管理など、関係機関に働きかけます。
- ◇ 海岸漂着物などの定期的な除去など管理を進め、美しい海岸を維持します。
- ◇ 美しい海岸環境の保全のため、マリンスポーツ愛好者を中心とした地域、小中学生との協働による積極的な清掃活動を呼びかけます。

担当課

建設課

建設課  
社会教育課  
商工観光課

社会教育課  
商工観光課



<b>③ 海岸・河川の美化</b>	担当課
◇ 海岸林の美化推進や監視強化により、ごみを捨てにくい環境を作り、ごみのポイ捨て・不法投棄の防止に努めます。	環境課 管理課 農林水産課
◇ 県と連携して、海洋プラスチックごみ防止6R県民運動の啓発に努めます。	環境課
<b>④ 水産資源の保全・活用</b>	担当課
◇ 磯焼け※に伴う藻場の復元に取り組みます。	農林水産課
◇ 静岡県温水利用研究センターと共同でマダイ・ヒラメ・クエなどの栽培漁業を推進し、漁業と観光の振興につなげます。	
<b>⑤ 水資源の保全</b>	担当課
◇ 森林が持つ保水機能を取り戻すため、県に協力して、荒廃森林の再生を進めます。	農林水産課
◇ 合併浄化槽の設置または下水道への接続を積極的に推進します。	上下水道課

**● 市民・事業者・滞在者の取り組み**

		市民	事業者	滞在者
①	◇ 御前崎遠州灘県立自然公園の自然環境・景観の保護に協力します。	●	●	●
	◇ 防風林等の植林や松食い虫対策など、市との協働による海岸林の適正管理に努めます。	●	●	
	◇ 海岸浸食に関心を持ち、海岸の現状把握に努めます。	●		
②	◇ 海岸部への車両の乗り入れはしません。	●	●	●
	◇ 海岸部固有の植生を保全する活動に協力します。	●	●	
	◇ 防風林等の植林や松食い虫対策など、市との協働による海岸林の適正管理に努めます。	●	●	
	◇ 海岸部固有の植生を保全する活動に協力します。	●	●	
③	◇ 海岸清掃に積極的に参加します。	●	●	●
	◇ 漂着ごみを減らすため、河川や海岸にごみを捨てません。	●	●	●
	◇ 河川の草刈、雨水排水路の清掃活動に積極的に参加します。	●	●	
	◇ 河川環境の保全活動に関心を持ちます。	●	●	
	◇ 合併浄化槽の設置または下水道への接続を積極的行います。	●	●	
	◇ 生ごみや食用油類を家庭排水口へ流しません。	●	●	
④	◇ 磯焼け対策活動協議会の行う藻場の復元に協力します。	●	●	
	◇ 乱獲の防止や魚介の種苗放流など、水産資源の維持保全に取り組みます。	●	●	
⑤	◇ 雨水を地面に戻すため、雨水貯留槽や雨水浸透枳などの積極的利用に努めます。	●	●	
	◇ 風呂水の再利用など節水を心がけます。	●		

**● 用語解説**

※磯焼け:沿岸の岩礁(磯)に生育するカジメ・サガラメ・テングサなどの海藻の藻場が衰退し、焼け跡のような状態になる現象。その原因として、海流の変化による水温の上昇や、海藻の生育に必要な栄養分の不足、石灰藻等他の海藻の繁茂、魚類やウニ等の藻食性生物による食害があげられている。磯焼けにより、アワビ等の磯の生物が減少し、漁業に打撃を与える。

## 関連する SDGs

## 【環境目標1】自然環境の保全と生物多様性の確保



## 2 緑豊かな森林と農地をまもる

森林や農地は、私たちの暮らしや経済活動の基盤となっており、今後も良好な状態で維持していく必要があります。本市では、森林や樹木の適正な管理、計画的な農地の保全と遊休農地の活用、地産地消や環境保全型農業の推進を図り、緑豊かな森林と農地をまもります。

### ● 数値目標

環境指標	現状 (2018:H30)	中間目標 (2024:R6)	最終目標 (2029:R11)	関係部署
松食い虫被害海岸林・予防面積	55ha/年	55ha/年	55ha/年	農林水産課
エコファーマー認定者数	30人	33人	36人	農林水産課
遊休農地面積	607ha/年	421ha/年	266ha/年	農林水産課
地域で守る農地面積 <sup>※1</sup>	103ha/年	200ha/年	200ha/年	農林水産課
学校給食で使用する食材の地産地消率	26.5%/年	31.0%/年	33.0%/年	学校給食センター

※1：多目的機能支払交付金の対象農用地と集落営農組織などが管理する合算面積

### ● 市の取り組み

#### ① 森林・樹木の保護

担当課

- ◇ 保安林等の植樹を行い、防災林の保護をします。
- ◇ 希少な植生や植物群落、巨樹・巨木、古木などを保全します。

農林水産課

#### ② 森林の適正管理と木材の利用促進

担当課

- ◇ 御前崎市森林整備計画に基づき、事業者に対して指導を行います。
- ◇ 山林所有者や市民等と協働で、地域の植生や自然環境に配慮した山林の適正管理の推進に取り組みます。
- ◇ 森林の適切な管理に向けた山林所有者の支援を行います。
- ◇ 治山事業を推進し、倒木被害や土砂崩れなどの未然防止に努めます。
- ◇ 森の力再生事業の積極的なPRに努めます。

農林水産課

#### ③ 計画的な農地の保全と基盤の整備

担当課

- ◇ 農業振興地域整備計画に基づき、計画的な農地の保全及び整備を図ります。
- ◇ 農村環境計画に基づき、環境配慮工法を取り入れた農地の整備及び管理を図ります。
- ◇ 宅地化など農地の無秩序な転用防止のため、都市的土地利用との計画的な調整を図りながら保全に努めます。
- ◇ 新規就農者を積極的に受け入れます。
- ◇ 認定農業者等への農用地の集積や団地化を促進し、生産性の向上を図ります。
- ◇ 生産効率の高い区画の造成や大型機械が対応可能な面的整備を進めます。
- ◇ 人・農地プランを整備し、農地の担い手確保を図ります。

農林水産課

④ 遊休農地の活用		担当課
◇ 市民農園、体験農園等を視野に入れながら、集落地の遊休農地の有効活用等農地の多面的な利用を促進します。		農林水産課
◇ 人・農地プランを活かし、遊休農地の減少に取り組みます。		
◇ 農地の利用状況調査・意向調査で把握した、「貸し出し可能な遊休農地」を地図化し、希望者への積極的な提供に努めます。		
⑤ 地産地消及び環境保全型農業の推進		担当課
◇ 地産地消を推進するため、農水産物直販施設の充実を図ります。		農林水産課
◇ 農産物販売促進施設として、道の駅やあらさわふる里公園の有効活用を進めます。		
◇ 地産地消の促進のため、イベント等で市の農産物を積極的にPRします。		
◇ 環境にやさしい栽培技術の確立と普及を図ります。		
◇ 有機 JAS やエコファーマー*の認定取得を支援します。		
◇ GAP 認定の取得を支援します。		健康づくり課
◇ 地場産品を使った献立を考案し、健康講話などの機会を捉えて地産地消の普及に努めます。		
◇ 地場産品を使用した学校給食の提供に努め、地産地消を推進します。		学校給食センター

● 市民・事業者・滞在者の取り組み

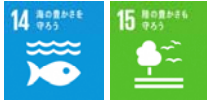
		市民	事業者	滞在者
①	◇ 希少な植生や植物群落、巨樹・巨木、古木などを保全します。	●		
	◇ 海岸防災林の間伐や下草刈り、枝払い、植樹に協力します。	●		
②	◇ 間伐や下刈り、植林、竹林管理などに協力します。	●	●	●
	◇ 森林所有者は森林荒廃防止のため保全と適正管理に取り組みます。	●	●	
	◇ 森の力再生事業を活用します。	●	●	
③	◇ 農村環境計画に基づき環境に配慮した農地の整備・保全を行います。	●	●	
	◇ 人・農地プランの話し合いに積極的に参加します。	●		
④	◇ 遊休農地を希望者に提供できる制度を活用します。	●	●	
	◇ 遊休農地に草花などを植え、荒廃を防止します。	●	●	
	◇ 市民農園を積極的に活用します。	●		
⑤	◇ 地元産の農水産物を積極的に購入します。	●	●	●
	◇ 生産者は有機 JAS やエコファーマーの認定を積極的に取得します。	●	●	●
	◇ 消費者は有機 JAS やエコファーマーの認定のある農作物を積極的に購入します。	●	●	
	◇ 直販施設などは積極的に地元産の農水産物を販売します。	●	●	
	◇ 農業従事者は GAP 認定を積極的に取得します。	●	●	

● 用語解説 ●

※**エコファーマー**：「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、農業者が「土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画」を都道府県知事に提出し、都道府県知事によって、計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称。

関連する SDGs

【環境目標1】自然環境の保全と生物多様性の確保



# 3 多様な生きものと共生する

本市の生物環境には、絶滅の可能性のある種や外来種の拡大、野生鳥獣による被害などの課題があります。本市では、野生動植物の保護・管理、外来種等の防除、飼養動物の適正管理を行い、多様な生きものと共生するまちをつくります。

## ● 数値目標

環境指標	現状 (2018:H30)	中間目標 (2024:R6)	最終目標 (2029:R11)	関係部署
アカウミガメふ化率	37.8%/年	40%/年	50%/年	社会教育課
飼い猫・地域猫の避妊去勢手術件数*	1,528 件	2,100 件	2,600 件	環境課

\*2007（平成19）年度からの累計

## ● 市の取り組み

### ① 野生動植物の保護・管理

- ◇ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、生物の多様性を確保します。
- ◇ 市内で確認されている貴重な動植物の情報を蓄積し、提供します。
- ◇ 御前崎市鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣対策を行います。
- ◇ 天然記念物の保護を行います。
- ◇ 比木賀茂神社社叢の草木管理等への積極的支援を行います。
- ◇ 比木賀茂神社社叢の遊歩道修繕など環境整備を行います。
- ◇ 市指定天然記念物の樹木の保護等のため、所有者の申請により補助します。
- ◇ アカウミガメ及びその産卵地の監視とアカウミガメの人工ふ化、放流などを行います。
- ◇ アカウミガメが産卵しやすい海岸環境維持のため啓発看板設置や監視の強化を行います。
- ◇ 御前崎遠州灘県立自然公園内における指定動植物の捕獲・採取の規制を徹底します。
- ◇ 野良猫（地域猫を含む）の繁殖を防ぐため、避妊去勢手術の実施や動物遺棄禁止等を啓発します。

担当課

農林水産課

社会教育課

管理課

環境課

### ② 外来種等の防除及び飼養動物の適正管理

- ◇ 特定外来生物\*の分布などの情報を収集し、駆除を含む適切な処置と啓発に努めます。
- ◇ 猫の適正な飼養の確保及び繁殖防止を目的として飼養者に対して、避妊去勢手術の実施を積極的に啓発します。

担当課

農林水産課

環境課

## ● 用語解説 ●

※**特定外来生物**：「外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出等が禁止される。

● 市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	◇ 海岸部への車両の乗り入れはしません。	●	●	●
	◇ 野生鳥獣による農業被害等の低減のため、森林や農地の適正管理など、未然防止の取り組みを行います。	●	●	
	◇ 貴重な動植物について学び、無用な捕獲や採取などはしません。	●		●
	◇ 野生動植物の生息生育地にはむやみに立ち入りません。	●		●
	◇ アカウミガメの産卵・放流観察会などに積極的に参加し、アカウミガメについて学びます。	●		●
	◇ ホタルの保全活動や観察会に積極的に参加します。	●		
	◇ ビオトープづくりに取り組みます。		●	
②	◇ 特定外来生物などの持ち込みや、野外に放つことはしません。	●	●	●
	◇ ペットを捨てたり、野生生物に餌を与えたりしません。	●		●
	◇ 飼養許容頭数を超えた飼い猫の繁殖を抑制します。	●		



アカウミガメ

2014（平成26）年4月、アカウミガメが「静岡県希少野生動植物保護条例」に基づく「希少野生動植物」に追加指定されました。捕獲、採取、殺傷又は破損させることが禁止され、違反した場合には罰則が科せられます。なお、アカウミガメは、静岡県版レッドリストの中で最も絶滅の可能性が高い「絶滅危惧ⅠA類」に分類されています。そのため本市では、アカウミガメの卵の保護や海岸の清掃活動、観察会などの実施などにより、アカウミガメの保護を行っています。



アカウミガメの卵の保護



海岸清掃



アカウミガメの放流

関連する SDGs

【環境目標 2】 快適環境の保全と創造



# 4 自然・景観・歴史に親しむ

本市には、豊かな自然環境やすばらしい景観、古く価値のある歴史・文化的遺産などが数多くあります。本市では、自然とのふれあいの促進や良好な景観形成、歴史・文化的遺産の保護・継承などにより、自然・景観・歴史に親しめるまちをつくります。

## ● 数値目標

環境指標	現状 (2018:H30)	中間目標 (2024:R6)	最終目標 (2029:R11)	関係部署
里山地区観光客数	484,586 人	537,400 人	570,400 人	商工観光課
指定文化財数	32 件	35 件	38 件	社会教育課
文化財案内板設置数	89 基	92 基	95 基	社会教育課

## ● 市の取り組み

### ① 自然とのふれあいの促進

- ◇ 自然とふれあえる施設等のネットワーク化や魅力ある施設の充実を図ります。
- ◇ 御前崎市観光基本計画に基づき、豊かな海と里山を活かした観光振興を図ります。
- ◇ 御前埼灯台周辺の遊歩道の維持管理に取り組みます。
- ◇ 自然と歴史が融合する「桜ヶ池公園」の管理を行います。
- ◇ 富士山静岡空港との近接性を活かし、他では見られない風景と新鮮な食材を活かした観光振興エリアとして、外国人観光客の宿泊誘致を図ります。
- ◇ 砂丘の保全林や遊歩道の景観を維持するため適切に管理します。

担当課

管理課  
商工観光課

商工観光課

管理課

### ② 良好な景観形成の推進

- ◇ 景観に対する意識を高め、市民協働による美しい御前崎市づくりを目指します。
- ◇ 案内看板や防護柵などの設置の際、自然景観と調和した色彩の配慮に努めます。
- ◇ 静岡県屋外広告物条例に基づいた広告物の規制や意識啓発を行います。
- ◇ 御前崎遠州灘県立自然公園の景観を保全します。
- ◇ 市内の美しい景観を映像やインターネットなどによってPRし、観光振興に活用します。
- ◇ 道路沿いや河川堤防などの草の除去を行います。

担当課

都市政策課

管理課

商工観光課

商工観光課

建設課

③歴史・文化的遺産の保護及び継承

担当課

社会教育課

- ◇ 国・県・市指定の文化財の管理・保護を行います。
- ◇ 先人の遺産を記録として残し、文化財保護の愛護意識を高めます。
- ◇ 文化財の保護を図るため、展示会や地域を学ぶ講座を開催します。
- ◇ 地域に残されている民俗行事の継承を図ります。
- ◇ 地域の史跡を活用した御前崎「自然と歴史の道」のネットワーク化を図ります。
- ◇ 歴史的・文化的遺産についての説明看板を整備します。

● 市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	◇ 自然とのふれあい体験ができる場所づくりに努めます。	●	●	
	◇ 積極的に外出し、自然とのふれあいを楽しみます。	●		●
	◇ 自然観察会に参加します。	●		●
	◇ 事業所の緑地やビオトープを市民に開放するよう努めます。		●	
②	◇ 景観計画策定や事業の推進に協力します。	●	●	
	◇ 家や工場などを新築・改築する際には、色彩や形状などを景観に配慮するよう努めます。	●	●	
	◇ 遊休農地の拡大防止に努め、農地の適正な保全・管理に取り組みます。	●	●	
	◇ 道路沿いや河川堤防などに繁茂した草の除去に協力します。	●	●	
	◇ 遊休農地などへ景観作物等の栽培に積極的に取り組みます。	●	●	
	◇ 看板等の設置の際は、屋外広告物の法令等を遵守します。		●	
③	◇ 次世代へ伝統工芸などを引き継ぎます。	●	●	
	◇ 地域の歴史・文化的遺産を活用した地域づくり・人づくりに取り組みます。	●	●	
	◇ 子どもに伝統文化や民俗風習を引き継ぐため、地域の祭りや催事などに親子で参加します。	●		
	◇ 文化財を活用した展示会や地域を学ぶ講座に積極的に参加します。	●		



水と親しむサーフィン



御前崎灯台の景観



海の男の祭「だっくら」

関連する SDGs



【環境目標 2】 快適環境の保全と創造

# 5 公園・緑地をまもる

本市には、八千代公園、あらかわふる里公園などの公園が整備されており、散策や憩いの場などとして、地域に潤いと安らぎの場となっています。本市では、今後も公園・緑地の整備や適正管理に努め、緑豊かなまちをまもります。

## ● 数値目標

環境指標	現状 (2018:H30)	中間目標 (2024:R6)	最終目標 (2029:R11)	関係部署
グリーンバンク申請団体数	55 団体/年	55 団体/年	55 団体/年	管理課
ガーデンシティ事業参加数	5 団体/年	5 団体/年	5 団体/年	都市政策課

## ● 市の取り組み

### ①公園・緑地の整備と適正管理及び利用促進

- ◇ 自然を活かした総合公園の整備を図るため、事業計画の検討を行います。
- ◇ 公園等の適正管理に努め、施設の安全及び事故防止を徹底し、美しい景観を維持します。
- ◇ 公園のごみ拾いや緑化について、市民協働で取り組みます。
- ◇ 地元団体や管理組合に委託実施する植生管理の充実に努めます。
- ◇ 公園利用のマナー向上のため、啓発看板や防犯カメラの設置を推進します。
- ◇ 公園は多面的な利用ができるよう、市民の主体的管理を勧奨します。
- ◇ 浜岡総合公園・御前崎中央公園の適正な維持管理を継続します。

担当課

都市政策課

管理課

管理課

社会教育課

### ②緑化の推進

- ◇ グリーンバンクなどの活用を図り、公共施設の緑化を推進します。
- ◇ 市民の憩いの場である公園・広場等の緑化を推進します。
- ◇ 花の会など管理団体の活動を支援して緑化を推進します。
- ◇ 市民や事業者に対して、土地利用事業の適正化に関する指導要綱により、緑化の推進を勧奨します。

担当課

管理課

各課

商工観光課

都市政策課





● 市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	◇ マナーを守って公園を利用します。	●		●
	◇ 積極的に公園を利用します。	●		
	◇ 身近な公園の維持管理に積極的に参加します。	●		
	◇ 地元団体の植生管理に積極的に参加します。	●		
②	◇ 自宅の庭や、敷地内の空きスペースなどへ花木を積極的に植栽します。	●	●	
	◇ 事業所の緑地やビオトープを市民に開放するよう努めます。		●	



公園や街路樹のはたらき

「公園」には、隣近所にあるおなじみの広場のようなものから、多くの市民が集まるような大規模な公園まで、規模や設備もいろいろあります。また、憩いの場となるような公園から、運動をするための公園など、公園の性格もさまざまです。さらに、環境保全、景観の向上、公害や災害を防ぐ目的でつくられる公園もあります。

また、道路沿いに植栽される街路樹には、単に見た目がよく気持ちが安らぐといったことにとどまらず、大気の浄化や二酸化炭素の吸収による地球温暖化対策につながる機能が期待されています。また、緑陰を形づくり、ヒートアイランド現象が緩和されたり、防風効果もあります。



あらかわふる里公園



高松緑の森公園

関連する SDGs

【環境目標 3】安全・安心な生活環境の保全



# 6 公害を防ぐ

本市には、悪臭や水質汚濁に対する公害苦情が寄せられているほか、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素濃度が環境基準を超えている地点があります。本市では、公害の未然防止や速やかな苦情処理、有害化学物質対策の推進などにより、公害のないまちをつくります。

## ● 数値目標

環境指標	現状 (2018:H30)	中間目標 (2024:R6)	最終目標 (2029:R11)	関係部署
公害苦情件数(大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭)	13 件/年	0 件/年	0 件/年	環境課
公害防止協定(環境保全協定)締結社数	40 件	42 件	45 件	環境課

## ● 市の取り組み

### ① 公害の防止

- ◇ 該当事業所に対しては、県と連携して水質・大気・悪臭・ダイオキシン類などの環境調査を定期的を実施し監視します。
- ◇ 環境調査結果を基に、事業所への立ち入り調査・指導などを実施します。
- ◇ 公害の未然防止のため、事業所と環境保全協定の締結に努めます。
- ◇ 過去に事業所と締結した公害防止協定及び環境保全協定を見直し、現状に即した内容への更新を進めます。
- ◇ 公害苦情に対しては、原因解決を目指して努力します。
- ◇ 水質汚濁防止のため、合併浄化槽の設置または下水道への接続を積極的に推進します。
- ◇ 企業を工業用地に誘導することで、環境悪化を未然に防ぎ、公害発生防止などの指導を行います。

担当課

環境課

上下水道課

企業港湾室

### ② 有害化学物質対策の推進

- ◇ 野焼きの禁止や焼却炉の使用・管理について啓発に努めます。
- ◇ ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に該当する事業所に対し、県と連携し、測定結果報告書の提出を指導します。
- ◇ 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR 法)※の届出要件に該当する事業者に対し、適正に届出が行えるよう県と連携して周知します。

担当課

環境課

## ● 用語解説

※特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR 法):1999(平成11)年7月に制定された、有害性のある化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を登録して公表する仕組み。国が事業者の報告や推計に基づき、対象化学物質の大気、水、土壌への排出量や、廃棄物に含まれる形での移動量を集計し、公表する。

● 市民・事業者・滞在者の取り組み

	市民	事業者	滞在者
①	●	●	
◇ 地域の環境に関心を持ち、公害発生時には市へ報告します。	●	●	
◇ 近隣同士の課題には地域で話し合い、住民同士の自己解決に努めるよう心がけます。	●	●	
◇ 合併浄化槽の設置または下水道への接続を積極的に行います。	●	●	
◇ 生ごみや廃食用油類を家庭排水口へ流しません。	●	●	
◇ 排ガス、排水、廃棄物などの環境負荷への管理を徹底し、公害を未然に防ぎます。	●	●	
◇ 住民等からの公害苦情には真摯に対応し、その原因を究明し、問題の解決に向けた対策を講じます。	●	●	
②	●	●	
◇ 窒素肥料の使用量を削減します。	●	●	
◇ 農薬や洗剤などの使用量を減らします。	●	●	
◇ 減農薬に努めます。	●	●	
◇ PRTR法を遵守し、化学物質の適正管理を徹底します。	●	●	

公害苦情

市では、水質汚濁、大気汚染、悪臭、騒音、振動公害に関する苦情についてできるだけ迅速に対処し、解決に向けて最大限努めています。しかし、公害の発生原因は工場や事業所のみならず家庭生活と密着したものが多く、お互いの思いやりが欠如しているのが原因となっているものもあります。このような問題は地域で話し合い、住民自身で解決していくことが望ましいです。公害において生活に著しい被害を受けている方は、市役所環境課までご相談ください。

野焼き

屋外でのごみの焼却行為（野焼き）は法律により禁止されています。ドラム缶を使ったり、ブロックを積んだり、穴を掘ったりしてごみを燃やす場合も野焼きになります。市役所には、「においがよくない」、「煙で、窓が開けられない」、「洗濯物ににおいがつく」等の苦情や相談が多く寄せられています。

野焼きは、煙、すす、悪臭によって、周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質発生の原因にもなります。また、火災を引き起こす可能性もあります。そのため、廃棄物処理法や悪臭防止法、静岡県生活環境の保全等に関する条例でも、野焼きは禁止しています。

家庭から出るごみは、御前崎市の分別ルールを守って、ごみステーションに出してください。また、保全センターへ直接持って行くことでも処分できます。また、農作業で出るごみは、一部の例外として、やむを得ない焼却は認められていますが、周辺に迷惑とならない範囲で行うことが条件となります。畑から出た草や木類は、基本的に環境保全センターで処分できます。

関連する SDGs

【環境目標3】安全・安心な生活環境の保全



## 7 空気や水をきれいにする

本市には、悪臭や水質汚濁で基準値を超過する地点が一部みられます。本市では、大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁に関する調査や発生源への指導などの対策を総合的に推進し、空気や水がきれいなまちをつくります。

### ● 数値目標

環境指標	現状 (2018:H30)	中間目標 (2024:R6)	最終目標 (2029:R11)	関係部署
臭気指数による基準値超過地点数	7地点中 4地点/年	7地点中 0地点/年	7地点中 0地点/年	環境課
市内河川BOD*のB類型基準超過地点数	29地点中 9地点/年	29地点中 0地点/年	29地点中 0地点/年	環境課
生活雑排水処理率	83%/年	92%/年	96%/年	上下水道課

\*上半期・下半期調査のうち、BODの高い値を採用する。

### ● 市の取り組み

#### ①大気汚染対策の推進

担当課

- ◇ 光化学オキシダントには県と連携し、注意報など遅滞なく注意喚起に努めます。
- ◇ 微小粒子状物質（PM2.5）には県と連携し、遅滞なく注意喚起に努めます。
- ◇ 大気汚染物質の排出事業所には、その排出抑制や削減に県と連携して指導・助言を実施します。
- ◇ 国県道の更なる整備を働きかけ、交通ネットワークの強化を図ります。
- ◇ 市道の整備を積極的に推進し、交通ネットワークの充実を図ります。

環境課

建設課

#### ②悪臭・騒音・振動対策の推進

担当課

- ◇ 悪臭防止法に基づき、定期的な臭気の測定を実施します。
- ◇ 悪臭が発生する事業所には、臭気指数の規制の徹底を図ります。
- ◇ 悪臭が発生する事業所には、専門機関による調査と問題の解決に向けた施策を立案・実施します。
- ◇ 悪臭が発生する事業所に対し必要に応じて行政指導を実施します。
- ◇ 事業所の新增設や苦情発生の際、騒音・振動に係る指導を徹底します。
- ◇ 騒音・振動の発生が少ない次世代自動車の導入を推進します。
- ◇ 道路構造による自動車等の走行時騒音・振動の発生要因を低減します。

環境課

各課

建設課

#### ③水質汚濁対策の推進

担当課

- ◇ 一般廃棄物処理基本計画に基づいた計画的な生活排水処理を行います。
- ◇ 公共下水道全体計画に基づいた計画的な下水道整備を行います。
- ◇ 合併浄化槽の設置または下水道への接続を積極的に推進します。
- ◇ 下水道施設の維持管理に努め、安心して生活できる環境を維持します。
- ◇ 個別処理対象地域の住宅への合併浄化槽設置費を補助します。
- ◇ 家庭から出る使用済みや期限切れの食用油を回収します。

上下水道課

環境課

● 市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	◇ 野焼きなどごみの屋外焼却を行いません。	●	●	●
	◇ 光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM2.5) ※の被害にあわないよう行動します。	●	●	●
	◇ 自動車の購入・買い替え時には、ハイブリッド自動車や電気自動車などの次世代自動車を検討します。	●	●	
	◇ 環境負荷の軽減に配慮したエコドライブを徹底します。	●		●
	◇ 社員や搬入業者にアイドリングストップを徹底します。		●	
	◇ 外出時には公共交通機関の利用や、自転車・徒歩による移動を心がけます。	●		
	◇ 大気環境への負荷の少ない施設・設備の導入を推進します。		●	
	◇ 老朽施設の適正更新や使用燃料の改善等により、大気汚染の未然防止を図ります。		●	
②	◇ 環境負荷の軽減に配慮したエコドライブにより、自動車等の走行時騒音・振動を抑制します。	●	●	●
	◇ 自動車の購入・買い替え時には、ハイブリッド自動車や電気自動車などの走行時騒音・振動の少ない車両を検討します。	●	●	
	◇ 生け垣などの植生による騒音・振動の低減を推進します。	●	●	
	◇ 近隣に迷惑となるような騒音・振動を出さないように心がけます。	●	●	
	◇ 悪臭に関心を持ち、臭いが気になった場合は市へ相談します。	●		
	◇ 車両等の騒音・振動が増すような違法改造をしません。	●		
	◇ 臭気指数による規制値を遵守します。		●	
	◇ 悪臭物質の発生の少ない原材料を選択します。		●	
③	◇ 製造工程等で悪臭が外部に漏れないように作業場を密閉化します。		●	
	◇ 脱臭設備を設けて、臭いの成分を分解又は除去します。		●	
	◇ 生ごみや食用油類を家庭排水口へ流しません。	●		●
	◇ 合併浄化槽の設置または下水道への接続を積極的に行います。	●		
	◇ 合併処理浄化槽の清掃・点検を定期的に行います。	●		
	◇ 農薬や洗剤などの使用量を減らします。	●		
	◇ 風呂水の再利用などに心がけます。	●		
	◇ 排水処理設備の適正管理を図ります。		●	
◇ 水質汚濁物質が発生する作業や工程を見直し、負荷量を減らします。		●		

●用語解説●

※微小粒子状物質(PM2.5):大気中に浮遊している 2.5 $\mu$ m 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた 10 $\mu$ m 以下の粒子である浮遊粒子状物質 (SPM) よりも小さな粒子。PM2.5 は非常に小さいため(髪の毛の太さの 1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

## 関連する SDGs

## 【環境目標 4】資源の循環利用



## 8 ごみの減量とリサイクルを進める

本市ではごみ総排出量は減少傾向にあるものの、1人1日あたりごみ発生量は県平均よりも多くなっています。また、不法投棄や海岸ごみの問題もあります。そのため、ごみの減量・再利用・再資源化の推進のほか、グリーン購入、不法投棄対策、環境美化の推進を図り、ごみの少ないまちを目指します。

## ● 数値目標

環境指標	現状 (2018:H30)	中間目標 (2024:R6)	最終目標 (2029:R11)	関係部署
1人1日当たりごみ排出量	941g /日・人/年	895g /日・人/年	850g /日・人/年	環境課
マイバッグ持参率	88.7%/年	90%/年	95%/年	環境課
給食の残さい率	2.8%/年	1.5%/年	1.4%/年	学校給食センター
不法投棄箇所数	68箇所/年	30箇所/年	0箇所/年	環境課
不法投棄監視パトロール実施回数	95回/年	95回/年	95回/年	環境課
道路愛護参加人数	3,199人/年	3,200人/年	3,200人/年	建設課
ごみゼロ運動の参加者数	6,057人/年	7,000人/年	8,000人/年	環境課

## ● 市の取り組み

## ① 計画的な廃棄物対策と適正処理

担当課

- ◇ 一般廃棄物処理基本計画に基づいた計画的な廃棄物の減量・リサイクル、適正処理を行います。
- ◇ ごみ集積所での回収を円滑に行うため、ごみ収納施設の整備を推奨します。
- ◇ ごみ出しルールについて、市民や滞在者への周知徹底を図ります。
- ◇ 町内会管理のごみ集積所の管理あるいは監視について町内会への指導を実施します。
- ◇ ごみ出しルールや散乱防止の指導について町内会を通じて啓発活動を実施します。
- ◇ 排出事業者のごみの分別・リサイクルを徹底させるため、ごみ焼却施設において展開検査\*を実施します。
- ◇ ごみ焼却施設の老朽化に対応するため、牧之原市及び牧之原市御前崎市広域施設組合と施設の延命化及び更新について検討します。

環境課

## ● 用語解説 ●

※展開検査:ごみ収集車で搬入された燃やすごみに、不適物が混ざっていないかを調べるもの。

②リデュース・リユースの推進	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 日常生活から大量の廃棄物が出ている現状を見直し、市・市民・事業者それぞれが実施できるごみの減量化対策に取り組みます。</li> <li>◇ マイバッグ運動を積極的に推進します。</li> <li>◇ 市内店舗におけるレジ袋削減意識の拡大に努めます。</li> <li>◇ マイクロプラスチックなどの海洋ごみの削減に向けた啓発を行います。</li> <li>◇ 住宅耐震化の補助により、災害ごみの発生を抑制します。</li> <li>◇ 健康講話の際には、食品ロスの削減を推進します。</li> <li>◇ 食育指導により、学校給食の残さいの削減に努めます。</li> <li>◇ 廃棄物の削減を意識した物品の購入・使用を徹底します。</li> <li>◇ 庁内の用紙使用量を削減します。</li> <li>◇ イベント時の配布・販売物の過剰包装を抑えます。</li> </ul>	<p>環境課</p> <p>都市政策課</p> <p>健康づくり課</p> <p>学校給食センター</p> <p>各課</p>
③リサイクルの推進	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 外食産業やスーパー等でのリサイクル活動を推進します。</li> <li>◇ 従来、営業、生産活動において廃棄されていた排出物の有効活用を検討し、資源化率の向上に取り組みます。</li> <li>◇ 県と連携し、食品ロス削減のための啓発を行います。</li> <li>◇ 資源物を回収する活動を推奨します。</li> <li>◇ 生ごみ削減のため、家庭用生ごみ処理機器の購入を推奨します。</li> <li>◇ 市民を対象に出前ごみリサイクル教室を行います。</li> <li>◇ 浜岡地区、御前崎地区2箇所にて資源拠点回収を継続します。</li> <li>◇ 家庭からの使用済みや期限切れの食用油を回収した後に、回収した食用油を民間企業において精製し、軽油の代替燃料（バイオ・ディーゼル燃料）として利用するように、リサイクルを推進します。</li> <li>◇ ごみの分別・リサイクルが適切に行えるよう、排出事業者に指導します。</li> <li>◇ 下水道汚泥を堆肥化し、リサイクルを推進します。</li> <li>◇ 公園の剪定枝や落ち葉などの資源化に努めます。</li> <li>◇ 食品ロス削減のために、フードドライブ事業を推進します。</li> <li>◇ 建設リサイクル法の届け出が、適正に行えるよう周知します。</li> <li>◇ 建設発生土、コンクリートガラ、アスファルトガラのリサイクルを推進します。</li> <li>◇ イベント時には分別ごみ箱を設置し、廃棄物の再資源化に努めます。</li> <li>◇ イベント時にはリサイクル商品を積極的に活用し、来場者に啓発します。</li> </ul>	<p>環境課</p> <p>上下水道課</p> <p>管理課</p> <p>福祉課</p> <p>都市政策課</p> <p>各課</p>
④グリーン購入の推進	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 環境に配慮したグリーン購入<sup>*</sup>を推進します。</li> </ul>	<p>各課</p>

●用語解説●

※**グリーン購入**：製品やサービスを調達する際に、価格や機能、品質だけでなく、環境への負荷が極力少ないもの（エコマーク製品に代表される環境保全型製品など）を優先的に選択すること。

<p><b>⑤不法投棄対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 不法投棄の市内巡回パトロールを実施します。</li> <li>◇ 町内会による不法投棄の監視を推進します。</li> <li>◇ ごみ不法投棄を防止するため、不法投棄防止ネットの支給を行います。</li> <li>◇ マナー向上の立て看板を貸出します。</li> <li>◇ 不法投棄が多い箇所への、監視カメラの設置を推進します。</li> <li>◇ 不法投棄防止の啓発活動を行います。</li> <li>◇ 不法投棄の温床撲滅のため、市民協働でごみを捨てにくい環境を作ります。</li> </ul>	<p>担当課</p> <p>環境課</p> <p>各課</p>
<p><b>⑥環境美化の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域の環境美化の推進を図り、ごみを捨てにくい環境を整備します。</li> <li>◇ ごみゼロ運動への積極的な参加を推進します。</li> <li>◇ 環境美化運動などのボランティア活動を支援します。</li> <li>◇ スクラムグッドマナー運動を推進します。</li> <li>◇ 地域住民や美化活動団体との協働で道路の定期的清掃や緑化などを推進します。</li> </ul>	<p>担当課</p> <p>環境課</p> <p>学校教育課 社会教育課 建設課</p>

**ごみの分別の仕方やカレンダーを確認できる Web 型アプリ「5374.jp」**

市内の地区ごとのごみ出し日とごみの分別方法を簡単に確認することができる Web 型アプリが完成しました。このアプリは、スマートフォン、タブレット、パソコン等で、ネットワークに接続されている環境で取り扱うことができ、非営利団体「Code for Kanazawa」が提供するオープンソースの Web 型アプリケーションです。今回、御前崎市と島田商業高等学校が共同し、「5374.jp アプリ御前崎市版」に編集しました。インターネットに接続できる環境があれば、誰でもすぐにお使いできます。



島田商業高等学校の生徒

**マイクロプラスチック**

マイクロプラスチックとは、海洋などの環境中に拡散した微小なプラスチック粒子のことで、大きさが 5mm 以下のものを指します。海洋を漂流するプラスチックごみが紫外線や波浪によって微小な断片になったものや、合成繊維の衣料の洗濯排水に含まれる繊維、また研磨材として使用されてきたマイクロビーズなどが含まれます。これらのマイクロプラスチックは、無意識のうちに生物の体内に取り込まれているという研究報告があります。そのため、使い捨てプラスチック製品の削減やプラスチック以外の素材への転換などが求められています。



マイクロプラスチック



● 市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ごみの分別収集方法を守ります。</li> <li>◇ 町内会の環境美化推進員として参加します。</li> <li>◇ 事業所から発生するごみを適正に処理します。</li> </ul>	● ●	●	
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 買い物袋の持参を励行し、レジ袋の削減に協力します。</li> <li>◇ 適量購入に努め、ごみの発生を抑制します。</li> <li>◇ 適切な点検修理により製品を長持ちさせる努力をします。</li> <li>◇ 使い捨て製品の購入を控え、詰め替え商品を優先的に購入します。</li> <li>◇ 使い捨て製品の製造・販売を見直し、詰め替え商品に代替します。</li> <li>◇ マイバッグ運動を推進し、レジ袋の削減を図ります。</li> <li>◇ 長寿命製品の開発・製造を目指し、修理やアフターサービスに努めます。</li> </ul>	● ● ● ●	● ● ●	● ●
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 古紙等の地域資源回収、ペットボトルなどの拠点回収に協力します。</li> <li>◇ 生ごみ処理機・コンポストを活用し、生ごみの堆肥化や減量化に取り組みます。</li> <li>◇ ビニール・プラスチック類（プラマーク）の分別を徹底します。</li> <li>◇ 廃食用油のリサイクルに協力します。</li> <li>◇ 出前ごみリサイクル教室を活用してごみについて学びます。</li> <li>◇ 分別とリサイクルを徹底し、ごみの排出ゼロを目指す、ゼロエミッションの実現に協力します。</li> <li>◇ 分別や資源化のしやすい製品を開発・製造・販売を目指します。</li> <li>◇ フードドライブ※事業に協力します。</li> </ul>	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ●	
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ エコマークなどを参考に環境に配慮した製品やサービスを選びます。</li> <li>◇ エコラベル製品などを積極的に開発・製造・販売します。</li> </ul>	●	●	●
⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 不法投棄物の清掃に協力します。</li> <li>◇ 不法投棄の正しい法律知識を身につけます。</li> <li>◇ 不法投棄防止のため、ごみを捨てにくい環境を作ります。</li> <li>◇ 不法投棄の監視に協力します。</li> <li>◇ 事業所から発生するごみを適正に処理します。</li> </ul>	● ● ● ●	● ● ● ●	● ●
⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ クリーン作戦やアダプトプログラム※などの環境美化活動に積極的に参加します。</li> <li>◇ ごみのポイ捨て禁止やペットの糞の処理を徹底します。</li> <li>◇ スクラムグットマナー運動に参加します。</li> <li>◇ ごみ集積所の適正な管理を行います。</li> </ul>	● ● ●	●	●

● 用語解説 ●

※**フードドライブ**:各家庭で余った食品を集め、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄付する活動。

※**アダプトプログラム**:市民と行政などが協働で進める環境美化活動のこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味であり、企業や地域住民などが道路や公園などの里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組みをいう。

## 関連する SDGs

## 【環境目標 5】 地球環境の保全



## 9 地球温暖化を止める

年平均気温は上昇しており、今後も地球温暖化が進行すれば、本市の住環境や農水産物にも重大な影響を及ぼす可能性があります。本市では、御前崎市地球温暖化対策実行計画やエネルギービジョンに基づいて地球温暖化対策やエネルギー対策を総合的に推進し、地球温暖化防止に取り組みます。

## ● 数値目標

環境指標	現状 (2018:H30)	中間目標 (2024:R6)	最終目標 (2029:R11)	関係部署
市有施設からの温室効果ガス排出量	9,112t-CO <sub>2</sub> /年	8,565t-CO <sub>2</sub> /年	8,110t-CO <sub>2</sub> /年	環境課
新エネルギー・省エネルギー機器導入補助件数	2,566 件	3,100 件	3,600 件	エネルギー政策課
廃食用油回収量	549kl/年	600kl/年	660kl/年	環境課

## ● 市の取り組み

## ① 総合的な地球温暖化対策・エネルギー対策の推進

担当課

- ◇ 御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）※に基づき、温室効果ガスの市内排出量を削減します。
- ◇ 御前崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）※に基づき、市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量を削減します。
- ◇ 市の地球温暖化防止に関する取り組みの公表とPRを行います。
- ◇ 市の事務事業についてエコアクション21に基づく取り組みを推進します。
- ◇ 市が所有する施設についてエコアクション21への参加を拡大します。
- ◇ ISO14001、エコアクション21（自治体イニシアティブ・プロジェクト）の事業者への導入を支援します。
- ◇ 市民の取り組みの強化月間（6月環境月間、8月食中毒防止月間、10月食品ロス月間、12月不法投棄防止）を設け、キャンペーン等を行います。
- ◇ オゾン層保護法、家電リサイクル法、フロン回収破壊法、自動車リサイクル法に基づく取り組みを、家庭や事業所に対し周知します。
- ◇ 御前崎市エネルギービジョンに基づき、総合的なエネルギー施策を推進します。

環境課

エネルギー政策課

## ● 用語解説 ●

※地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編): 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第19条第2項に基づき、区域から排出される温室効果ガス削減のための実行計画(区域施策編)であり、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に策定義務がある。それ以外の市町村は策定の努力義務がある。

※地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編): 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第21条に基づき、都道府県及び市町村が作成する温室効果ガス削減のための実行計画(事務事業編)であり、都道府県及び市町村の事務事業から排出される温室効果ガスが対象となる。

②省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入・促進	担当課
◇ 家庭・事業所での二酸化炭素の排出削減に向けて省エネ情報や事例などの提供を行います。	エネルギー政策課 環境課
◇ エネルギーに関する教育・学習機会や情報提供の充実を図ります。	エネルギー政策課 学校教育課
◇ 二酸化炭素排出量の多い市の施設から優先的に省エネ診断及び改修を行います。	財政課 各課
◇ 市の施設への LED 照明の導入、高効率空調（インバーターやヒートポンプ式の空調設備）の導入、燃料転換、建築物の省エネ化、上下水道等の温室効果ガス排出抑制策、ESCO 事業の検討などを行います。	
◇ 道路照明灯や公共施設照明灯の LED 化を図ります	
◇ 家庭における二酸化炭素の排出削減・抑制のため、うちエコ診断などを環境月間やイベントなどで普及します。	環境課
◇ 家庭からの使用済みや期限切れの食用油を回収した後に、回収した食用油を民間企業において精製し、軽油の代替燃料（バイオ・ディーゼル燃料）として利用するように、リサイクルを推進します。	
◇ 地域産業での再生可能エネルギーの活用を図ります。	エネルギー政策課
◇ 次世代住宅（スマートハウス、ZEH）の普及を図ります。	
◇ 海洋エネルギー活用や小水力発電など、新たなエネルギーシステムの開発を検討します。	
◇ 公共施設や観光施設への再生可能エネルギーの積極的な導入を図るとともに、その具体的な効果を発信します。	
◇ 太陽光発電や風力発電に伴う無秩序な開発を防ぐため、ガイドラインの周知や指導などにより、再生可能エネルギーの導入の適正化を図ります。	
◇ 自家消費型の再生可能エネルギーや蓄電システム、次世代自動車の活用などにより、低炭素で災害に強いエネルギーシステムの導入を図ります。	
◇ 新エネルギー・省エネルギー機器の設置を推奨します。	
◇ 全国の実証実験の事例などを踏まえて、環境負荷の小さい超小型モビリティ（電気自動車）の普及を図ります。	
◇ 住宅のリフォームによる省エネ化・長寿命化などを推進します。	都市政策課

●用語解説●

※ESCO 事業:ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービス。省エネ効果を保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・経費などが、すべて省エネルギーによる経費削減分で賄われるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。

※ZEH(ネットゼロエネルギーハウス):建物の壁などの高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間のエネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅をいう。

③環境負荷の少ない交通の普及

担当課

- ◇ イベント時に公共交通機関の利用を推奨します。
- ◇ 市単独及び周辺自治体と共同で、自主運行バスの運転を行います。
- ◇ 交通結節点やバス停周辺の整備を行い、持続性に配慮した運行サービスを検討しバスの利用促進を図ります。
- ◇ 地域の特性に応じた持続可能な移動手段の確保を図ります。
- ◇ 安全で快適な歩行者空間を確保します。
  
- ◇ 環境負荷の軽減に配慮したエコドライブを推進します。
- ◇ 公用車には燃費効率の良いハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車などの次世代自動車の積極的な導入を図ります。
- ◇ 通勤は、自転車、徒歩を推奨し、環境に対する意識啓発を行います。

各課

企画政策課

建設課

都市政策課

各課

財政課

総務課



エコドライブ

エコドライブとは、「環境に配慮した自動車運転」のことです。具体的には、やさしい発進を心掛けたり、不要な荷物を積まないようにすることで、燃料の節約に努める運転です。地球温暖化に影響を与える二酸化炭素の排出量を減らすだけでなく、大気汚染の原因となる窒素酸化物や粒子状物質の減少にもつながります。

【エコドライブ 10 のすすめ】

- ①ふんわりアクセル「eスタート」
- ②加減速の少ない運転
- ③早めのアクセルオフ
- ④エアコンの使用を控えめに
- ⑤アイドリングストップ
- ⑥暖機運転は適切に
- ⑦道路交通情報の活用
- ⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック
- ⑨不要な荷物を積まずに走行
- ⑩駐車場所に注意

次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車（水素自動車）、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車などを次世代自動車と呼びます。国は、新車販売に占める次世代自動車の割合を2030年までに5～7割とする目標を掲げています。

なお、2019（令和元）年度に実施した市民アンケート（P.38 参照）によると、市内のハイブリッド自動車の普及率は24.6%、プラグインハイブリッド自動車は1.2%、電気自動車は0.6%でした。

● 市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ノンフロン製品を優先的に購入し、使用します。</li> <li>◇ 法律に基づき、フロン類の回収・処理に協力します。</li> <li>◇ 市が取り組む地球温暖化対策についての提案や協力を行います。</li> <li>◇ ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムに取り組みます。</li> </ul>	● ● ●	● ● ●	●
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ クールビズやウォームビズに取り組みます。</li> <li>◇ こまめに電源を切るなど、無駄な電気使用量を減らします。</li> <li>◇ 省エネの実施により、二酸化炭素排出量を削減します。</li> <li>◇ 省エネルギーを参考にエネルギー効率のよい製品・設備を選択します。</li> <li>◇ 電化製品などの待機電力の削減をします。</li> <li>◇ 屋上緑化や壁面緑化（緑のカーテンなど）に取り組みます。</li> <li>◇ 雨水などを利用した打ち水を行い、冷房機器の使用を控えます。</li> <li>◇ ESCO 事業、省エネルギー診断等の取り組みを行います。</li> <li>◇ 定期的に、家庭のエネルギー使用量を見直します。</li> <li>◇ 新エネルギー・省エネルギー機器や設備を積極的に導入します。</li> <li>◇ 廃食用油のリサイクルに協力します。</li> <li>◇ ISO14001、エコアクション 21 の認証取得に取り組みます。</li> <li>◇ 省エネルギー型製品の開発、製造、販売を促進します。</li> </ul>	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ●
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 環境負荷の軽減に配慮したエコドライブを徹底します。</li> <li>◇ 外出時に公共交通機関の利用や、自転車・徒歩による移動を心がけます。</li> <li>◇ 自動車の購入・買い替え時には、ハイブリッド自動車や電気自動車などの次世代自動車を検討します。</li> <li>◇ 従業員の通勤は、公共交通機関の利用や自転車、徒歩を推奨し、ノーカーデーの設定など意識啓発を行います。</li> </ul>	● ● ●	● ● ● ●	● ●

●用語解説●

※**ノンフロン製品**：フロン類はオゾン層の破壊や温室効果ガスとして環境に大きな負荷を与えることから、フロン類を使わない製品の開発が進められている。最近ではアンモニアや二酸化炭素、水、炭化水素、空気などを冷媒として使用する技術や製品の開発が進んでおり、これらを総称してノンフロン製品と呼ぶ。ノンフロン製品の目印として「ノンフロンマーク」がある。



関連する SDGs

【環境目標 6】 環境教育・環境保全活動の推進



# 10 環境を知る・学ぶ・活動する

本市の各学校では総合的な学習の時間や、アカウミガメの産卵・放流観察会などを通じた環境教育・環境学習が実践されています。本市では今後も引き続き環境教育・環境学習や環境保全活動を推進し、市民が環境について知り、学び、活動する機会をつくります。

## ● 数値目標

環境指標	現状 (2018:H30)	中間目標 (2024:R6)	最終目標 (2029:R11)	関係部署
アースキッズ事業参加人数*	891人	1,091人	1,291人	環境課
アカウミガメ産卵観察会参加者数	94人/年	300人/年	500人/年	社会教育課
アカウミガメ放流観察会参加者数	165人/年	300人/年	500人/年	社会教育課
磯の生物観察会・参加者数	32人/年	40人/年	50人/年	社会教育課
青少年リーダー育成事業 「御前崎クエスト※」参加者数 (小学生)・リーダー数	参加者 27人/年 リーダー 8人/年	参加者 40人/年 リーダー 15人/年	参加者 50人/年 リーダー 20人/年	社会教育課
出前講座回数	0回/年	5回/年	10回/年	環境課
CATV などを活用した情報発信回数	1件/年	2件/年	4件/年	環境課

\*2008（平成20）年度からの累計

### ① 環境教育・環境学習の推進

#### 担当課

- ◇ 総合的な学習の時間などを利用し、学校における環境教育・環境学習を推進します。
- ◇ 環境学習のための施設やスペースを設けます。
- ◇ 環境に関する講演会や観察会などを開催します。
- ◇ 家庭での地球温暖化防止の取り組みを進める「アースキッズ事業」を推進します。
- ◇ 環境保全センターや浄化センターなどの見学を受け入れます。
- ◇ 県と連携して、地球温暖化防止推進員の人材育成を推進します。
- ◇ 市が主催する出前講座を行います。
- ◇ 市職員に対して環境に関する研修を実施します。
- ◇ アカウミガメや磯の生物の観察、マダいの放流体験などを活かして体験学習の機会を提供します。
- ◇ 国、県や市の指定天然記念物を知り、学ぶ機会を提供します。
- ◇ 青少年リーダー育成事業を通じ、磯の生き物観察や竹林整備など環境を知り、学ぶための体験学習の機会を提供します。

学校教育課  
環境課  
教育委員会  
環境課  
上下水道課  
環境課  
社会教育課  
農林水産課  
社会教育課

## ● 用語解説

※御前崎クエスト: 予測することの難しい自然環境の中で、仲間と共に様々な体験を行い、生きる力（強さ、やさしさ、たくましさ）を養うための講座。小学生の部（小学3～6年生）、リーダーの部（中学生、高校生、大学生）があり、1年間で里山保全活動、自然観察、キャンプ、干物づくり体験などを行う。

②環境保全活動の推進		担当課
◇ 市民一人ひとりが環境保全の責任を自覚し、自ら行動するよう啓発活動を行います。		環境課
◇ 地域の清掃活動、河川・海岸の環境美化活動などへの支援を行います。		環境課 建設課
◇ 森の管理を体験的に学ぶため、青少年リーダー育成事業の一環として竹林伐採体験を実施します。		社会教育課
③環境情報の積極的な提供と環境情報拠点づくり		担当課
◇ 環境保全、公害、廃棄物などの情報をホームページや広報紙、CATVなどで提供します。		環境課
◇ エコアクション 21 環境活動レポートを公表します。		
◇ 各地区の環境情報を、ホームページなどで提供します。		
◇ 環境に関する資料の充実や情報の発信に努めます。		図書館
◇ 環境月間を活用し、環境についてPRを行います。		

● 市民・事業者・滞在者の取り組み

	市民	事業者	滞在者
①			
◇ 所有又は管理する森林や里山などを環境教育・環境学習の場として開放します。	●	●	
◇ 自然観察会や体験教室などに積極的に参加します。	●		●
◇ 日頃から家庭内で環境についての話をします。	●		
◇ アースキッズ事業に参加します。	●		
◇ 社員に対する環境教育・環境学習を行います。		●	
◇ 環境教育・環境学習の講師を派遣します。		●	
◇ 環境の取り組みの先進事業者の事例を事業活動に活かします。		●	
◇ 事業所の緑地やビオトープを市民に開放するよう努めます。		●	
◇ 事業所の環境保全への取り組みの公表に努めます。		●	
◇ 環境教育・環境学習に役立つ情報や資料を市民などに提供します。		●	
②			
◇ 日頃からエコライフを実践します。	●	●	●
◇ 地域の清掃活動、河川・海岸の環境美化活動などを積極的に主催あるいは参加します。	●	●	
◇ 環境に関するボランティアやNPOの活動などに参加します。	●		
◇ ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得に取り組みます。		●	
③			
◇ 御前崎市の環境について自発的に発信します。	●	●	●
◇ 図書館の環境情報を積極的に利用します。	●		●
◇ 家庭や学校などで環境のことについて話し合います。	●		
◇ 環境保全対策の取り組み状況などについて、環境報告書やホームページなどで情報公開します。		●	
◇ 消費者のグリーン購入やごみの分別などに役立つ製品等の情報を提供します。		●	

## 事業者による環境保全に向けた取り組み事例

御前崎市環境基本計画に関するアンケート調査（2019年度：令和元年度）によると、事業者が実施している取り組み事例として、地球温暖化対策、廃棄物の減量・環境美化、節水、環境情報の提供、自然環境・生活環境の保全、グリーン購入などがあげられました。

### 【地球温暖化対策】

- 適正な空調温度の設定を行っている
- 高効率の冷凍機やヒーターなどを選定している
- 照明をLED化している
- デマンド管理システムを導入している
- 事業所、工場の屋根、社員寮に太陽光発電設置を設置している
- 太陽光発電用に工場と倉庫の屋根を貸し出している
- 太陽光発電の土地の提供を行っている

### 【廃棄物の減量・環境美化】

- 廃棄物の削減及び再資源化を推進している
- 再資源化率99%以上を達成している
- 食品ロスを削減している
- 地元から発生する食品ロスを肥料化している
- 社員全員で工場周りのごみ拾い活動をしている
- 定期的に草刈りを実施している
- 地域の清掃・美化活動へ参加している
- バス路線道路を対象とした道路のボランティアを募集し、清掃活動を行っている
- リサイクル法に準拠した適正な処理の推進をしている

### 【節水】

- 水道水の使用量の削減のため、井戸を掘り供給している
- 節水活動により総配水量を削減している

### 【環境情報の提供】

- 環境社会報告書を毎年発行している
- ホームページを通じて情報公開をしている

### 【自然環境・生活環境の保全】

- 植林を行い、環境の維持に努めている
- 騒音規制を遵守している
- 周辺環境に配慮した施工をしている

### 【グリーン購入の推進】

- 事務用品や建設資材のグリーン購入をしている



# 第5章 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

## 第1節 本市の地球温暖化対策

本市ではこれまで、「御前崎市環境基本計画」や「御前崎市エネルギービジョン」に基づき、市域全体の地球温暖化対策を推進するとともに、市役所の事務事業に関しては「地球温暖化対策推進法」に基づく「御前崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」やエコアクション21の環境マネジメントシステムにより、温室効果ガス排出量の削減に努めてきました。

しかし、近年では猛暑や台風被害をはじめとする自然災害の発生など、地球温暖化が起因すると考えられる影響が顕著になってきています。そのため、本市でも「地球温暖化対策推進法」に基づく市全域を対象とした実行計画として、本章を「御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、区域施策編とよぶ。）と位置付け、これまで以上に地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していきます。

### 本市の地球温暖化対策の概要

御前崎市環境基本計画に基づく地球温暖化対策	2010（平成22）年3月に策定した「御前崎市環境基本計画」では、環境目標4「資源エネルギーの循環的利用」や環境目標5「地球環境の保全」の中で地球温暖化対策を掲げ、総合的かつ計画的な取り組みの推進を図ってきました。
御前崎市役所におけるエコアクション21の認証取得	本市の事務事業における環境への取り組みを行うとともに、地域の環境保全推進に関する施策を効果的に行うため、2012（平成24）年2月からエコアクション21認証取得に向けた取り組みに着手し、2013（平成25）年3月4日付けで認証・登録を受けました。
御前崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出削減を図るための計画として、2017（平成29）年3月に「御前崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。この計画では、パリ協定を踏まえ、2030（令和12）年までに40%の温室効果ガスの削減を目標としています。
御前崎市エネルギービジョンの策定	土地利用との調和のとれた太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入や、浜岡原子力発電所などの既存のエネルギーインフラの活用を図りながら市・市民・事業者が一体となってエネルギーの総合的なまちづくりを進めていくため、将来像「未来へつなぐ エネルギーのまち 御前崎」を掲げた「御前崎市エネルギービジョン」を2018（平成30）年3月に策定しました。
御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定	「地球温暖化対策推進法」に基づき、市全域から発生する温室効果ガスの排出削減を図るための計画として、「御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を「第2次御前崎市環境基本計画」の一部に組み込む形で策定します。

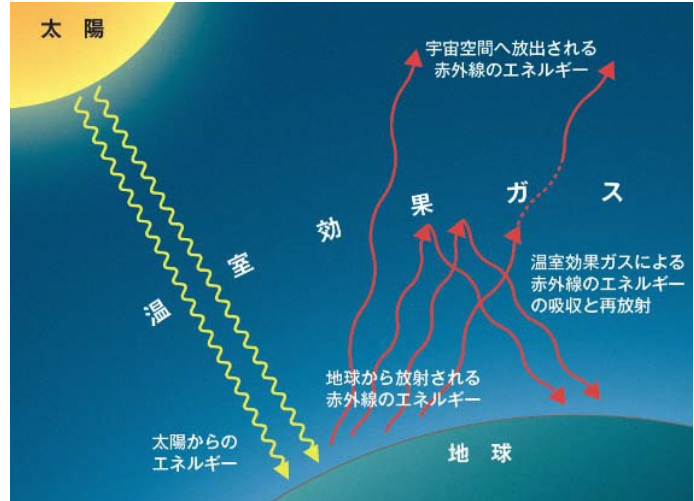
## 第2節 地球温暖化とは

### 2-1 地球温暖化のメカニズム

#### ● 温室効果ガスと地球温暖化

地球は太陽からの光を受けると、目に見えない赤外線を放出します。二酸化炭素などの物質はこの赤外線を吸収し、地表の方へ再び戻して大気を温めます。この作用はそのしくみが温室に似ていることから「温室効果」といわれ、二酸化炭素などのガスを「温室効果ガス」といいます。

近年、人間の活動の規模が大きくなり、石油や石炭などが大量に使われています。その結果、二酸化炭素の濃度が増加し、温室効果によって地球の温度がどんどん上昇していきます。このような現象を「地球温暖化」といいます。



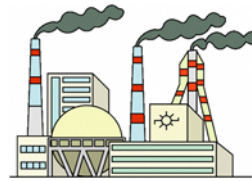
地球温暖化のメカニズム

【資料：環境省】

#### ● 温室効果ガスの発生源

二酸化炭素は、主に石炭、石油、天然ガスなどの「化石燃料」を燃焼させると発生します。例えば、私たちの生活に不可欠な電気を作るには、火力発電所などで大量の化石燃料が使われており、大量の二酸化炭素が排出されています。また、ガソリンや軽油を燃料とする自動車の使用や、プラスチックを含むごみを燃やすことによっても、二酸化炭素が発生します。

また、生ごみや水田などから出るメタン、エアコンや冷蔵庫に冷媒として使われているフロンなども温暖化の原因となる温室効果ガスです。



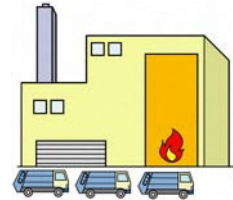
火力発電所での化石燃料の使用



電気の使用



乗物での燃料使用



ごみの燃焼



フロンの漏洩

#### ● 温室効果ガスの吸収・固定

植物は光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収・固定するため、二酸化炭素の「吸収源」と呼ばれます。しかし、主要な吸収源である森林も地球全体では減少傾向にあります。



植物の光合成による二酸化炭素の吸収・固定



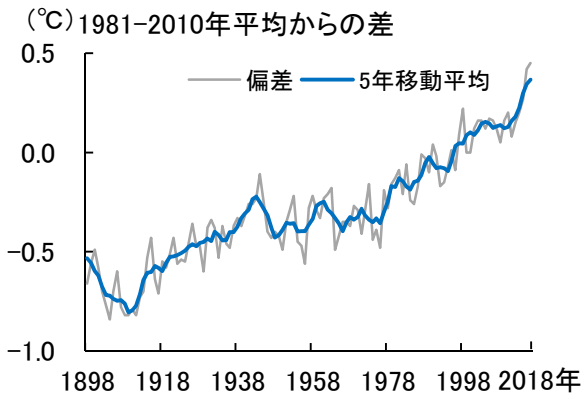
森林の減少による吸収源の減少

## 2-2 気温の上昇

### ●世界と日本の年平均気温の変化

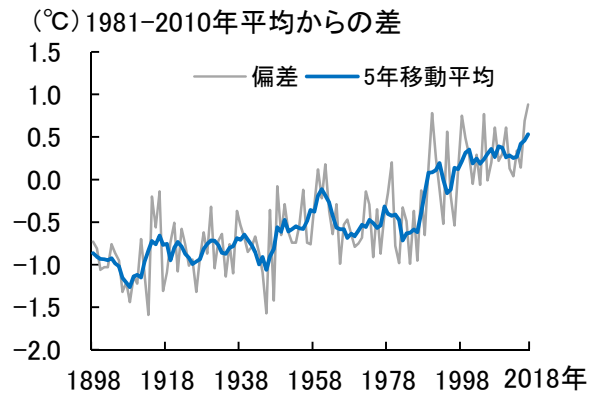
世界及び日本の年平均気温は様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり世界全体で0.73℃、日本では1.21℃の割合で上昇しています。特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。

日本では、気温の上昇に伴って熱帯夜（夜間の最低気温が25℃以上の夜）や猛暑日（1日の最高気温が35℃以上の日）が増え、冬日（1日の最低気温が0℃未満の日）が少なくなっています。また、1日に降る雨の量が100mm以上というような大雨の日数は、長期的に増える傾向にあります。



注1) 偏差（黒線）とは、当該年の基準値（1981～2010年）からの差を表している。  
注2) 5年移動平均とは、当該年を含む前後2年間（合計5年間）の偏差の平均値を示しており、長期的な気温変化を図示している。

世界の年平均気温の経年変化



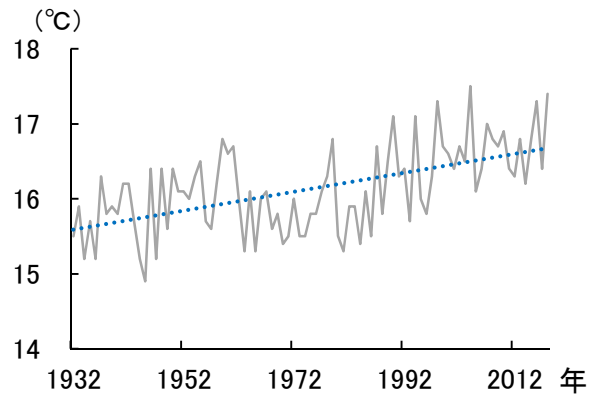
注1) 偏差（黒線）とは、当該年の基準値（1981～2010年）からの差を表している。  
注2) 5年移動平均とは、当該年を含む前後2年間（合計5年間）の偏差の平均値を示しており、長期的な気温変化を図示している。

日本の年平均気温の経年変化

### ●本市の気温の変化

御前崎測候所において、観測記録のある1932（昭和7）年以降のデータをみると、年平均気温は年々上昇傾向にあり、100年あたり1.30℃の割合で上昇しています。また、熱帯夜は10年間で1.8日の増加、冬日は10年間で2.0日の減少となっています。

【資料：気候変化レポート 2018  
—関東甲信・北陸・東海地方—（東京管区气象台）】



御前崎測候所の年平均気温の変化

【資料：気象庁ホームページ】

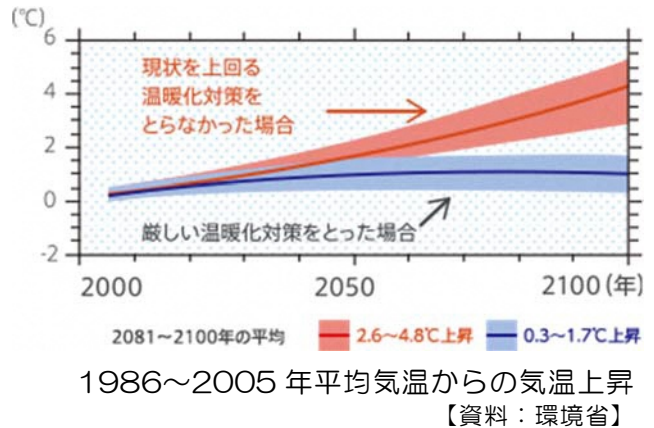
### 静岡県内の気候変化の見通し

21世紀末（2076～2095年）における静岡県内の平均気温は、現在（1980～1999年）よりも約4℃上昇すると予測され、季節別には冬に上昇幅が大きい傾向がみられます。静岡市では、猛暑日が年間約30日増加し、真夏日、夏日、熱帯夜も増加、冬日は減少すると予測されています。また、静岡県内平均による1時間降水量50mm以上と無降水日数については、それぞれ増加すると予測されています。【資料：気候変化レポート 2018—関東甲信・北陸・東海地方—（東京管区气象台）】

## 第3節 地球温暖化の予測・影響

### 3-1 気候変化の将来予測

IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書では、20世紀末頃（1986～2005年）と比べて、現状を上回る温暖化対策をとらなかった場合<sup>\*1</sup>（RCP<sup>\*2</sup>8.5）、21世紀末（2081～2100年）の世界の平均気温は、2.6～4.8℃上昇（赤色の帯）し、厳しい温暖化対策をとった場合<sup>\*3</sup>（RCP<sup>\*2</sup>2.6）でも0.3～1.7℃上昇（青色の帯）する可能性があります。さらに、平均海面水位は、最大82cm上昇すると予測されています。



- \*1 「現状を上回る温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）」とは、2100年における温室効果ガス排出量の最大排出量に相当するシナリオであり、「高位参照シナリオ」ともいう。
- \*2 RCP（代表的濃度経路）：代表的な温室効果ガスの濃度経路を意味するものであり、2.6や8.5などの数字は、地球温暖化を引き起こす効果（放射強制力）を表す。経路は全部で4つ（2.6、4.5、6.0、8.5）あり、数値が高いほど、温室効果ガスの濃度が高く、温暖化を引き起こす効果が高いことを示す。
- \*3 「厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）」とは、将来の気温上昇を2℃以下に抑えるという目標のもとに設定された排出量の最も低いシナリオであり、「低位安定化シナリオ」ともいう。

### 3-2 地球温暖化による影響

地球温暖化によるここ数十年の気候変動は、人間の生活や自然の生態系にさまざまな影響を与えています。例えば、氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつなどの影響、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康など人間への影響が現れはじめています。

### 3-3 本市への影響

環境省及び国立環境研究所の予測結果によると、本市の年平均気温は厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は1～2℃、現状を上回る温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は4～5℃、現在よりも上昇すると予測されています。年平均気温の上昇により猛暑日や熱帯夜が増加し、熱中症などの健康被害の拡大が想定されます。また、地球温暖化により長期的には非常に強い熱帯低気圧や局地的大雨が増加すると予測されており、本市においても暴風や洪水などの風水害リスクが増大すると考えられます。さらに、海面水位の上昇により高潮や砂浜の縮小のほか、沿岸域における井戸の塩水化などの影響が想定されます。海面が30cm上昇すると静岡県内の砂浜の約26%が消えてしまうと予測されており、本市の貴重な自然資源である浜岡砂丘も大きな影響を受けると考えられます。

また、基幹産業であるお茶の栽培に影響を与える可能性があります。お茶は亜熱帯性の作物のため、気温が少し高くなる程度であれば影響は少ないと考えられますが、展葉期（葉が展開する時期）に少雨・高温により水が不足すると、お茶の生育が抑制されます。冬が暖かくなると芽が不揃いになりやすく、機械で摘みにくくなるなどの問題が生じます。

## 第4節 地球温暖化対策の動向

近年、世界では持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定など、地球温暖化対策に関する大きな進展がありました。これを受け、日本でも「地球温暖化対策計画」や「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」などが閣議決定され、2030（令和12）年度、2050（令和32）年度の削減目標達成に向けた取り組みが推進されています。

### 4-1 気候変動枠組条約と京都議定書

増え続ける大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるため、1992（平成4）年に国連の下で「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことが合意されました。

1997（平成9）年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議」（COP3）において「京都議定書」が採択されました。京都議定書の中で日本は、第一約束期間の2008（平成20）年から2012（平成24）年の5年間に、温室効果ガス排出量を1990（平成2）年比で6%削減するという目標を設定しました。その後、政府は「京都議定書目標達成計画」に基づく取り組みを推進した結果、第一約束期間の温室効果ガス排出量は基準年比8.7%減となり、日本は京都議定書の目標である基準年比6%減を達成しました。

### 4-2 SDGs とパリ協定

#### ● 持続可能な開発目標（SDGs）と地球温暖化

2015（平成27）年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」には17の目標が設定されており、この目標のひとつに「13 気候変動に具体的な対策を」という地球温暖化に関連する目標があり、2030（令和32）年に向けた世界共通の目標となっています。

#### ● パリ協定の採択・発効と国の「地球温暖化対策計画」の閣議決定

2015（平成27）年12月に採択された「パリ協定」の目的は、世界共通の長期目標として産業革命前からの平均気温の上昇を2℃未満（1.5℃に抑える努力をする）に抑えるため、各国が削減目標を作成・提出・維持するとともに、長期の削減計画を策定・提出することとされています。

パリ協定を踏まえて政府は、「地球温暖化対策計画」を2016（平成28）年5月に閣議決定しました。この計画では、日本の削減目標である「2020（平成32）年までに2005（平成17）年度比3.8%以上削減」、「2030（平成42）年までに2013（平成25）年度比26%削減」が盛り込まれています。

#### ● 第5次エネルギー基本計画の閣議決定

国のエネルギー政策の基本的な方向性を示し、エネルギー政策の基準となる「第5次エネルギー基本計画」が2018（平成30）年7月に閣議決定されました。同計画では、脱炭素化を目指し、再生可能エネルギーを2050（令和32）年に日本の主力電源とすることが初めて明記されました。

#### ● 国の長期戦略の閣議決定

国は、2019（令和元）年6月にパリ協定に基づく温室効果ガスの低排出型の発展のための長期的な戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しました。同戦略では、最終到達点である「脱炭素社会」を今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050（令和32）年までに80%の温室効果ガスの削減に取り組むため、エネルギー、産業、運輸、地域・暮らし等の各分野のビジョンとそれに向けた対策・施策の方向性を示しています。

## 第5節 区域施策編の概要

### 5-1 区域施策編の位置付けと目的

本区域施策編は、「地球温暖化対策推進法」の第19条第2項に基づく計画として位置付けます。

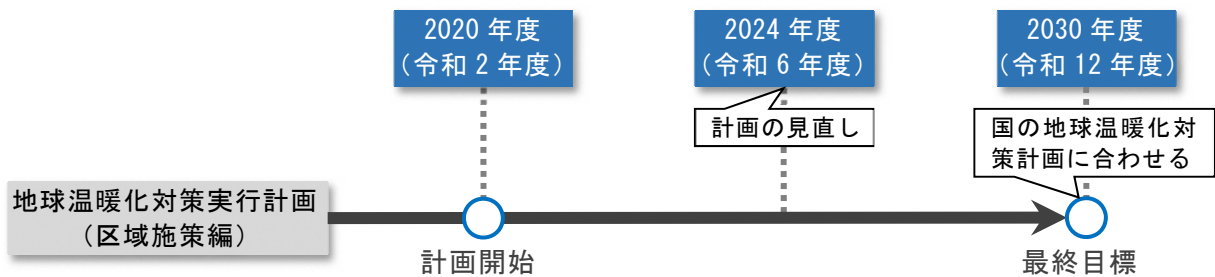
また、本区域施策編は「御前崎市環境基本条例」に基づく「第2次御前崎市環境基本計画」に示した地球温暖化対策を実現することを目的として、具体的な削減目標を明らかにするものです。

市・市民・事業者・滞在者の各主体が、市域の温室効果ガス排出量の現状や削減目標について共有し、連携・協力しながら市域の自然的社会的条件に応じた地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するために策定します。

### 5-2 区域施策編の目標年度

本区域施策編の目標年度は国の「地球温暖化対策計画」の目標年度と合わせて2030（令和12）年度とします。そのため、計画期間は2020（令和2）年度から2030（令和12）年度までの11年間とします。

また、毎年、取り組みの進捗を把握し、環境基本計画の見直しに合わせて見直しを行います。



### 5-3 対象とする温室効果ガス

本実行計画で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策推進法」で規定する7種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）のうち、日本の温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素とします。

対象とする部門は産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野とします。

対象とする部門・分野

部門・分野	内容
産業部門	農林水産業、建設業・鉱業、製造業からの排出
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業のほか、他の部門のいずれにも属さない分野からの排出
家庭部門	家庭からの排出
運輸部門	自動車、鉄道、船舶からの排出
廃棄物分野	廃棄物処理からの排出

## 第6節 温室効果ガス排出量の現状

### 6-1 2016（平成28）年度の排出量と推移

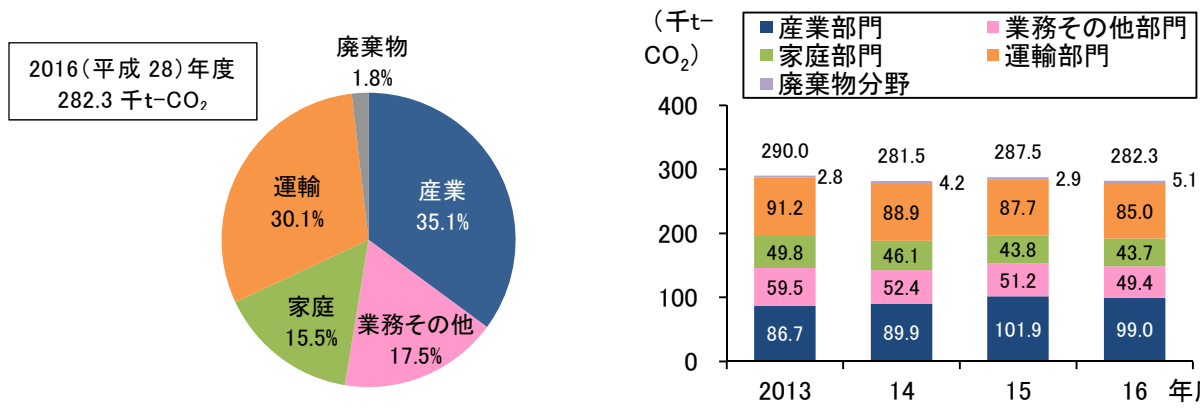
#### ●2013（平成25）年度比で2.7%の減少

本市における2016（平成28）年度の温室効果ガス排出量は282.3千t-CO<sub>2</sub>でした。

部門・分野別に見ると、産業部門が35.1%を占めており、次いで運輸部門（30.1%）、業務その他部門（17.5%）、家庭部門（15.5%）が多くなっています。

2016（平成28）年度の本市全域から発生した温室効果ガスは282.3千t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度である2013（平成25）年度からの推移をみると2.7%減少していますが、この間は増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しています。

部門・分野別にみると基準年度より増加しているのは産業部門と廃棄物分野であり、その他の部門では減少傾向にあります。



御前崎市の市域からの温室効果ガス排出量  
(2016（平成28）年度)

御前崎市の市域からの温室効果ガス排出量

【資料：環境省・地方公共団体実行計画策定・支援サイト】

温室効果ガス排出量の推移（単位は千t-CO<sub>2</sub>）

	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度（平成28年度）		
				排出量	2013（平成25）年度からの増減量	2013（平成25）年度比
産業部門	86.7	89.9	101.9	99.0	+12.3	+14.2%
業務その他部門	59.5	52.4	51.2	49.4	-10.1	-16.9%
家庭部門	49.8	46.1	43.8	43.7	-6.2	-12.4%
運輸部門	91.2	88.9	87.7	85.0	-6.2	-6.8%
廃棄物分野	2.8	4.2	2.9	5.1	+2.4	+85.3%
総排出量	290.0	281.5	287.5	282.3	-7.7	-2.7%

注) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

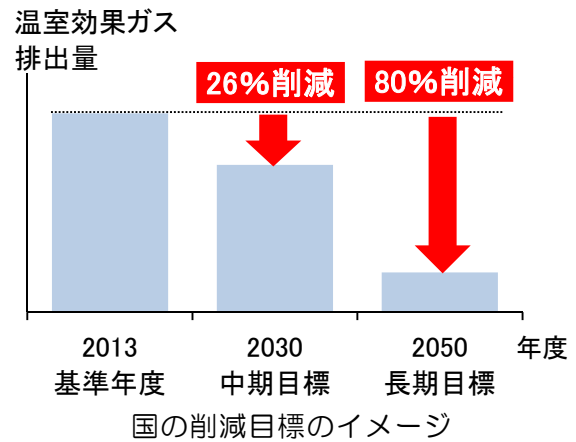
【資料：環境省・地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト】

## 第7節 温室効果ガス排出量の削減目標

### 7-1 国の削減目標

国は「地球温暖化対策計画」（2016（平成28）年5月閣議決定）において、中期目標として2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比26%削減、今世紀中に脱炭素社会を実現するための野心的な長期目標として2050（令和32）年度に現状より80%削減という目標を設定しています。

さらに国は80%削減に向けた長期戦略として、2019（令和元）年6月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しました。



### 7-2 本市の削減目標

#### ●市の施策及び国等の施策波及による削減見込量

本市の施策の実施及び国等との連携により実施する施策の波及により、中期目標（2030（令和12）年度）までに実行可能と考えられる対策実施ケース削減見込量を推計しました。

その結果、現状年度（2016（平成28）年度）からの削減見込量は67.7千t-CO<sub>2</sub>となります。

対策実施ケース削減見込量（2030（令和32）年度）の算定根拠

根拠	根拠となる資料など
A	「第4章 主体別の取り組み」の数値目標（2029（令和11）年度の目標値）による削減効果 ①市有施設からの温室効果ガス排出量 -1.0千t-CO <sub>2</sub> ②廃食用油回収量 -0.29千t-CO <sub>2</sub> ③1人1日当たりごみ排出量 -0.18千t-CO <sub>2</sub>
B	「第2次御前崎市環境基本計画に関するアンケート調査」の「新エネ・省エネ設備やエコカーの導入状況」で「今後導入する予定」「予定はないが導入してみたい」の回答の割合
C	「第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画」（2019（平成31）年）の一般廃棄物処理量の推計
D	「地球温暖化対策計画」（2016（平成28）年閣議決定）の削減目標（全国）を御前崎市分で按分した後、部門・分野別の削減目標から市の施策の実施による削減効果を引いたもの
E	「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編」（環境省、2017（平成29）年）の削減量原単位または削減率の引用
F	「平成29年度家庭部門のCO <sub>2</sub> 排出実態統計調査」（環境省、2018（平成30）年）の削減効果の引用
G	「エネルギー使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」における特定事業者の目標のうち「エネルギー使用に係る原単位（単位当たりのエネルギー使用量）を年平均1%削減」を元に設定したもの
H	国立環境研究所ホームページ「電気自動車は環境にやさしいの？」における電気自動車の温室効果ガス削減効果を引用
I	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構ホームページにおける御前崎の平均日射量及び発電損失量の事例から発電出力1kWあたり1,100kWh/年として設定



現状年度（2016（平成28）年度）からの削減見込量

部門	取り組み項目	取り組み内容	対策実施ケース削減見込量 (2030年度) (千t-CO <sub>2</sub> )	根拠 (P.82 参照)
産業部門	国等の施策波及	産業界における自主的取り組みの推進など	23.7	G
	小計		23.7	
業務その他部門	総合的な地球温暖化対策・エネルギー対策の推進	御前崎市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく市の事務・事業から発生する温室効果ガス排出量の削減	1.1	A
	省エネルギー・再生可能エネルギーの普及・促進	使用済みの廃食用油等を回収・精製し、軽油の代替燃料(バイオ・ディーゼル燃料)として利用(回収量は、基準年度(2013年度):378kl、2030年度目標:660kl)	0.3	A、E
		太陽光発電の導入	3.0	B、I
	国等の施策波及	業務間連携省エネ取り組み推進、建築物の省エネ化 など	7.5	D
	小計		11.9	
家庭部門	省エネルギー・再生可能エネルギーの普及・促進	太陽光発電の導入	0.4	B、E
		ヒートポンプ給湯器*の導入	1.0	B、E
		潜熱回収型給湯器*の導入	0.1	B、E
		燃料電池(コージェネレーション)*の導入	1.3	B、E
		LED照明への転換	0.2	B、E
		HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)*の導入	0.4	B、F
	断熱サッシ・二重サッシ・高断熱材の導入	0.1	B、D	
	国等の施策波及	再生可能エネルギーの最大限の導入 など	7.0	D
小計		10.5		
運輸部門	環境負荷の少ない交通の普及	ハイブリッド自動車の普及	5.7	B、E
		プラグインハイブリッド自動車の普及	4.7	B、E
		電気自動車の普及	6.7	E、H
	国等の施策波及	道路交通流対策*、低炭素物流*の推進 など	3.3	D
小計		20.4		
廃棄物分野	計画的な廃棄物対策と適正処理	一般廃棄物焼却処理量の減量	0.1	A、C、E
	国等の施策波及	バイオマスプラスチック類の普及、最終処分量の削減 など	1.1	D
	小計		1.2	
合計	現状年度(2016年度)からの削減見込量の合計		67.7	

注1) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

注2) 2030(令和12)年度の電気事業者排出係数は、「長期エネルギー需給見通し」(2015(平成27)年、経済産業省)に基づく全電源平均の目標である0.00037t-CO<sub>2</sub>/kWhとした。

●用語解説●

※**ヒートポンプ給湯器**: 空気の熱を集め、生活に必要な熱エネルギーに換えるヒートポンプ技術を活用した環境配慮型の給湯器。夜間電力で効率良くお湯を沸かして昼間に使うことができる。

※**潜熱回収型給湯器**: 従来のガス給湯器よりも効率が良いガス給湯システム。従来のガス給湯器が排出していた熱を上手に活用することで、ガス使用量を抑えてお湯を沸かすことができる。「潜熱回収型給湯器」とも呼ばれる。

※**燃料電池(コージェネレーション)**: LPガスなどを燃焼させて発電しつつ、その排熱を利用して給湯や冷暖房に利用するもの。

※**HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)**: 家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を「自動制御」する。

※**ハイブリッド自動車**: ガソリンで動くエンジンと、電気でも動くモーターが両方搭載されている自動車。

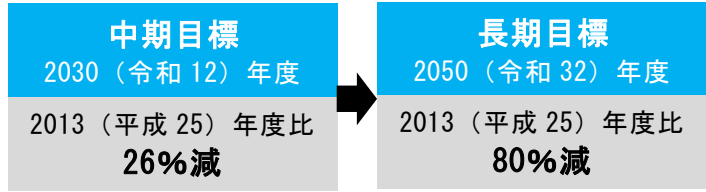
※**プラグインハイブリッド自動車**: コンセントから差込プラグを用いて直接、バッテリーに充電できるハイブリッド自動車。

※**道路交通流対策**: 道路整備における渋滞対策や信号機の集中制御化、自動走行の推進などにより、交通流の集中や交通渋滞を解消し、自動車の走行を円滑にすることで騒音、排気ガス、温室効果ガスの排出を抑制する対策。

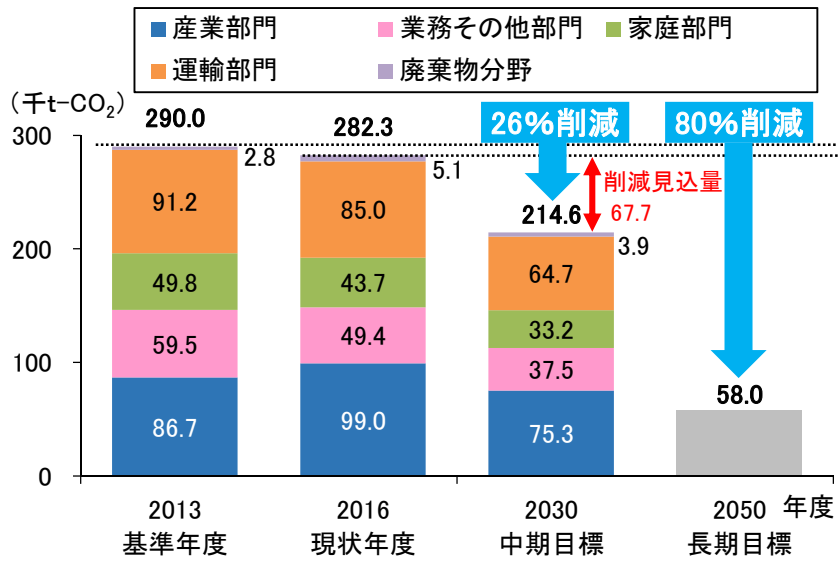
※**低炭素物流**: トラック輸送から、より温室効果ガス排出量の少ない鉄道や海上貨物輸送へのシフト、宅配便の再配達削減など、低炭素型で持続可能な物流のこと。

●本市における削減目標の設定

本区域施策編では国の削減目標に合わせて、2013（平成 25）年度を基準とし、中期目標として2030（令和 12）年度に26%削減、長期目標として2050（令和 32）年度に80%削減という目標を設定します。



本区域施策編の削減目標の実現は、国の「地球温暖化対策計画」の削減目標である基準年度（2013年度）比26%削減に寄与し、さらにはパリ協定の目標「産業革命前からの気温上昇を2℃未満にする」の達成につながるものです。最終的には、平均気温の上昇による熱中症など健康被害の拡大、非常に強い熱帯低気圧や局地的大雨の増加による風水害リスクの増大、浜岡砂丘の縮小やお茶栽培への影響など、本市で生じる可能性のある地球温暖化による影響を緩和することにつながります。



温室効果ガス排出量の推移

注) 基準年度の2013（平成 25）年度の排出量（290.0 千 t-CO<sub>2</sub>）の26%削減量（214.6 千 t-CO<sub>2</sub>）を2030（令和 12）年度の中期目標とした。また、中期目標の部門・分野別の割合は、2016（平成 28）年度の現状年度の部門・分野別の割合と同じとして設定した。

温室効果ガス排出量の推移（単位は千 t-CO<sub>2</sub>）

	2013 年度 (平成 25 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)		2050 年度 (令和 32 年度)	
	基準年度	現状年度	中期目標	2013 (平成 25) 年度からの増減量	2016 (平成 28) 年度からの増減量	長期目標
産業部門	86.7	99.0	75.3	-11.4	-23.7	58.0
業務その他部門	59.5	49.4	37.5	-21.9	-11.9	
家庭部門	49.8	43.7	33.2	-16.7	-10.5	
運輸部門	91.2	85.0	64.7	-26.6	-20.4	
廃棄物分野	2.8	5.1	3.9	+1.1	-1.2	
総排出量	290.0	282.3	214.6	-75.4	-67.7	
基準年度比	-	-2.7%	-26%	-	-	-80%

注 1) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

注 2) 電気事業者排出係数は、2025（令和 7）年度は現状年度（2016（平成 28）年度）の据え置き、2030（令和 12）年度は「長期エネルギー需給見通し」（2015（平成 27）年、経済産業省）に基づく全電源平均の目標である0.00037t-CO<sub>2</sub>/kWhとした。

## 第8節 地球温暖化に関する取り組み

### 8-1 取り組みの体系

「地球温暖化対策推進法」では、地方公共団体は地域の自然的条件に応じた温室効果ガス排出の抑制等のための施策を推進することとされており、同法第20条第3項（第1～4号）において、4項目の施策に関する事項が示されています。本区域施策編に基づく取り組みは、環境基本計画の施策体系に組み込んでいますが、同法第20条第3項の4項目ごとに取り組みの方向、取り組み項目を示します。

直接寄与 間接寄与	環境目標	取り組みの方向	取り組み項目
<b>1 再生可能エネルギーの利用促進</b> 【地球温暖化対策推進法 第21条 第3項 第1号に準じた取り組み】			
直接寄与	【環境目標5】 地球環境の保全	9 地球温暖化を止める	②省エネルギー・再生可能エネルギーの普及・促進
<b>2 区域の事業者・住民の活動促進</b> 【地球温暖化対策推進法 第21条 第3項 第2号に準じた取り組み】			
直接寄与	【環境目標5】 地球環境の保全	9 地球温暖化を止める	①総合的な地球温暖化対策・エネルギー対策の推進 ②省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入・促進
間接寄与	【環境目標1】 自然環境の保全と生物多様性の確保	2 緑豊かな森林と農地をまもる	⑤地産地消及び環境保全型農業の推進
<b>3 地域環境の整備及び改善</b> 【地球温暖化対策推進法 第21条 第3項 第3号に準じた取り組み】			
直接寄与	【環境目標5】 地球環境の保全	9 地球温暖化を止める	③環境負荷の少ない交通の普及
間接寄与	【環境目標1】 自然環境の保全と生物多様性の確保	1 きれいな海と川をまもる	②海岸林・海岸植生の保全
		2 緑豊かな森林と農地をまもる	①森林・樹木の保護 ②森林の適正管理と木材の利用促進
間接寄与	【環境目標2】 快適環境の保全と創造	5 公園・緑地をまもる	①公園・緑地の整備と適正管理及び利用促進 ②緑化の推進
		<b>4 循環型社会の形成</b> 【地球温暖化対策推進法 第21条 第3項 第4号に準じた取り組み】	
直接寄与	【環境目標4】 資源の循環利用	8 ごみの減量とリサイクルをすすめる	①計画的な廃棄物対策と適正処理 ②リデュース・リユースの推進 ③リサイクルの推進

注）直接寄与は温室効果ガスの排出削減に直接的に寄与するもの、間接寄与は温室効果ガスの排出削減に間接的に寄与するものを示す。

## 8-2 地球温暖化対策に向けた取り組み

「地球温暖化対策推進法」の第20条第3項で定められている4つの項目ごとに地球温暖化対策に向けた取り組みをまとめます。なお、ここで掲げた取り組みは、「第4章 主体別の取り組み」の「市の取り組み」と重複します。

表の見方

- 各取り組みが「産業部門」「業務その他部門」「家庭部門」「運輸部門」「廃棄物分野」のどれと関連性があるかを●印で示しています。
- 温室効果ガスの排出削減に間接的に寄与するものについては、「吸収源」という欄に●印で示しています。

### ●再生可能エネルギーの利用促進

#### 【地球温暖化対策推進法 第21条 第3項 第1号に準じた取り組み】

石油や石炭などの化石燃料の使用を抑制するため、太陽光発電や風力発電、小水力発電などの再生可能エネルギーの導入を促進します。

	産業	業務	家庭	運輸	廃棄物	担当課
再生可能エネルギーの導入・促進						
◇ 家庭からの使用済みや期限切れの食用油を回収した後に、回収した食用油を民間企業において精製し、軽油の代替燃料（バイオ・ディーゼル燃料）として利用するように、リサイクルを推進します。		●		●	●	環境課
◇ 地域産業での再生可能エネルギーの活用を図ります。	●	●				エネルギー政策課
◇ 海洋エネルギー活用や小水力発電など、新たなエネルギーシステムの開発を検討します。		●				
◇ 公共施設や観光施設への再生可能エネルギーの積極的な導入を図るとともに、その具体的な効果を発信します。		●				
◇ 太陽光発電や風力発電に伴う無秩序な開発を防ぐため、ガイドラインの周知や指導などにより、再生可能エネルギーの導入の適正化を図ります。		●				
◇ 自家消費型の再生可能エネルギーや蓄電システム、次世代自動車の活用などにより、低炭素で災害に強いエネルギーシステムの導入を図ります。	●	●	●	●		
◇ 再生可能エネルギー機器の設置を推奨します。	●	●	●			

● 区域の事業者・住民の活動促進

【地球温暖化対策推進法 第21条 第3項 第2号に準じた取り組み】

地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）やエネルギービジョン、エコアクション21に基づく地球温暖化対策を推進するとともに、省エネルギーの普及・促進、地産地消の推進などを図ります。

	産 業	業 務	家 庭	運 輸	廃 棄 物	担当課
<b>総合的な地球温暖化対策・エネルギー対策の推進</b>						
◇ 御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、温室効果ガスの市内排出量を削減します。	●	●	●	●	●	環境課
◇ 御前崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量を削減します。		●			●	
◇ 市の地球温暖化防止に関する取り組みの公表とPRを行います。		●				
◇ 市の事務事業についてエコアクション21に基づく取り組みを推進します。		●				
◇ 市が所有する施設についてエコアクション21への参加を拡大します。		●				
◇ ISO14001、エコアクション21（自治体イニシアティブ・プロジェクト）の事業者への導入を支援します。	●	●				
◇ 市民の取り組みの強化月間（6月環境月間、8月食中毒防止月間、10月食品ロス月間、12月不法投棄防止）を設け、キャンペーン等を行います。		●	●		●	
◇ オゾン層保護法、家電リサイクル法、フロン回収破壊法、自動車リサイクル法に基づく取り組みを、家庭や事業所に対し周知します。	●	●	●	●		
<b>省エネルギーの推進</b>						
◇ 家庭における二酸化炭素の排出削減・抑制のため、うちエコ診断などを環境月間やイベントなどで普及します。			●			環境課
◇ 次世代住宅（スマートハウス、ZEH）の普及を図ります。			●			エネルギー政策課
◇ 省エネルギー機器の設置を推奨します。	●	●	●			エネルギー政策課
◇ 全国の実証実験の事例などを踏まえて、環境負荷の小さい超小型モビリティ（電気自動車）の普及を図ります。				●		
◇ 家庭・事業所での二酸化炭素の排出削減に向けて省エネルギー情報や事例などの提供を行います。	●	●	●			エネルギー政策課 環境課
◇ エネルギーに関する教育・学習機会や情報提供の充実を図ります。			●			エネルギー政策課 学校教育課
◇ 二酸化炭素排出量の多い市の施設から優先的に省エネ診断及び改修を行います。		●				財政課 各課

	産業	業務	家庭	運輸	廃棄物	
◇ 市の施設への LED 照明の導入、高効率空調（インバーターやヒートポンプ式の空調設備）の導入、燃料転換、建築物の省エネ化、上下水道等の温室効果ガス排出抑制策、ESCO 事業の検討などを行います。		●				財政課 各課
◇ 道路照明灯や公共施設照明灯の LED 化を図ります。		●		●		
◇ 住宅のリフォームによる省エネ化・長寿命化などを推進します。			●			都市政策課
<b>地産地消の推進</b>						<b>担当課</b>
◇ 地産地消を推進するため、農産物、水産物直販施設の充実を図ります。		●		●		農林水産課
◇ 道の駅・あらかわふる里公園を農産物販売促進施設として有効活用を進めます。		●		●		
◇ イベント等で市の農産物を PR し、地産地消を促進します。		●		●		
◇ 健康講話の際には地場産品を使った献立を考え、地産地消の普及に努めます。		●		●		健康づくり課
◇ 学校給食において、食材はできる限り地場産品を使用するよう努め、地産地消を推進します。		●		●		学校給食センター

● 地域環境の整備及び改善

【地球温暖化対策推進法 第21条 第3項 第3号に準じた取り組み】

温室効果ガスを削減するためには、機器の性能の向上などの単体の対策だけでは不十分であり、低炭素型のまちづくりを推進して行くことが必要です。そのため、環境負荷の少ない交通の普及を進めていくとともに、樹木等による二酸化炭素の吸収（吸収源対策）を、を促進する森林の適正管理や緑化の推進を図ります。

	産業	業務	家庭	運輸	廃棄物	
<b>環境負荷の少ない交通の普及</b>						
◇ イベント時に公共交通機関の利用を推奨します。				●		各課
◇ 市単独及び周辺自治体と共同で、自主運行バスの運転を行います。				●		企画政策課
◇ 交通結節点やバス停周辺の整備を行い、持続性に配慮した運行サービスを検討しバスの利用促進を図ります。				●		
◇ 地域の特性に応じた持続可能な移動手段の確保を図ります。				●		都市政策課 建設課
◇ 安全で快適な歩行者空間を確保します。				●		
◇ 環境負荷の軽減に配慮したエコドライブを推進します。				●		各課

産 業	業 務	家 庭	運 輸	廃 棄 物
--------	--------	--------	--------	-------------

環境負荷の少ない交通の普及(つづき)					担当課
◇ 公用車には燃費効率の良いハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車などの次世代型自動車の積極的な導入を図ります。		●	●		各課
◇ 通勤などの自動車の相乗りを呼びかけ、自動車交通の削減による環境改善を図ります。			●		財政課 総務課

吸  
収  
源

海岸林・海岸植生の保全					担当課
◇ 海岸防風林の松枯れ対策を進めると共に、竹林の不要な拡大防止を図り、海岸環境の保全に努めます。				●	農林水産課
森林・樹木の保護					担当課
◇ 保安林等の植樹を行い、防災林の保護をします。				●	農林水産課
森林の適正管理と木材の利用促進					担当課
◇ 御前崎市森林整備計画に基づき、事業者に対して指導を行います。				●	農林水産課
◇ 山林所有者や市民等と協働で、地域の植生や自然環境に配慮した山林の適正管理の推進に取り組みます。				●	
◇ 森林の適切な管理に向けた山林所有者の支援を行います。				●	
◇ 治山事業を推進し、倒木被害や土砂崩れなどの未然防止に努めます。				●	
◇ 森の力再生事業の積極的なPRに努めます。				●	
公園・緑地の整備と適正管理及び利用促進					担当課
◇ 公園のごみ拾いや緑化について、市民協働で取り組みます。				●	管理課
◇ 地元団体や管理組合に委託実施する植生管理の充実に努めます。				●	
緑化の推進					担当課
◇ グリーンバンクなどの活用を図り、公共施設の緑化を推進します。				●	管理課
◇ 市民の憩いの場である公園・広場等の緑化を推進します。				●	各課
◇ 都市公園の緑化を推進します。				●	管理課 都市政策課
◇ 花の会など管理団体の活動を支援して緑化を推進します。				●	商工観光課
◇ 市民や事業者に対して緑化の推進を勧奨します。				●	都市政策課

●循環型社会の形成

【地球温暖化対策推進法 第21条 第3項 第4号に準じた取り組み】

温室効果ガスの排出を抑制するためには、ごみを減量・資源化することで焼却量を削減することや、焼却するプラスチック類の量を削減することが必要です。そのため、計画的な廃棄物対策と適正処理、リデュース・リユース・リサイクルなど3Rの推進を図ります。

	産業	業務	家庭	運輸	廃棄物	担当課
<b>計画的な廃棄物対策と適正処理</b>						<b>担当課</b>
◇ 一般廃棄物処理基本計画に基づいた計画的な廃棄物の減量・リサイクル、適正処理を行います。					●	環境課
◇ ごみ集積所での回収を円滑に行うため、ごみ収納施設の整備を推奨します。					●	
◇ ごみ出しルールについて、市民や滞在者への周知徹底を図ります。					●	
◇ 町内会管理のごみ集積所の管理あるいは監視について町内会への指導を実施します。					●	
◇ ごみ出しルールや散乱防止の指導について町内会を通じて啓発活動を実施します。					●	
◇ 排出事業者のごみの分別・リサイクルを徹底させるため、ごみ焼却施設において展開検査を実施します。					●	
◇ ごみ焼却施設の老朽化に対応するため、牧之原市及び牧之原市御前崎市広域施設組合と施設の延命化及び更新について検討します。					●	
<b>リデュース・リユースの推進</b>						<b>担当課</b>
◇ 日常生活から大量の廃棄物が出ている現状を見直し、市・市民・事業者それぞれが実施できるごみの減量化対策に取り組めます。					●	環境課
◇ マイバッグ運動を積極的に推進します。					●	
◇ 市内店舗におけるレジ袋有料化の推進と協定店舗の拡大に努めます。					●	
◇ マイクロプラスチックなどの海洋ごみの削減に向けた啓発を行います。					●	
◇ 住宅耐震化の補助により、災害ごみの発生を抑制します。					●	都市政策課
◇ 健康講話の際には、食品ロスの削減を推進します。					●	健康づくり課
◇ 食育指導により、学校給食の残さの削減に努めます。					●	学校給食センター
◇ 廃棄物の削減を意識した物品の購入・使用を徹底します。					●	各課
◇ 庁内の用紙使用量を削減します。					●	
◇ 廃棄物の削減を意識した物品の購入・使用を徹底します。					●	



	産 業	業 務	家 庭	運 輸	廃 棄 物	担当課
<b>リサイクルの推進</b>						
◇ 外食産業やスーパー等でのリサイクル活動を推進します。					●	環境課
◇ 従来、営業、生産活動において廃棄されていた排出物の有効活用を検討し、資源化率の向上に取り組みます。					●	
◇ 県と連携し、食品ロス削減のための啓発を行います。					●	
◇ 資源物を回収する活動を推奨します。					●	
◇ 生ごみ削減のため、家庭用生ごみ処理機器の購入を推奨します。						
◇ 市民を対象に出前ごみリサイクル教室を行います。					●	
◇ 浜岡地区、御前崎地区2箇所にて資源拠点回収を継続します。						
◇ 家庭からの使用済みや期限切れの食用油を回収した後、回収した食用油を民間企業において精製し、軽油の代替燃料（バイオ・ディーゼル燃料）として利用するように、リサイクルを推進します。		●		●	●	
◇ ごみの分別・リサイクルが適切に行えるよう、排出事業者に指導します。					●	
◇ 下水道汚泥を堆肥化し、リサイクルを推進します。					●	
◇ 公園の剪定枝や落ち葉などの資源化に努めます。					●	管理課
◇ 食品ロス削減のために、フードドライブ事業を推進します。					●	福祉課
◇ 建設リサイクル法の届け出が、適正に行えるよう周知します。					●	都市政策課
◇ 建設発生土、コンクリートガラ、アスファルトガラのリサイクルを推進します。					●	各課
◇ イベント実施時には分別ごみ箱を設置し、廃棄物の再資源化に努めます。					●	
◇ イベント実施時にはリサイクル商品を積極的に利用し、来場者に周知・啓発します。					●	

### 8-3 気候変動への適応策

国は、気候変動による様々な影響に対する適応策を推進するため、2018（平成30）年12月に「気候変動適応法」を施行するとともに、「気候変動適応計画」を閣議決定しました。また、静岡県では、2019（平成31）年3月に「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」を策定し、「気候変動適応法」に基づく「静岡県気候変動適応センター」を静岡県環境衛生科学研究所内に設置しました。

本市においても今後、国や県の動向を踏まえた上で、適応策に関する情報を蓄積し、対策の検討を進めていきます。

# 第6章 計画の進行管理と推進体制

## 第1節 計画の進行管理

本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムにおいて継続的改善を行う PDCA (Plan、Do、Check、Action) サイクルで実行します。

具体的にはまず、各担当課が「市の取り組み」の立案（それぞれの施策・事業への適切な環境施策の織り込み）を行います。この「市の取り組み」を着実に実行し、実施状況を点検・評価しながら、毎年見直しを行います。

なお、環境基本計画全体については、概ね5年を経過した時点で見直すこととします。

### 1-1 計画 (Plan)

#### ● 毎年度

- 市は毎年度、見直し (Action) の結果を受けて「市の取り組み」に掲載した施策・事業を再確認し、環境への配慮を織り込みます。
- 見直した「市の取り組み」を総合計画の実施計画などに反映します。

#### ● 概ね5年ごとの計画の策定・改定時

- 市は市民・事業者の意見を広く取り入れた計画づくりを行います。
- 環境保全対策審議会は、市長から環境基本計画に関する諮問を受けて審議を行い、その結果を市長へ答申します。

### 1-2 実行 (Do)

- 市は個別の施策・事業などの「市の取り組み」を推進するとともに、「市民・事業者・滞在者の取り組み」の推進を図ります。
- 市民・事業者・滞在者は自発的・積極的に取り組みを推進するとともに、「市の取り組み」に協力します。

### 1-3 点検 (Check)

- 「第4章 主体別の取り組み」に示した「数値目標」「市の取り組み」の状況の把握は、エコアクション21推進員（エコリーダー）が行います。
- エコリーダーがまとめた結果を元に環境報告書を作成し、幹部会議に報告します。
- 環境報告書は、環境保全対策審議会で点検・評価をした後に、ホームページなどで公表し、市民・事業者から意見を募ります。

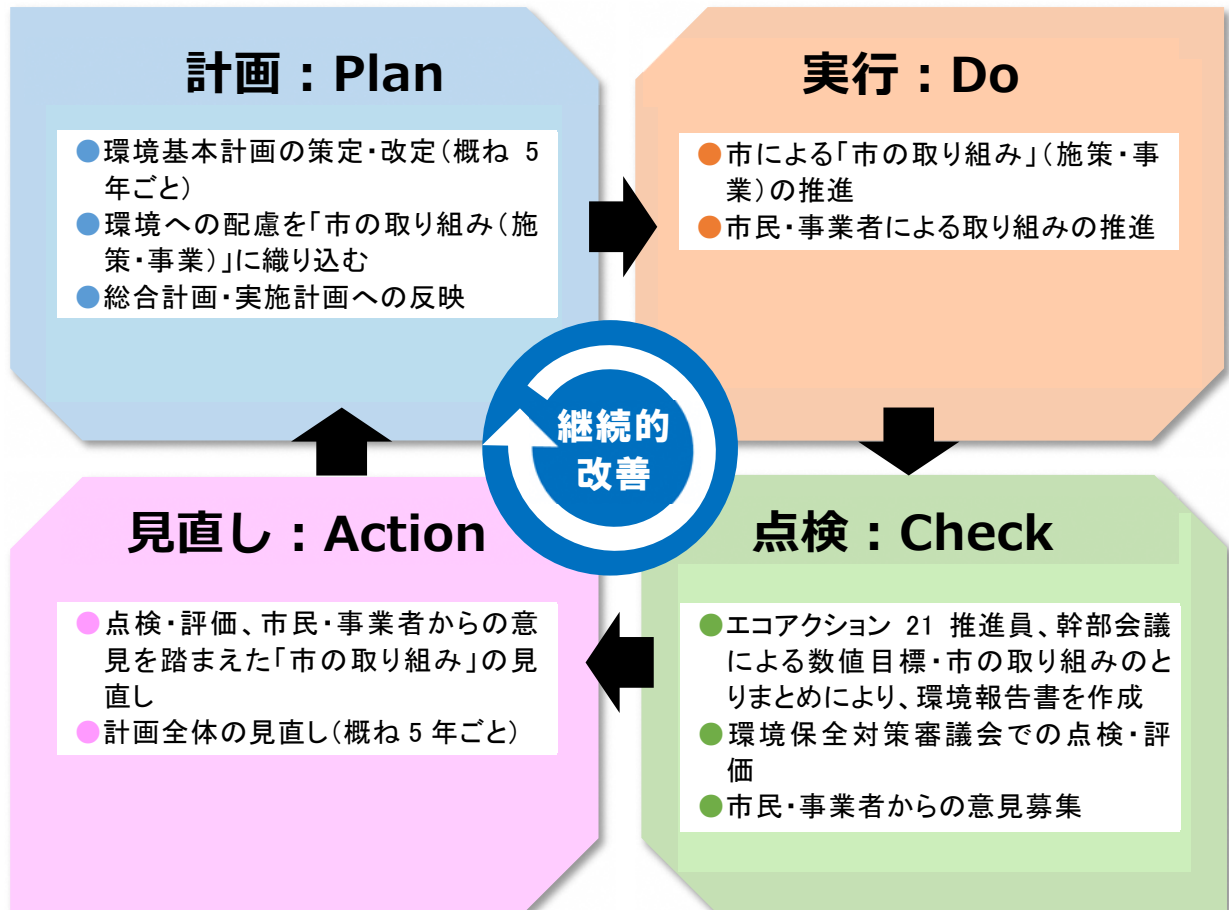
## 1-4 見直し (Action)

### ● 毎年度

- 環境保全対策審議会における点検・評価、市民・事業者からの意見を踏まえ、市は「市の取り組み」の見直しを行います。

### ● 概ね5年ごとの計画の策定・改定時

- 必要に応じ、概ね5年後を目途に計画内容を見直します。



## 第2節 計画の推進主体と役割

「御前崎市環境基本条例」の第4条から第7条には、環境の保全及び創造のために市、市民、事業者、滞在者の各主体が果たすべき責務が定められています。本計画を確実に推進していくためには、これらの各主体が自らの責務を果たすとともに互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力していくことが必要です。

そこで、本節では計画の推進のため各主体に期待される取り組みに加え、環境保全対策審議会や市内の横断的組織などについて示します。

### 2-1 各主体

#### ●市

市は各種の施策・事業を実施し、本計画の策定及び市の施策・事業の総合的な推進、進行管理を行うとともに、市民・事業者・滞在者の環境保全活動の支援・協力を行います。

#### ●市民

市民は地域から地球レベルの環境問題を認識しつつ、日常生活に伴う環境への負荷の低減に取り組めます。また、日頃から環境への関心を持ち、子どもたちへ環境教育・環境学習を行うとともに、市が実施する施策への協力も行います。

#### ●事業者

事業者は地域の一員として環境の保全に対する社会的責任を認識し、公害の防止や自然環境の保全、廃棄物の適正処理、再生資源の活用など、事業活動に伴う環境負荷の低減を図ります。また、地域活動への参加に積極的に取り組むとともに、市が実施する施策への協力も行います。

#### ●滞在者

滞在者は市が実施する施策・事業への協力をするとともに、本市滞在中にできる限りの環境負荷の低減に向けて努力します。

### 2-2 計画推進のための組織

#### ●環境保全対策審議会

環境保全対策審議会は、「御前崎市環境基本条例」第21条に基づいて設置するものであり、計画策定時には市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項について審議します。

環境保全対策審議会では毎年、環境報告書に基づき数値目標と市の取り組み状況について報告を受け、審議します。

#### ●幹部会議

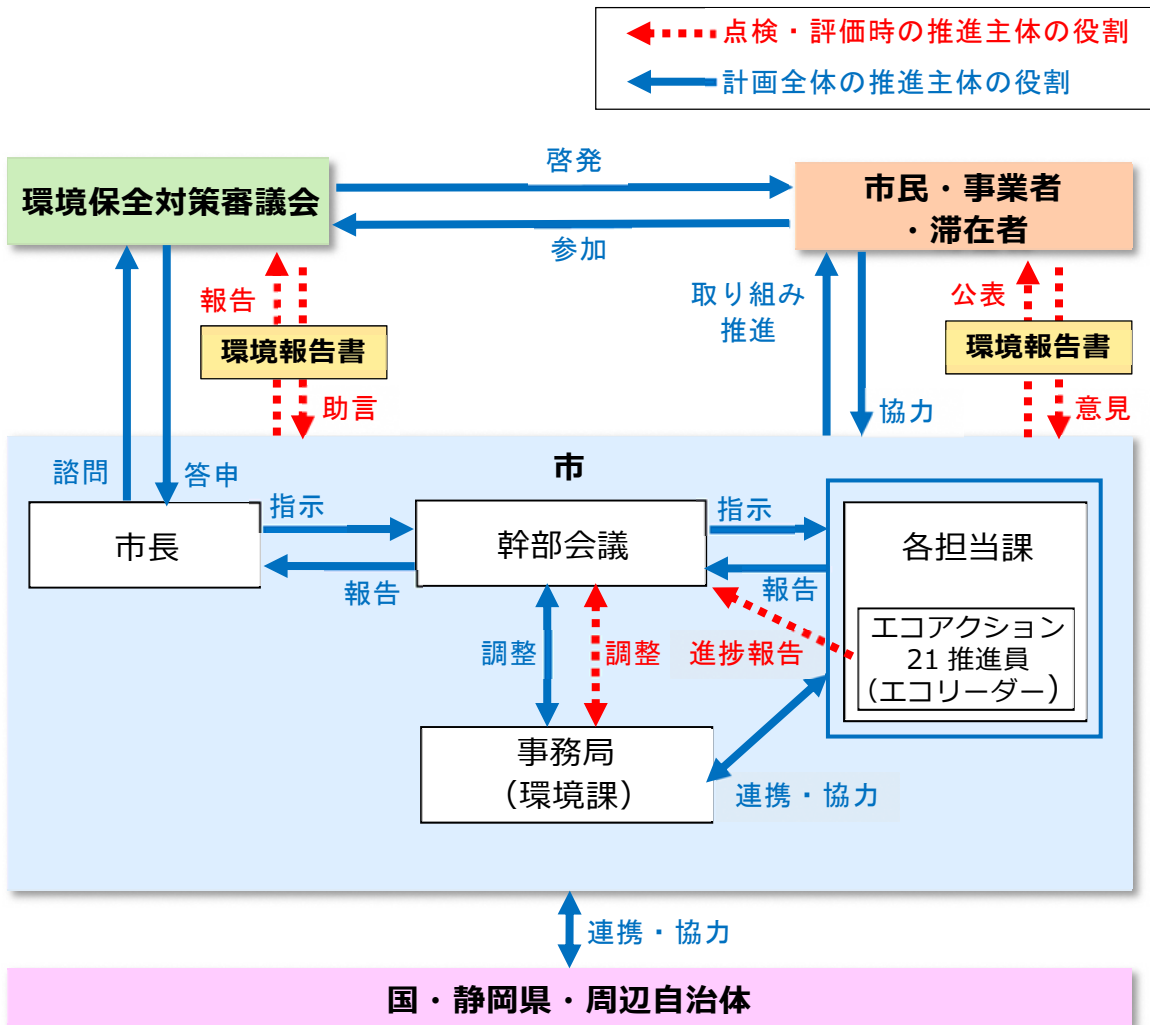
市が本計画を率先して実行していくために、幹部会議を活用します。幹部会議では毎年度、エコアクション21推進員(エコリーダー)がとりまとめた数値目標と市の取り組み状況についてまとめた環境報告書を報告します。

●各担当課

各担当課は、市の施策・事業を実施する際に環境への配慮を行うことによって、市の取り組みを着実に実施します。また、毎年度、エコアクション21推進員（エコリーダー）は数値目標や市の施策の実施状況を把握します。

●事務局

事務局は各主体から市への環境に関する意見提出、問い合わせの窓口として機能するとともに、さまざまな環境情報を各主体へ提供します。



計画の推進主体



## 第3節 計画の推進方策

計画の周知・広報、個別計画との調整、環境報告書の作成・公開、予算措置など、計画を推進するための推進方策やその方向性について示します。

### 3-1 計画の周知・広報

本計画の周知・広報のため、計画書及び概要版の配架（市役所、図書館、公民館など）、回覧（回覧板など）、ホームページへの掲載などを行うほか、「広報おまえざき」やケーブルテレビなどによる広報を行います。さらに、環境に関するイベントや出前講座など、あらゆる場面における広報を心がけます。

### 3-2 個別計画との調整

本計画は「第2次御前崎市総合計画」をはじめ、市の他の行政計画や国・県の計画などと調整を図りながら推進します。なお、「御前崎市環境基本条例」第10条に規定されているように、環境に影響を及ぼすと認められる施策を実施する時には、本計画との整合を図る必要があります。

### 3-3 環境報告書の作成・公開

環境の現況や進行管理に関わる事項について毎年、環境報告書を作成します。また、環境報告書の公表や、その概要を広報紙・ホームページなどを通じて公開することにより、市民・事業者・滞在者に対し、十分な情報提供を行います。

### 3-4 予算措置

本計画に掲げられた取り組みを実施するため、計画の進捗状況や取り組みの有効性を検証しつつ、必要な財政上の措置を講じます。



## 資料編

## 1 策定の経緯

2019（令和元年）		
5月 28日	作業部会	◆計画策定スケジュールについて ◆環境関連計画・施策調査について
6月	アンケート調査実施	◆市民1,000人（回答率33.3%） ◆事業者100社（回答率62.0%）
8月 29日	作業部会	◆基礎調査結果の確認、区域施策編の現況調査、計画案の確認
10月 8日	策定会議	◆計画案の確認
10月 24日	作業部会	◆計画案の確認
12月 2日	策定会議	◆計画案の確認
	4日 環境保全対策審議会	◆計画案の審議
12月 16日	パブリックコメント	◆12月16日～1月10日まで実施（市ウェブサイト、環境課、御前崎支所にて閲覧）
2020（令和2）年		
1月 24日	市長から環境保全対策審議会へ諮問	◆諮問
2月 27日	策定会議	◆計画案の確認
3月 17日	環境保全対策審議会から市長へ答申	◆答申

## 2 委員名簿

## (1) 環境保全対策審議会（敬称略、◎会長 ○副会長）

氏名	所属	氏名	所属
山下 智久◎	御前崎市農業委員会会長	山本 満	遠州夢咲農協地区担当理事
植田 浩之○	御前崎市議会代表	増田 久人	ハイナン農協白羽支店代表理事
河原崎 恵士	御前崎市議会代表	藪田 国之	南駿河湾漁業協同組合代表理事組合長
村松 彰	新野地区町内会長総代	栗田 徳光	新野川・筏川の自然を守る会代表
鈴木 しづ子	御前崎市消費者グループ会長	赤堀 幸広	御前崎市食品衛生協会会長
松井 裕子	御前崎市花の会会長	井上 隆夫	静岡県環境資源協会
河原崎 健司	御前崎市商工会長	高田 正義	静岡県自然公園指導員

## (2) 庁内検討会議（策定会議、作業部会）

策定会議			作業部会		
副市長		鴨川 朗			
総務部	総務部長	増田 正行	企画政策課	主任	澤入 正和
			エネルギー政策課	係長	鴨川 智
			財政課	主任	出野 浩平
市民生活部	市民生活部長	水野 直寿	上下水道課	主査	松井 智宏
健康福祉部	健康福祉部長	大倉 勝美	健康づくり課	係長	上田 絵美
建設経済部	建設経済部長	山本 正典	建設課	係長	鈴木 志麻子
			都市政策課	課長補佐	石川 勝俊
			管理課	係長	匂坂 和義
			農林水産課	係長	河原崎 充
			商工観光課	係長	原口 大吾
教育委員会	教育部長	長尾 智生	学校教育課	係長	澤入 朋美
			社会教育課（図書館）	係長	村本 薫
			環境課（事務局）	課長	清水 正明
				課長補佐	山口 敏徳
				係長	松本 亜泉

### 3 諮問・答申文

#### (1) 諮問

御前崎市環境保全対策審議会会長様	御環第103号 令和2年1月24日
	御前崎市長 柳澤重夫
第2次御前崎市環境基本計画について（諮問）	
このことについて、御前崎市環境基本条例第9条第3項の規定に基づき、貴審議会に諮問します。	
（諮問理由）	
当市では、人と自然が共生できる、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指し、市民が共に力を合わせて、環境の保全と創造を推進し、健康で安全かつ快適な生活の確保のため、御前崎市環境基本条例を平成18年12月25日に制定し、平成19年4月1日から施行しました。	
また、当該条例第9条第1項において、「市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。」と規定しており、平成22年度から平成31年度までの10年間にわたる環境基本計画を策定し、環境保全に関する施策を推進してまいりました。	
この度、令和元年度で計画期間の満了を迎えるため、次期環境基本計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めるものであります。	

#### (2) 答申

御前崎市長 柳澤重夫 様	令和2年3月13日
	御前崎市環境保全対策審議会 会長 山下智久
答 申 書	
令和2年1月24日付け御環第103号で諮問のありました第2次御前崎市環境基本計画について、当審議会でも慎重に審議を行った結果、適当であると判断したのでその旨を答申いたします。	
なお、今後の計画の推進に当たっては、下記の事項について留意されますようお願いいたします。	
記	
1 計画の推進に当たっては、御前崎市環境基本条例の基本理念を踏まえ、望ましい環境像「守ろう 豊かな自然 創ろう 次世代へつなぐまち」を実現するため、計画を広く周知するとともに、市・市民・事業者・滞在者が協働して取り組むこと。	
2 環境施策の実施に当たっては、担当部署だけでなく庁内各部署の横断的な連携を図り、計画的に進めること。	
また、数値目標や市の取り組みについて、毎年計画の進捗状況を公表するとともに、各主体の意見や社会情勢の変化等を踏まえ、適切な見直しを行うこと。	
新たに計画に盛り込んだ第5章地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、国や県の動向を踏まえ、積極的に取り組むこと。	



## 4 御前崎市環境基本条例

### ○御前崎市環境基本条例

(平成18年12月25日条例第21号)

#### 目次

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策  
(第8条―第20条)

第3章 環境保全対策審議会(第21条・第22条)

#### 附則

御前崎市は、北部は牧之原台地から続く丘陵地帯、南部は御前崎灯台の建つ岬や遠州灘海岸の砂丘地帯など豊かな自然環境に恵まれ、その恩恵を享受する中で地域固有の文化を育み、大切に守り育ててきた。

しかしながら、近年の社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化などに伴う都市生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕著化してきており、生活の利便性が高まる一方で環境への負荷を増大させ、生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしている。

私たち市民は、この自然環境に恵まれた中で住みよい生活を確保するため、自然と共生し、自らの生活様式や社会活動のあり方を見つめ直し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築しなければならない。

このような認識の下に、私たち市民は共に力を合わせて、環境の保全と創造を推進し、健康で安全かつ快適な生活の確保のため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号。以下「法」という。)の精神にのっとり、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚

染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(4) 環境の保全及び創造 公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害の防止、自然の恵沢の確保等並びに、水及び空気、そこに生息する動植物等の自然の構成要件を有効に活用することにより、環境に優しく、市民が潤いと安らぎを感じる快適な生活空間を創り出すことをいう。

##### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ快適な生活を営む上で欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好で快適な環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、自然環境に恵まれた市の特性を生かし、自然と人との共生を確保し、すべての者が公平な役割分担の下で環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、自主的かつ積極的に市民が取り組むことによって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であるため、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

##### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市の自然的条件及び社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、事業者及び市民の参加及び協力を促進し、その意見を適切に反映するとともに、事業者及び市民の環境の保全に関する活動を支援し、及びこれに協力するよう努めなければならない。

##### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

##### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動が環境に与える影響を認識するとともに、これに伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適

正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。  
2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を自ら積極的に講ずる責務を有する。

3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

第 7 条 旅行者その他市に滞在する者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するとともに、その滞在に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策  
(施策の基本方針)

第 8 条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全並びに自然環境の適正な保全が図られること。
- (2) 地域性豊かな自然景観を保全するとともに、歴史的遺産及び文化的遺産の保全並びに緑化の推進を図ることにより、人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (3) 森林、海岸等における多様な自然環境が良好な状態に保持されるとともに、野生生物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保が図られること。
- (4) 資源の循環的な利用、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用等を促進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

(環境基本計画)

第 9 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらか

じめ市民等の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、第 21 条の御前崎市環境保全対策審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更を行う場合について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第 10 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保し、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(規制の措置)

第 11 条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議して必要な規制の措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第 12 条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させることとなるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる措置を講ずるように努めるものとする。

- (1) 必要かつ適正な財政上の措置その他の措置
- (2) 適正かつ公平な経済的負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果その措置を講ずることが特に必要と認められるときは、そのために必要な措置

(公共的施設の整備等の推進)

第 13 条 市は、下水道、一般廃棄物処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備、その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 14 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、事業者等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に努めるものとする。

(教育及び学習の振興)

第 15 条 市は、市民、事業者等が環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減等に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 16 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(次条において「民間団体等」という。)が自発的に行う再生資源に係る回収、地域の緑化その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 17 条 市は、第 15 条の教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民、事業者又は民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を市民、事業者又は民間団体等に適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究等)

第 18 条 市は、国、他の地方公共団体及びその他関係機関と協力して、環境の保全及び創造に関する監視及び測定並びに調査研究、情報の収集に努めるものとする。

(公害に係る苦情処理)

第 19 条 市は、公害に係る苦情処理については、静岡県その他の行政機関と連携し、迅速かつ適正に処理するよ

う努めるものとする。

(国等との協力)

第 20 条 市は、地球環境の保全に関する施策その他広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第 3 章 環境保全対策審議会

(環境保全対策審議会)

第 21 条 市長の諮問に応じ環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、法第 44 条の規定に基づき、御前崎市環境保全対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(報酬及び費用弁償)

第 22 条 審議会の委員の報酬及び費用弁償の額は、御前崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16 年御前崎市条例第 37 号)に定める審議又は調査を行う附属機関等の委員の例による。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。



守ろう 豊かな自然  
創ろう 次世代へつなぐまち  
御前崎



**第2次 御前崎市環境基本計画**  
御前崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

令和2年 3月発行

**御前崎市 市民生活部 環境課**

〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地  
TEL 0537-85-1162 FAX 0537-85-1149  
E-mail kanko@city.omaezaki.shizuoka.jp  
<https://www.city.omaezaki.shizuoka.jp>